

## 第2回意見照会結果及び対応方針（標準機能要件・業務フロー・用語集）

No	対象資料	対象機能			機能要件の修正案		用語集、業務フロー、その他のご意見	修正案、ご意見の理由		
		機能区分	機能番号	修正前（実装すべき機能）	修正前（オプション機能）	修正後（実装すべき機能）		修正後（オプション機能）	区分	理由
1	標準機能要件	申請受付	1.1.2.		<p>マイナポータルびったりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルびったりサービス等」という。）を利用して行われた引越しワンストップサービスにおける転入予約申請又は転居予約申請により申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を經由して取得できること。</p> <p>また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を、期間を指定して一括又は個別に削除できること。</p>				その他	<p>「転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により」とあります。</p> <p>利活用方法検討のため、転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報の項目を具体的に提示ください。</p> <p>※特にマイナンバーが含まれる場合は、利用にあたって特定個人情報保護評価を実施する必要があると思われるので、ご回答願います。</p>
2	標準機能要件	申請受付	1.1.2.		<p>マイナポータルびったりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルびったりサービス等」という。）を利用して行われた引越しワンストップサービスにおける転入予約申請又は転居予約申請により申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を經由して取得できること。</p> <p>また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を、期間を指定して一括又は個別に削除できること。</p>	<p>マイナポータルびったりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルびったりサービス等」という。）を利用して行われた引越しワンストップサービスにおける転入予約申請又は転居予約申請により申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を經由して取得し、<b>管理（参照・登録・修正・削除）</b>できること。</p> <p>また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得し、<b>管理（参照・登録・修正・削除）</b>できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を、期間を指定して一括又は個別に削除できること。</p>			その他	<p>「情報を取得できること。」とありますが、「取得」が具体的にどのような機能で実現されているべきか不明瞭で多義的な表現です。</p> <p>後に「一括又は個別に削除できること。」とあり、就学援助システムに転出証明書情報が登録されていることが示唆されておりますので、「取得」は「2.3. その他の認定に係る情報管理」等と同じく「管理（参照・登録・修正・削除）」という表現に修正し、画面表示だけでなくデータベースへの登録が行われることを明記すべきと考えます。</p> <p>※横並び調整方針の箇所ではございますが、ご検討をお願いいたします。また、当該箇所はデータベースへの登録は不要である意味であった場合はご容赦ください。</p>
3	標準機能要件	申請受付	1.1.2.		<p>マイナポータルびったりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルびったりサービス等」という。）を利用して行われた引越しワンストップサービスにおける転入予約申請又は転居予約申請により申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を經由して取得できること。</p> <p>また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を、期間を指定して一括又は個別に削除できること。</p>	<p>マイナポータルびったりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルびったりサービス等」という。）を利用して行われた引越しワンストップサービスにおける転入予約申請又は転居予約申請により申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を經由して取得できること。</p> <p>また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に<b>係る</b>関係する情報を取得できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を、期間を指定して一括又は個別に削除できること。</p>			その他	<p>「また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得できること。」</p> <p>「係る関係する」とあります。誤字だと思われます。</p>

4	標準機能要件	申請受付	1.1.2.	<p>マイナポータルびつたりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルびつたりサービス等」という。）を利用して行われた引越しワンストップサービスにおける転入予約申請又は転居予約申請により申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。</p> <p>また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を、期間を指定して一括又は個別に削除できること。</p>				その他	<p>「転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。」とありますが、帳票要件に転出証明書情報が定義されている帳票が存在しないように見受けられます。「帳票に出力できること。」とは具体的にどのような機能を指すかご教授ください。</p>
5	標準機能要件	申請受付	1.1.2.	<p>マイナポータルびつたりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルびつたりサービス等」という。）を利用して行われた引越しワンストップサービスにおける転入予約申請又は転居予約申請により申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。</p> <p>また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を、期間を指定して一括又は個別に削除できること。</p>				その他	<p>転出証明書情報を用いて就学援助の申請情報を登録し、その申請が不要になるケースが発生すると思われます。転出証明書情報を用いて作成した申請情報を一括で削除することはできるのでしょうか。</p>
6	標準機能要件	申請受付	1.1.2.	<p>マイナポータルびつたりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルびつたりサービス等」という。）を利用して行われた引越しワンストップサービスにおける転入予約申請又は転居予約申請により申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。</p> <p>また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を、期間を指定して一括又は個別に削除できること。</p>				その他	<p>一括で削除できる旨の記載がありますが、取得の際は一括で取得できるのでしょうか。</p>

7	標準機能要件	申請受付	1.1.2.		マイナポータルびつたりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルびつたりサービス等」という。）を利用して行われた引越しワンストップサービスにおける転入予約申請又は転居予約申請により申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。 また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得できること。 転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。 転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を、期間を指定して一括又は個別に削除できること。				その他	転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を取得した際、世帯主や保護者はどのように定まるのでしょうか。
8	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。		公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理（登録・修正）できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。			その他	他の要件では「管理」の末尾に詳細が記載されているため、「（登録・修正）」などといった文言を追記すべきと考えます。
9	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。					その他	「利用の意思の有無（公金口座区分）」とありますが、「利用の意思の有無を“公金口座区分”という項目で管理する」という意味と捉えてよいでしょうか。
10	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。					その他	公金受取口座情報の取得タイミングについて、「申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。」とあります。 また、「06_就学援助費認定通知書」や「14_支給通知書」に振込先の口座情報を印字する要件があります。  下記のようなフローで業務が進行した場合、通知物に印刷された口座と異なる口座に振り込まれることが想定されます。公金受取口座登録システムと各事務で利用する口座情報の整合性はどのように担保されるのでしょうか。  ①就援担当者が申請を登録する ※公金受取口座“A”が取得される ②対象の住民が公金受取口座を“B”に修正する ③就援担当者が認定通知書を印字する ※申請の際に取得された公金受取口座“A”が印字される ④就援担当者が支給通知書を印字する ※申請の際に取得された公金受取口座“A”が印字される ⑤振込ファイルを作成する ※公金受取口座“B”が取得され公金受取口座“B”に援助費が振り込まれる
11	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。					その他	公金受取口座情報の取得タイミングについて、「申請又は給付の都度」とありますが、継続申請対象になった場合もここで指す「申請」に該当するのでしょうか。
12	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。					その他	「公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）」は「1.2.1. 申請情報管理」を利用してCSVファイル等の一括取込が可能である認識で良いでしょうか。

13	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	<p>公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。</p> <p>公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。</p>				その他	<p>仮に住民から「現在登録している公金受取口座ではなく、以前登録している公金受取口座に振り込まれている」といった問い合わせが発生した場合、公金受取口座登録システムの登録状況や履歴を確認する術はあるのでしょうか。（就学援助システム以外でも、何か確認する方法の想定があればご教授ください。）</p>
14	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	<p>公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。</p> <p>公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。</p>				その他	<p>「取得した公金受取口座情報を、他システム（公金受取口座の対象事務を処理するシステムを除く。）に提供できること。」とありますが、帳票への印字やEUCIによるデータ抽出も実装不可、という意味でしょうか。</p>
15	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	<p>前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。</p> <p>また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。</p> <p>なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。</p>	<p><b>継続処理の実行時点で審査年度の前年度に認定されている者（審査年度になってから継続処理を実行する場合は前年度の3月31日時点で認定されている者）</b>について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。</p> <p>また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。</p> <p>なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。</p>			その他	<p>継続処理の対象について「前年度認定された者」とあります。「前年度認定された者」には「前年度認定され年度途中で廃止された者」も含まれてしまうため、継続処理の対象としては不適切と思われます。</p> <p>「継続処理の実行時点で審査年度の前年度に認定されている者（審査年度になってから継続処理を実行する場合は前年度の3月31日時点で認定されている者）」などに修正した方が望ましいと考えます。</p>
16	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	<p>前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。</p> <p>また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。</p> <p>なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。</p>				その他	<p>「基準日を指定して」とありますが、指定した日付は何の条件に用いられるのでしょうか。「基準日に指定した日時点の住民記録システムの世帯員情報と就学事務システム（就学援助）上の世帯員情報を比較し、」という意味でしょうか。</p>
17	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	<p>前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。</p> <p>また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。</p> <p>なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。</p>				その他	<p>「一覧で出力できること」とありますが、帳票要件に継続処理に関連する帳票の定義がありません。ここで指す「一覧で出力できること」とは「画面表示されること」という意味でしょうか。</p> <p>事務上、活用の機会があると思われしますので、帳票として定義する方が望ましいと考えます。</p>
18	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	<p>前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。</p> <p>また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。</p> <p>なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。</p>				その他	<p>継続処理で作成された申請情報の「受付年月日」は継続処理を実行した日でしょうか。継続の元になった前年度の「受付年月日」でしょうか。</p>

19	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。					その他	児童生徒単位で個別に継続しない設定は可能でしょうか。継続への同意がない者や、当該年度の収入減などの特殊理由によって認定された者などがあつた場合に、一部の児童生徒のみ継続対象外になることも想定されるかと考えました。  ”本機能の主な論点は「前年度認定された者の申請漏れ防止」とのことでしたので、継続の対象外になる者についてはシステム上で管理されず、継続処理実行後に必要に応じて「1.2.1. 申請情報管理」に言及がある「申請情報の削除」を利用して、個別に削除していく運用を想定されているのでしょうか。	
20	その他								【論点3】教育データの利活用に関する機能要件は次回2.0版に盛り込まれる予定でしょうか。2.0版に盛り込まれない場合は、3.0版の公開目途をご教授頂けますと幸いです。	その他	今後FIT&GAPの実施を予定しているため資料が欲しい。
21	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。					その他	利用の意思は就学援助の申請書を用いて確認する運用と推察しますが、「利用の意思有り」と申請した保護者が、公金受取口座未登録で口座情報を取得できないなど、意思は有るが口座情報が取得できないといった不整合は起きないのでしょうか。このような不整合の発生回避策や発生した際の対応フローについて、ご教授頂けますと幸いです。  申請書には従来通り、公金受取口座の利用意思に関わらず、一律口座情報を記入して頂いた方がよいでしょうか。	
22	標準機能要件	申請受付	1.1.3.	審査に利用する世帯情報（マイナンバー利用同意有無を含む）は、住民記録システム上の世帯とは別に管理することができ、その世帯員は追加・更新・削除できること。 また、申請者の住民記録システム上の住所以外の住所を、申請書、各種通知書等の送付先に設定できること。					その他	「（マイナンバー利用同意有無を含む）」という文言が追加されましたが、税情報参照の合意有無については管理可能でしょうか。 教育委員会は、所得などを含む税情報の担当部課ではないため、認定判定時の税情報参照は目的外利用に当たる認識です。目的外利用の場合、本人同意を確認する必要があり、同意がない世帯員の税情報が連携で自動取得されない必要がある認識です。	
23	標準機能要件	申請受付	1.2.2.	年度途中の変更（申請番号、学校コード、転校日、申請者変更、支給方法変更、所得変更、申請区分、申請理由、就学世帯情報、学校情報（在籍学校・学年）、口座変更、備考情報の変更等）について管理できること。	年度途中の変更（申請番号、学校コード、転校日、申請者変更、支給方法変更、所得変更、申請区分、申請理由、就学世帯情報、学校情報（在籍学校・学年）、口座変更、備考情報の変更等）について管理できること。		年度途中の変更（学校情報（組））について管理できること。		その他	「1.2.1. 申請情報管理」や「1.2.7. 申請情報の履歴管理」にて給情報の管理が実装オプション機能として定義されているため、「1.2.2. 申請情報管理」においても実装オプション機能に定義することで、各要件の平仄を合わせた方がよいと考えます。	
24	標準機能要件	申請受付	1.2.11.	個人を単位とし、記載事項を限定しないメモ入力が可能であること。 メモを入力した者のユーザ ID 及び日時が記録されること。 また、メモ入力された内容については、通知書等の外部向け帳票に出力されないこと。	メモの履歴情報を（参照）できること。				その他	「個人」とは児童生徒を指しますか。世帯員を指しますか。	
25	標準機能要件	支給	4.2.3.	現物支給又は実費で支給する支給対象費目（学校給食費等）は、支給額が入力されたCSVファイル等を指定して取込み、支給予定額に一括で反映できること。また、入力用のCSVファイル等はシステムから出力できること。 なお、実費支給額については上限額を設定でき、取り込んだ実費支給情報について、支給額、支給対象費目、認定日等に齟齬がある場合にエラーが表示されること。	実費支給情報等、学校との連携が必要なデータについては、パスワードを設定した上でデータ出力できること。				その他	「実費支給額については上限額を設定でき」とありますが、実費支給費目の上限額は「4.2.4. 支給費目マスタ管理」に登録される項目でしょうか。  取り込む支給額と上限額を比較することですので、費目マスタに上限額が設定されているものとお見受けします。認識に誤りありませんでしょうか。	
26	標準機能要件	支給	4.2.4.	在籍校、学年、認定区分ごとに、支給費情報（支給対象費目・支給額・支給月・金額設定方式・端数計算方式）をマスタデータとして管理できること。					その他	支給費目は年度ごとに見直されますが、支給費目マスタの要件に「年度」に関する記述がありません。支給額切替前の年度の支給データを全て作成した後に支給費目マスタの修正を行う必要がある認識で正しいでしょうか。	
27	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。					職員業務量の低減	本市においては世帯の所得、世帯人数を確認する際、同住所別世帯もシステムへ取り込み判定しております。（同生計の確認がとれた世帯のみ） 前年度データを自動継続により引き継ぐ際、前年度登録した別世帯の情報も引き継ぐ機能があると審査にあつた作業が低減すると考えます。	

28	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。		前年度認定された者について、 <b>前年度申請情報を翌年度申請情報として複写した上で</b> 、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。			職員業務量の低減	前年度認定者の申請情報を複写する記述が削除されたが、複写を行った上で、世帯員比較を行うようにしないと、不一致者が大量に発生した場合に対処しきれない。
29	標準機能要件	申請受付	1.1.6.	住民記録システムから提供を受ける場合を除き、住所が必要な場合（住登外者の住所を確定させる場合等）には、API連携によりアドレス・ベース・レジストリを参照すること、又は、アドレス・ベース・レジストリからファイル連携により取得した住所マスタを参照すること。				業務フローのユーザータスクのコメントに当該項目の記載がないがどの場面で利用するかを明示した方がよいのではないか。	その他	アドレスベースレジストリとは何か説明が欲しい。就学援助にて住登外者を取り込んだのちに住所を独自に修正する場合に同APIを利用して入力することか
30	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。		前年度認定された者の基準を明確にする→「取込時点（年度末）で認定されていたものとするが「前年度一度でも認定された者」にするか			その他	前年度認定された者の基準が曖昧である。途中で条件変更により認定廃止になったものは除外するのが望ましいのではないか。
31	標準機能要件	申請受付	1.2.7.	申請情報（申請番号、学校コード、受付日、申請区分、申請理由、申請者情報、世帯員情報、児童生徒情報（学校・学年情報を含む）、口座情報、入学前支給対象、備考情報等）の履歴情報を管理（参照）できること。	申請情報（児童生徒の組情報）の履歴情報を管理（参照）できること。	申請情報（児童生徒の組情報を含めた）の履歴情報を管理（参照）できること			その他	要件の意図が組情報のみのことであれば、組情報とそれ以外の履歴を別で管理するのは確認が煩雑になるので申請情報と一体で履歴管理した方が望ましい
32	標準機能要件	申請受付	1.2.11.	個人を単位とし、記載事項を限定しないメモ入力が可能であること。 メモを入力した者のユーザ ID 及び日時が記録されること。 また、メモ入力された内容については、通知書等の外部向け帳票に出力されないこと。	メモの履歴情報を（参照）できること。	メモおよびメモの区分（市区町村で設定可能な区分）が入力可能であること。			その他	メモの内容によってはセンシティブな情報も書き込まれる可能性があるので注意喚起できるように区分を設けた方がよいのではないか
33	標準機能要件	共通	7.6.3.	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。二次元コード（カスタマーバーコードを含む。）については、二次元コードの値をファイルに格納すること。	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータ（外字情報を含む。）について印刷イメージファイル（PDF形式等）を作成し、出力できること。	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータ（外字情報を含む。）について印刷イメージファイル（PDF形式等）を作成し、出力できること。 <b>外部帳票の印刷</b> のため、当該帳票等のデータについてCSV形式の敵とファイルを作成し、出力できること。二次元コード（カスタマーバーコードを含む。）については二次元コードの値をファイルに格納すること			その他	データで出力することは必須ではないと思う。帳票の範囲も内部帳票である名簿や集計表まで対象にすることも不要と思われる。印刷イメージの方が保管するのも管理しやすい。
34	標準機能要件	共通	7.10.2.	以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。 ・財務会計システムに、支払情報を提供する。 ・団体内統合宛名システムに、特定個人情報を提供する。		以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。 ・団体内統合宛名システムに、特定個人情報を提供する。 ・財務会計システムに、支払情報を提供する。			その他	必ずしも財務会計で支払うわけではないのでオプションでよいと思われる。また、インターフェイスによっては財務会計側の改修が必要になる。
35	その他							01_別紙1_FAQ_20220523_01.pdfのNo10について、「ただし、標準準拠システムとは異なるシステムとして、ベ ンダが就学奨励との供給機能等を実装し、自治体を利用すること自 体は妨げられません。」とのことですが異なるシステムでの提供では二重投資となるため、実装オプション機能にて定義してほしい。	職員業務量の低減	二重投資となること、また双方のデータチェックが必要となるため、職員業務量が増える為。
36	その他							FAQのNo.16帳票要件について、印字項目は定義しているがありますが、自治体が必要な項目のみの印字又は全ての項目の削除ができるのか御教授いただきたい。また、できない場合は各自治体が必要な項目のみの印字と全ての項目の削除対応ができるようにしていただきたい。	その他	各種認定通知書に支給対象費目及び支給予定額について記載があるが、本市では公開できる支給予定金額と認定時点では運用の面で公開できない金額があり、認定通知書に金額の記載を行うと保護者の混乱を招くと考えているため。

37	業務フロー								機能要件 1.1.2.はオプションであるが、就学世帯情報連携後の「申請案内」は送るように見える。オプションであるため、情報を公開してはいいが案内している認識している。フローとしては、就学世帯情報連携と申請案内はシーケンスフローであるが、申請案内はイベントとしてでは不定期に行い連携とは時系列や関係性はないのではないか。	その他	オプションを使用しなければ対象者の把握もしないため、個別での申請案内とのことではないが、フローからは連携した世帯に案内を出すように見える。
38	標準機能要件	申請受付	1.1.3.	審査に利用する世帯情報（マイナンバー利用同意有無を含む）は、住民記録システム上の世帯とは別に管理することができ、その世帯員は追加・更新・削除できること。また、申請者の住民記録システム上の住所以外の住所を、申請書、各種通知書等の送付先に設定できること。		審査に利用する世帯情報（マイナンバー利用同意有無を含む）は、住民記録システム上の世帯とは別に管理することができ、その世帯員は追加・更新・削除できること。また、申請者の住民記録システム上の住所以外の住所を、申請書、各種通知書等の送付先に設定できること。	マイナンバー利用同意有無を管理できること。			法律・政令・省令等への準拠	番号制度の対象業務となった場合に必須としていくべきである。オプションであっても、使わない場合に使用できないればよいが使えると個人番号を収集してはいけない場面で収集することになる。（法令に沿った仕様・運用⇒国が標準として定めた仕様・運用⇒標準仕様書に記載しているのが使用したとなり、責任の所存があいまいになる。） 7.7.1.に留意はあるが、国が定めるならば「法律・政令・省令等への準拠」は必須ではないでしょうか。
39	標準機能要件	共通	7.9.2.	氏名（漢字・カナ・通称名）、生年月日、学年、学校名、宛番号、世帯番号、申請番号、マイナンバー等での検索ができること。なお、検索は、あいまい検索、部分一致検索、範囲検索、複合検索、清音化検索ができること。		氏名（漢字・カナ・通称名）、生年月日、学年、学校名、宛番号、世帯番号、申請番号、マイナンバー、 <b>その他任意の条件</b> 等での検索ができること。なお、検索は、あいまい検索、部分一致検索、範囲検索、複合検索、清音化検索ができること。				その他	理由に「検索キー」については、氏名（漢字・カナ・通称名）、生年月日、学年等、児童生徒の諸情報で検索できることを必須とするの記載があるが、「等」があることで、記載項目が必須とは読み取れない。解釈次第では氏名（漢字・カナ・通称名）、生年月日、学校名の検索でも準拠になるのではないかと。
40	その他								補足資料1のp17（5.その他、意見照会スコープ外の意見に関する対応方針）に各自治体独自の運用を前提とした、標準仕様書に対する修正要望とありますが、就学援助はそもそも条例や要綱等は各自治体で決めて事務処理や運用も各自治体で独自に行っており、各自治体独自で運用する前提であるので、各自治体独自の運用と標準の運用の判断や業務フローや機能要件の使用有無への疑問が残る。	法律・政令・省令等への準拠	地方公共団体の業務プロセスや情報システムの実態等について調査を行い、市区町村・事業者への意見照会、有識者による検討会及び自治体職員で構成されるワーキングチームを経ていることは認識しているが、標準と独自の認識に差異があるため標準化の説明ではなく、就学援助の制度や法解釈上の考え方などを記載して欲しい。
41	標準機能要件	共通	7.3.12.	複数回のアクセスの失敗に対して、アカウントロック状態にできること。		複数回のアクセスの失敗に対して、アカウントロック状態にできること。 <b>アカウントロックの解除はシステム管理者により設定できること。</b>				その他	アカウントロックの解除機能が存在しない。ロックされた場合にどうするのかは明記が必要。
42	標準機能要件	支給	4.3.1.	金融機関マスターデータ（金融機関コード・名称・名称フリガナ・支店番号・支店名・支店名フリガナ）を登録・修正・削除、参照できること。 金融機関マスターデータを管理する権限を特定ユーザーに限定できること。 金融機関マスターデータを一覧で確認できること	全国銀行協会フォーマットの様式を基に、金融機関マスターデータの一括更新が可能であること。 金融機関マスターデータ（金融機関有効開始日、金融機関有効終了日、指定金融区分コード、電子納付対応有無コード、店舗有効開始日、店舗有効終了日、本店支店区分、手形交換所番号、店舗郵便番号、店舗住所、店舗電話番号）を登録、修正、削除、参照できること。	金融機関マスターデータ（金融機関コード・名称・名称フリガナ・支店番号・支店名・支店名フリガナ）を登録・修正・削除・参照できること。 金融機関マスターデータを管理する権限を特定ユーザーに限定できること。 金融機関マスターデータを一覧で確認できること。	全国銀行協会フォーマットの様式を基に、金融機関マスターデータの一括更新が可能であること。 金融機関マスターデータ（金融機関有効開始日、金融機関有効終了日、指定金融区分コード、電子納付対応有無コード、店舗有効開始日、店舗有効終了日、本店支店区分、手形交換所番号、店舗郵便番号、店舗住所、店舗電話番号）を登録、修正、削除、参照できること。			その他	7.3.4.や7.3.5.にてアクセス権限管理は記載されています。こちらで記載するのであれば、他の機能についても記載が必要になります。（ホワイトリスト方式なので、記載ない機能は実装しないため本項目以外に権限の記載がない＝特定ユーザーに限定してはいけないと認識される）
43	標準機能要件	共通	7.3.4.	アクセス権限の付与は、利用者単位で設定できること。	組織・職務・職位等での操作権限を設定できること。	アクセス権限の付与は、利用者単位で設定できること。 <b>アクセス権としては、各機能を実行（参照・修正・登録・削除）する権限が設定できること。</b>	組織・職務・職位等での操作権限を設定できること。			自治体方針の実現	日々雇用職員等でのシステム操作などを考慮し、オプションの記載で職務や職位等での設定はよいが、アクセス権が不明瞭なので明確にしたい。業務フローでは業務主管課での仕様のため、主管課以外で使用はないため機能制限と想定している。（学校や学区等でアクセスできる申請書を操作する権限ではない認識。）
44	標準機能要件	共通	7.6.3.	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。 二次元コード（カスタマーバーコードを含む。）については、二次元コードの値をファイルに格納すること。	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータ（外字情報を含む。）について印刷イメージファイル（PDF形式等）を作成し、出力できること。	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについて <b>CSV形式のテキストファイルを標準帳票要件の出力形式で</b> 作成し、出力できること。 <b>CSV（データ）の場合</b> 、二次元コード（カスタマーバーコードを含む。）については、二次元コードの値をファイルに格納すること。	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータ（外字情報を含む。）について印刷イメージファイル（PDF形式等）を作成し、出力できること。			自治体方針の実現	標準帳票要件に出力形式を明記する形で整合性を取るべきではないでしょうか。 就学援助事務で用いる外部帳票（就学援助費認定通知等）については、法令等において様式が定義されていないため、住民サービス向上の観点等から標準レイアウトの定義を行ったとあるが、CSV形式のテキストファイルで出力する機能と矛盾する。
45	その他								就学事務システム（就学援助）標準仕様書に関するFAQのNo.1で、システム以外（Excel等）による管理を継続いただくことも可能とありますが、システム以外の管理の場合に「分類3の帳票」など統一された様式と異なる通知書になるがよいのか。	住民サービスの向上	法令等において様式が定義されていないため様式の定義も標準仕様での定義となっているため、システム以外の管理であれば業務フローも認定基準額の計算式も法令等の縛りはなく、現在と同様に自治体それぞれでの判断となるが標準化の目的がわからない。
46	その他								01_【第2.0版（案）】就学援助システム標準仕様書のp16にある「制度改正により本仕様書を改正する必要がある場合」とはどんなことを想定されているのか。	職員業務量の低減	今まで制度改正等のたびごとに個々の自治体が個別に事業者と協議して改修を行うこともなかったが、今後は仕様書の改定に対して確認等が発生するのは負担となる。

47	標準機能要件	支給	4.1.1.	支給対象者（申請者、学校長、給食センター、医療機関等）ごとに振込先口座を管理(参照・登録・修正・削除)できること。	振込先口座は口座情報が入力されたCSVファイル等を指定して取込み、一括で反映できること。	支給対象者の月別、支給対象費目ごとに振込先口座（申請者、学校長、給食センター、医療機関等）を管理(参照・登録・修正・削除)できること。		自治体方針の実現	通常保護者口座への振込みだが、学校への未収金や給食費の未納があった月のみ、学校長口座へ充当処理をしているため、支給対象者別に月別・支給対象費目ごとに設定ができる必要がある。
48	標準機能要件	支給	4.1.4.	支給する支給対象費目ごとに振込口座を設定できること。		支給対象者の支給月、支給対象費目ごとに振込口座を設定できること。		自治体方針の実現	4.1.1とどちらへの記載が適切かわからないので、こちらへ記載しました。通常保護者口座への振込みだが、学校への未収金や給食費の未納があった月のみ、学校長口座へ充当処理をしているため、支給対象者別に月別・支給対象費目ごとに設定ができる必要がある。
49	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。				職員業務量の低減	審査対象となる世帯の範囲は市町村により異なっており、また、申請の受付についても、教育委員会、学校経由、両方等方法が違っているため、それらに対応できないのであれば、市町村にとっては活用できない機能となったり、業務が煩雑になることが考えられるため。
50	標準機能要件	申請受付	1.1.2.		マイナポータルびつたりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルびつたりサービス等」という。）を利用して行われた引越しワンストップサービスにおける転入予約申請又は転居予約申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。 また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得できること。 転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。 転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を、期間を指定して一括又は個別に削除できること。	マイナポータルびつたりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルびつたりサービス等」という。）を利用して行われた引越しワンストップサービスにおける転入予約申請又は転居予約申請により申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。 また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得できること。 転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。 転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を、期間を指定して一括又は個別に削除できること。		職員業務量の低減	インプット側となる住民記録の標準仕様書において「転出・転入手続のワンストップ」は「実装必須機能」となっている点、及び「1.2.10. マイナポータルからの申請受付」は「実装必須機能」となっている点も鑑みると、本機能も「実装必須機能」としてはどうか。 自動でデータを取得できるため、職員の仕事軽減及び入力誤りの抑止に繋がる。
51	標準機能要件	申請受付	1.2.11.	個人を単位とし、記載事項を限定しないメモ入力が可能であること。 メモを入力した者のユーザ ID 及び日時が記録されること。 また、メモ入力された内容については、通知書等の外部向け帳票に出力されないこと。	メモの履歴情報を（参照）できること。	個人を単位とし、記載事項を限定しないメモ入力が可能であること。 メモを入力した者のユーザ ID、所属部署コード及び日時が記録されること。 また、メモ入力された内容については、通知書等の外部向け帳票に出力されないこと。		その他	他所属のユーザが入力したメモに疑義が生じたような場合、入力したユーザ ID の変更・廃止（システム変更等によりユーザ ID 体系の変更・ユーザの退職等）された場合、入力者及び入力意図が不明となってしまう。 所属部署が判明すれば、調査に寄与するため。
52	標準機能要件	支給				「金融機関の統廃合に伴い、金融機関コードや支店番号等が変更となる口座情報を一括で更新できること。」 ↑新規追加		職員業務量の低減	介護、子育て・生保等の標準仕様書では「実装必須機能」となっている。就学援助においても、「実装必須機能」とすべきではないか。 「実装必須機能」とすることで、職員の仕事軽減や事務処理誤りの抑止に繋がる。



53	標準機能要件	申請受付	1.2.1.	<p>児童生徒ごとの申請情報（申請番号、学校コード、仮学校コード、受付年月日、申請区分、申請理由、申請者情報、世帯員情報、児童生徒情報（学校・学年情報を含む）、口座情報、入学前支給対象、就学援助の希望の有無、備考情報）を、就学世帯情報と紐つけて管理（参照・登録・修正・削除）ができること。なお、申請情報の登録・修正・削除は、システムへの個別入力・CSVファイル等の一括取込のどちらでも対応可能とすること。</p> <p>公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。また、同一世帯内で受付日、認定日が異なる児童生徒についても個別に管理できること。</p> <p>オンライン申請の申請データを、申請管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。</p> <p>取得した申請データについて、申請処理できること。当該申請データに係る申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を管理し、申請処理状況やお知らせをマイナポータルびったりサービス等に送信するために、申請管理機能に申請データをキーとして提供できること。</p>	<p>申請情報として、児童生徒ごとの組情報について管理（参照・登録・修正・削除）できること。なお、組情報の登録・修正・削除は、申請登録後についても、システムへの個別入力・CSVファイル等の一括取込のどちらでも対応可能とすること。</p>		<p>特別支援教育就学奨励費の申請及び認定情報を管理できること並びに就学奨励と就学援助の併給確認を行えること。</p>	住民サービスの向上	<p>特別支援教育就学奨励費は就学援助と申請対象者の重複が多く、双方の制度の申請情報管理や併給確認を同一システム内で行えない場合、確認作業の負担増加や質の低下の恐れがある。就学奨励は国の補助対象事業として全国的に実施されている事業であり、就学援助制度と一体的に運用している自治体も相当数あると考えられることから、就学援助の仕様書の中で定義しオプション機能として利用できるようにすべきではないか。</p>
54	標準機能要件	申請受付	1.2.1.	<p>児童生徒ごとの申請情報（申請番号、学校コード、仮学校コード、受付年月日、申請区分、申請理由、申請者情報、世帯員情報、児童生徒情報（学校・学年情報を含む）、口座情報、入学前支給対象、就学援助の希望の有無、備考情報）を、就学世帯情報と紐つけて管理（参照・登録・修正・削除）ができること。なお、申請情報の登録・修正・削除は、システムへの個別入力・CSVファイル等の一括取込のどちらでも対応可能とすること。</p> <p>公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。また、同一世帯内で受付日、認定日が異なる児童生徒についても個別に管理できること。</p> <p>オンライン申請の申請データを、申請管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。</p> <p>取得した申請データについて、申請処理できること。当該申請データに係る申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を管理し、申請処理状況やお知らせをマイナポータルびったりサービス等に送信するために、申請管理機能に申請データをキーとして提供できること。</p>	<p>申請情報として、児童生徒ごとの組情報について管理（参照・登録・修正・削除）できること。なお、組情報の登録・修正・削除は、申請登録後についても、システムへの個別入力・CSVファイル等の一括取込のどちらでも対応可能とすること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に申請登録済みの同一世帯の兄弟を一覧形式で照会できる。</li> <li>・兄弟を選択して、基本情報（保護者情報等）を複写セットできる。</li> <li>また、申請登録後、申請未登録の同一世帯の兄弟がいる場合、兄弟を選択して続けて申請登録を行うことができる。</li> </ul>	職員業務量の低減	<p>申請内容を登録する際、兄弟の申請は内容が同一である事項が多いため登録内容の複写機能を設けることにより業務の効率化につながる。複写機能が無い場合、入力作業により多くの時間を要することになり非効率である。このことから、オプション機能として組み入れて欲しい。</p>
55	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	<p>前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。</p> <p>また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。</p> <p>なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。</p>			<p>前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を継続申請候補者一覧として出力できること。</p> <p>また、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯について、一覧として出力できること。</p>	その他	<p>継続することについて申請者の意思を確認する必要があると考えます。本機能の主な論点が「前年度認定された者の申請漏れ防止」とあることから、継続申請候補者として対象者を一覧で出力できれば目的に合うものと考えます。</p>

56	標準機能要件	申請受付	1.1.2.		<p>マイナポータルびつたりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルびつたりサービス等」という。）を利用して行われた引越しワンストップサービスにおける転入予約申請又は転居予約申請により申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。</p> <p>また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を、期間を指定して一括又は個別に削除できること。</p>				その他	<p>「転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により」とあります。</p> <p>利活用方法検討のため、転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報の項目を具体的にご提示ください。</p> <p>※特にマイナンバーが含まれる場合は、利用にあたって特定個人情報保護評価を実施する必要があると思われしますので、ご回答願います。</p>
57	標準機能要件	申請受付	1.1.2.		<p>マイナポータルびつたりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルびつたりサービス等」という。）を利用して行われた引越しワンストップサービスにおける転入予約申請又は転居予約申請により申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。</p> <p>また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を、期間を指定して一括又は個別に削除できること。</p>		<p>マイナポータルびつたりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルびつたりサービス等」という。）を利用して行われた引越しワンストップサービスにおける転入予約申請又は転居予約申請により申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得し、<b>管理（参照・登録・修正・削除）</b>できること。</p> <p>また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を<b>取得し、管理（参照・登録・修正・削除）</b>できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を、期間を指定して一括又は個別に削除できること。</p>		その他	<p>「情報を取得できること。」とありますが、「取得」が具体的にどのような機能で実現されているべきか不明瞭で多義的な表現です。</p> <p>後に「一括又は個別に削除できること。」とあり、就学援助システムに転出証明書情報が登録されていることが示唆されておりますので、「取得」は「2.3. その他の認定に係る情報管理」等と同じ「管理（参照・登録・修正・削除）」という表現に修正し、画面表示だけでなくデータベースへの登録が行われることを明記すべきと考えます。</p> <p>※横並び調整方針の箇所ではございますが、ご検討をお願いいたします。また、当該箇所はデータベースへの登録は不要である意味であった場合はご容赦ください。</p>
58	標準機能要件	申請受付	1.1.2.		<p>マイナポータルびつたりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルびつたりサービス等」という。）を利用して行われた引越しワンストップサービスにおける転入予約申請又は転居予約申請により申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。</p> <p>また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を、期間を指定して一括又は個別に削除できること。</p>		<p>マイナポータルびつたりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルびつたりサービス等」という。）を利用して行われた引越しワンストップサービスにおける転入予約申請又は転居予約申請により申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。</p> <p>また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に<b>係る</b>関係する情報を取得できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を、期間を指定して一括又は個別に削除できること。</p>		その他	<p>「また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る<b>関係する</b>情報を取得できること。」</p> <p>「係る関係する」とあります。誤字だと思われます。</p>

59	標準機能要件	申請受付	1.1.2.		<p>マイナポータルびつたりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルびつたりサービス等」という。）を利用して行われた引越しワンストップサービスにおける転入予約申請又は転居予約申請により申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を經由して取得できること。</p> <p>また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を、期間を指定して一括又は個別に削除できること。</p>				その他	<p>「転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。」とありますが、帳票要件に転出証明書情報が定義されている帳票が存在しないように見受けられます。「帳票に出力できること。」とは具体的にどのような機能を指すかご教授ください。</p>
60	標準機能要件	申請受付	1.1.2.		<p>マイナポータルびつたりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルびつたりサービス等」という。）を利用して行われた引越しワンストップサービスにおける転入予約申請又は転居予約申請により申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を經由して取得できること。</p> <p>また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を、期間を指定して一括又は個別に削除できること。</p>				その他	<p>転出証明書情報を用いて就学援助の申請情報を登録し、その申請が不要になるケースが発生すると思われます。転出証明書情報を用いて作成した申請情報を一括で削除することはできるのでしょうか。</p>
61	標準機能要件	申請受付	1.1.2.		<p>マイナポータルびつたりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルびつたりサービス等」という。）を利用して行われた引越しワンストップサービスにおける転入予約申請又は転居予約申請により申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を經由して取得できること。</p> <p>また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を、期間を指定して一括又は個別に削除できること。</p>				その他	<p>一括で削除できる旨の記載がありますが、取得の際は一括で取得できるのでしょうか。</p>

62	標準機能要件	申請受付	1.1.2.		マイナポータルびつたりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルびつたりサービス等」という。）を利用して行われた引越しワンストップサービスにおける転入予約申請又は転居予約申請により申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。 また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得できること。 転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。 転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を、期間を指定して一括又は個別に削除できること。				その他	転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を取得した際、世帯主や保護者はどのように定まるのでしょうか。
63	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。		公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理（登録・修正）できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。			その他	他の要件では「管理」の末尾に詳細が記載されているため、「登録・修正」などといった文言を追記すべきと考えます。
64	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。					その他	「利用の意思の有無（公金口座区分）」とありますが、「利用の意思の有無を“公金口座区分”という項目で管理する」という意味と捉えてよいでしょうか。
65	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。					その他	公金受取口座情報の取得タイミングについて、「申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。」とあります。 また、「06_就学援助費認定通知書」や「14_支給通知書」に振込先の口座情報を印字する要件があります。  下記のようなフローで業務が進行した場合、通知物に印刷された口座と異なる口座に振り込まれることが想定されます。公金受取口座登録システムと各事務で利用する口座情報の整合性はどのように担保されるのでしょうか。  ①就援担当者が申請を登録する ※公金受取口座“A”が取得される ②対象の住民が公金受取口座を“B”に修正する ③就援担当者が認定通知書を印字する ※申請の際に取得された公金受取口座“A”が印字される ④就援担当者が支給通知書を印字する ※申請の際に取得された公金受取口座“A”が印字される ⑤振込ファイルを作成する ※公金受取口座“B”が取得され公金受取口座“B”に援助費が振り込まれる
66	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。					その他	公金受取口座情報の取得タイミングについて、「申請又は給付の都度」とありますが、継続申請対象になった場合もここで指す「申請」に該当するのでしょうか。
67	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。					その他	「公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）」は「1.2.1. 申請情報管理」を利用してCSVファイル等の一括取込が可能である認識で良いでしょうか。

68	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	<p>公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。</p> <p>公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。</p>					その他	<p>仮に住民から「現在登録している公金受取口座ではなく、以前登録している公金受取口座に振り込まれている」といった問い合わせが発生した場合、公金受取口座登録システムの登録状況や履歴を確認する術はあるのでしょうか。（就学援助システム以外でも、何か確認する方法の想定があればご教授ください。）</p>
69	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	<p>公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。</p> <p>公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。</p>					その他	<p>実装不可機能に「取得した公金受取口座情報を、他システム（公金受取口座の対象事務を処理するシステムを除く。）に提供できること。」とありますが、帳票への印字やEUCIによるデータ抽出も実装不可、という意味でしょうか。帳票印字やEUC機能を利用して、他システムへ情報提供できてしまう事が懸念されます。</p>
70	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	<p>前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。</p> <p>また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。</p> <p>なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。</p>		<p><b>継続処理の実行時点で審査年度の前年度に認定されている者（審査年度になってから継続処理を実行する場合は前年度の3月31日時点で認定されている者）</b>について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。</p> <p>また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。</p> <p>なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。</p>			その他	<p>継続処理の対象について「前年度認定された者」とあります。「前年度認定された者」には「前年度認定され年度途中で廃止された者」も含まれてしまうため、継続処理の対象としては不適切と思われます。</p> <p>「継続処理の実行時点で審査年度の前年度に認定されている者（審査年度になってから継続処理を実行する場合は前年度の3月31日時点で認定されている者）」などに修正した方が望ましいと考えます。</p>
71	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	<p>前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。</p> <p>また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。</p> <p>なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。</p>					その他	<p>「基準日を指定して」とありますが、指定した日付は何の条件に用いられるのでしょうか。「基準日に指定した日時点の住民記録システムの世帯員情報と就学事務システム（就学援助）上の世帯員情報を比較し、」という意味でしょうか。</p>
72	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	<p>前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。</p> <p>また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。</p> <p>なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。</p>					その他	<p>「一覧で出力できること」とありますが、帳票要件に継続処理に関連する帳票の定義がありません。ここで指す「一覧で出力できること」とは「画面表示されること」という意味でしょうか。</p> <p>事務上、活用の機会があると思われるので、帳票として定義する方が望ましいと考えます。</p>
73	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	<p>前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。</p> <p>また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。</p> <p>なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。</p>					その他	<p>継続処理で作成された申請情報の「受付年月日」は継続処理を実行した日でしょうか。継続の元になった前年度の「受付年月日」でしょうか。</p>

74	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。					その他	児童生徒単位で個別に継続しない設定は可能でしょうか。継続への同意がない者や、当該年度の収入減などの特殊理由によって認定された者などがあった場合に、一部の児童生徒のみ継続対象外になることも想定されるかと考えました。  ”本機能の主な論点は「前年度認定された者の申請漏れ防止」とのことでしたので、継続の対象外になる者についてはシステム上で管理されず、継続処理実行後に必要に応じて「1.2.1. 申請情報管理」に言及がある「申請情報の削除」を利用して、個別に削除していく運用を想定されているのでしょうか。	
75	その他								【論点3】教育データの利活用に関する機能要件は次回2.0版に盛り込まれる予定でしょうか。2.0版に盛り込まれない場合は、3.0版の公開目途をご教授頂けますと幸いです。	その他	FIT&GAPを実施するにあたり、分析範囲への影響が見込まれるため。
76	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。					その他	利用の意思は就学援助の申請書を用いて確認する運用と推察しますが、「利用の意思有り」と申請した保護者が、公金受取口座未登録で口座情報を取得できないなど、意思は有るが口座情報が取得できないといった不整合は起きないのでしょうか。このような不整合の発生の回避策や発生した際の対応フローについて、ご教授頂けますと幸いです。  申請書には従来通り、公金受取口座の利用意思に関わらず、一律口座情報を記入して頂いた方がよいでしょうか。	
77	標準機能要件	申請受付	1.1.3.	審査に利用する世帯情報（マイナンバー利用同意有無を含む）は、住民記録システム上の世帯とは別に管理することができ、その世帯員は追加・更新・削除できること。 また、申請者の住民記録システム上の住所以外の住所を、申請書、各種通知書等の送付先に設定できること。					その他	「（マイナンバー利用同意有無を含む）」という文言が追加されましたが、税情報参照の合意有無については管理可能でしょうか。教育委員会は、所得などを含む税情報の担当部課ではないため、認定判定時の税情報参照は目的外利用に当たる認識です。目的外利用の場合、本人同意を確認する必要があり、同意がない世帯員の税情報が連携で自動取得されない必要がある認識です。	
78	標準機能要件	申請受付	1.2.2.	年度途中の変更（申請番号、学校コード、転校日、申請者変更、支給方法変更、所得変更、申請区分、申請理由、就学世帯情報、学校情報（在籍学校・学年）、口座変更、備考情報の変更等）について管理できること。	年度途中の変更（申請番号、学校コード、転校日、申請者変更、支給方法変更、所得変更、申請区分、申請理由、就学世帯情報、学校情報（在籍学校・学年）、口座変更、備考情報の変更等）について管理できること。	年度途中の変更（学校情報（組））について管理できること。		その他	「1.2.1. 申請情報管理」や「1.2.7. 申請情報の履歴管理」にて組情報の管理が実装オプション機能として定義されているため、「1.2.2. 申請情報管理」においても実装オプション機能に定義することで、各要件の平仄を合わせた方がよいと考えます。		
79	標準機能要件	申請受付	1.2.11.	個人を単位とし、記載事項を限定しないメモ入力が可能であること。 メモを入力した者のユーザ ID 及び日時が記録されること。 また、メモ入力された内容については、通知書等の外部向け帳票に出力されないこと。	メモの履歴情報を（参照）できること。			その他	「個人」とは児童生徒を指しますか。世帯員を指しますか。		
80	標準機能要件	支給	4.2.3.	現物支給又は実費で支給する支給対象費目（学校給食費等）は、支給額が入力されたCSVファイル等を指定して取込み、支給予定額に一括で反映できること。また、入力用のCSVファイル等はシステムから出力できること。 なお、実費支給額については上限額を設定でき、取り込んだ実費支給情報について、支給額、支給対象費目、認定日等に齟齬がある場合にエラーが表示されること。	実費支給情報等、学校との連携が必要なデータについては、パスワードを設定した上でデータ出力できること。			その他	「実費支給額については上限額を設定でき」とありますが、実費支給費目の上限額は「4.2.4. 支給費目管理」に登録される項目でしょうか。  取り込む支給額と上限額を比較することですので、費目マスタに上限額が設定されているものとお見受けします。認識に誤りありませんでしょうか。		
81	標準機能要件	支給	4.2.4.	在籍校、学年、認定区分ごとに、支給費情報（支給対象費目・支給額・支給月・金額設定方式・端数計算方式）をマスタデータとして管理できること。				その他	支給費目は年度ごとに見直されますが、支給費目マスタの要件に「年度」に関する記述がありません。支給額切替前の年度の支給データを全て作成した後に支給費目マスタの修正を行う必要がある認識で正しいでしょうか。		
82	標準機能要件	申請受付	1.1.6.	住民記録システムから提供を受ける場合を除き、住所が必要な場合（住登外者の住所を確定させる場合等）には、API連携によりアドレス・ベース・レジストリを参照すること、又は、アドレス・ベース・レジストリからファイル連携により取得した住所マスタを参照すること。				その他	業務フローのユーザータスクのコメントに当該項目の記載がないがどの場面で利用するかを明示した方がよいのではないかと。		

83	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。		前年度認定された者の基準を明確にする→「取込時点（年度末）で認定されていたもの」とするが「前年度一度でも認定された者」にするか			その他	前年度認定された者の基準が曖昧である。途中で条件変更により認定廃止になったものは除外するのが望ましいのではないか。
84	標準機能要件	申請受付	1.2.7.	申請情報（申請番号、学校コード、受付日、申請区分、申請理由、申請者情報、世帯員情報、児童生徒情報（学校・学年情報を含む）、口座情報、入学前支給対象、備考情報等）の履歴情報を管理（参照）できること。	申請情報（児童生徒の組情報）の履歴情報を管理（参照）できること。		申請情報（児童生徒の組情報を含めた）の履歴情報を管理（参照）できること		その他	要件の意図が組情報のみのということであれば、組情報とそれ以外の履歴を別で管理するのは確認が煩雑になるので申請情報と一体で履歴管理した方が望ましい
85	標準機能要件	申請受付	1.2.11.	個人を単位とし、記載事項を限定しないメモ入力が可能であること。 メモを入力した者のユーザ ID 及び日時が記録されること。 また、メモ入力された内容については、通知書等の外部向け帳票に出力されないこと。	メモの履歴情報を（参照）できること。	メモおよびメモの区分（市区町村で設定可能な区分）が入力可能であること。			その他	メモの内容によってはセンシティブな情報も書き込まれる可能性もあるので注意喚起できるように区分を設けた方がよいのではないか
86	標準機能要件	共通	7.6.3.	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。 二次元コード（カスタマーバーコードを含む。）については、二次元コードの値をファイルに格納すること。	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータ（外字情報を含む。）について印刷イメージファイル（PDF形式等）を作成し、出力できること。	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータ（外字情報を含む。）について印刷イメージファイル（PDF形式等）を作成し、出力できること。	外部帳票の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式の敵とファイルを作成し、出力できること。二次元コード（カスタマーバーコードを含む。）については二次元コードの値をファイルに格納すること		その他	データで出力することは必須ではないと思う。帳票の範囲も内部帳票である名簿や集計表まで対象にすることも不要と思われる。印刷イメージの方が保管するのにも管理しやすい。
87	標準機能要件	共通	7.10.2.	以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。 ・財務会計システムに、支払情報を提供する。 ・団体内統合宛名システムに、特定個人情報を提供する。		以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。 ・団体内統合宛名システムに、特定個人情報を提供する。	以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。 ・財務会計システムに、支払情報を提供する。		その他	必ずしも財務会計で支払うわけではないのでオプションでよいと思われる。また、インターフェイスによっては財務会計側の改修が必要になる。
88	標準機能要件	申請受付	1.1.6.	住民記録システムから提供を受ける場合を除き、住所が必要な場合（住登外者の住所を確定させる場合等）には、API連携によりアドレス・ベース・レジストリを参照すること、又は、アドレス・ベース・レジストリからファイル連携により取得した住所マスタを参照すること。				業務フローのユーザータスクのコメントに当該項目の記載がないがどの場面で利用するかを明示した方がよいのではないか。	その他	アドレスベースレジストリとは何か説明が欲しい。就学援助にて住登外者を取り込んだのちに住所を独自に修正する場合に同APIを利用して入力するというか
89	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。		前年度認定された者の基準を明確にする→「取込時点（年度末）で認定されていたもの」とするが「前年度一度でも認定された者」にするか			その他	前年度認定された者の基準が曖昧である。途中で条件変更により認定廃止になったものは除外するのが望ましいのではないか。
90	標準機能要件	申請受付	1.2.7.	申請情報（申請番号、学校コード、受付日、申請区分、申請理由、申請者情報、世帯員情報、児童生徒情報（学校・学年情報を含む）、口座情報、入学前支給対象、備考情報等）の履歴情報を管理（参照）できること。	申請情報（児童生徒の組情報）の履歴情報を管理（参照）できること。		申請情報（児童生徒の組情報を含めた）の履歴情報を管理（参照）できること		その他	要件の意図が組情報のみのということであれば、組情報とそれ以外の履歴を別で管理するのは確認が煩雑になるので申請情報と一体で履歴管理した方が望ましい
91	標準機能要件	申請受付	1.2.11.	個人を単位とし、記載事項を限定しないメモ入力が可能であること。 メモを入力した者のユーザ ID 及び日時が記録されること。 また、メモ入力された内容については、通知書等の外部向け帳票に出力されないこと。	メモの履歴情報を（参照）できること。	メモおよびメモの区分（市区町村で設定可能な区分）が入力可能であること。			その他	メモの内容によってはセンシティブな情報も書き込まれる可能性もあるので注意喚起できるように区分を設けた方がよいのではないか
92	標準機能要件	共通	7.6.3.	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。 二次元コード（カスタマーバーコードを含む。）については、二次元コードの値をファイルに格納すること。	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータ（外字情報を含む。）について印刷イメージファイル（PDF形式等）を作成し、出力できること。	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータ（外字情報を含む。）について印刷イメージファイル（PDF形式等）を作成し、出力できること。	外部帳票の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式の敵とファイルを作成し、出力できること。二次元コード（カスタマーバーコードを含む。）については二次元コードの値をファイルに格納すること		その他	データで出力することは必須ではないと思う。帳票の範囲も内部帳票である名簿や集計表まで対象にすることも不要と思われる。印刷イメージの方が保管するのにも管理しやすい。

93	標準機能要件	共通	7.10.2.	以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。 ・財務会計システムに、支払情報を提供する。 ・団体内統合宛名システムに、特定個人情報を提供する。	以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。 ・団体内統合宛名システムに、特定個人情報を提供する。	以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。 ・財務会計システムに、支払情報を提供する。		その他	必ずしも財務会計で支払うわけではないのでオプションでよいと思われる。また、インターフェイスによっては財務会計側の改修が必要になる。	
94	標準機能要件	申請受付	1.1.2.		マイナポータルびったりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルびったりサービス等」という。）を利用して行われた引越しワンストップサービスにおける転入予約申請又は転居予約申請により申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。 また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得できること。 転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。 転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を、期間を指定して一括又は個別に削除できること。		マイナポータルびったりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルびったりサービス等」という。）を利用して行われた引越しワンストップサービスにおける転入予約申請又は転居予約申請により申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得し、 <b>管理（参照・登録・修正・削除）できること。</b> また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得し、 <b>管理（参照・登録・修正・削除）できること。</b> 転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。 転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を、期間を指定して一括又は個別に削除できること。		その他	画面表示だけでなくデータベースへの登録が行われることを明記すべきと考えます。
95	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。		公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を <b>申請情報とともに一括で取込、または個別に登録し</b> 、管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。		職員業務量の低減	1件ずつ確認して、口座の利用有無を登録するのは膨大な手間がかかるため。	
96	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。	継続処理の実行時点で審査年度の前年度に認定されている者（審査年度になってから継続処理を実行する場合は前年度の3月31日時点で認定されている者）について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。			その他	継続処理の対象について、前年度認定後、年度途中で廃止された者を含めない方がよいため。	
97	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。	前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、前年度申請情報を翌年度申請情報として複写した上で、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧と申請がある者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。			その他	・前年度認定された者の申請情報を複写した上で、世帯員が不一致の者について一覧を出力したいので、第1回意見照会時の案実装必須機能の案にあって「前年度申請情報を翌年度申請情報として複写した上で」の文言を追加。 ・自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請がある者の一覧も出力できるようにしたいので、文言追加。	
98	標準機能要件	申請受付	1.1.6.	住民記録システムから提供を受ける場合を除き、住所が必要な場合（住登外者の住所を確定させる場合等）には、API連携によりアドレス・ベース・レジストリを参照すること、又は、アドレス・ベース・レジストリからファイル連携により取得した住所マスタを参照すること。	住民記録システムから提供を受ける場合を除き、住所が必要な場合（住登外者の住所を確定させる場合等）には、API連携によりアドレス・ベース・レジストリを参照できること、又は、アドレス・ベース・レジストリからファイル連携により取得した住所マスタを参照できること。 <b>また、「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する「住登外者宛名番号管理機能」の利用も行うこと。</b>			その他	・連携要件でありながら、「共通機能仕様書」「連携要件の標準」がある中、かなり具体的に就学事務システムの標準として、住登外の住所の参照方法を縛っている要件に見え、その他の手法を排除する意図がある追記なのか、他の連携・参照方法も許容なものか明確にしたい。 ・また、そもそも前者の意図である場合は、共通仕様の「住登外者宛名番号管理機能」の整合性の説明を各自治体に分るようにしてほしい。後者である場合は、1.1.6の記載をその旨が分かるように修正してほしい（修正案は川崎市の理解に基づく案に過ぎず、適切な表現としての修正を希望します）。	



99	標準機能要件	申請受付	1.1.2.		<p>マイナポータルびつたりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルびつたりサービス等」という。）を利用して行われた引越しワンストップサービスにおける転入予約申請又は転居予約申請により申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。</p> <p>また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を、期間を指定して一括又は個別に削除できること。</p>				<p>その他</p> <p>「転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により」とあります。</p> <p>利活用方法検討のため、転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報の項目を具体的にご提示ください。</p> <p>※特にマイナンバーが含まれる場合は、利用にあたって特定個人情報保護評価を実施する必要があると思われるので、ご回答願います。</p> <p>また、帳票要件に転出証明書情報が定義されている帳票が存在しないように見受けられます。「帳票に出力できること。」とは具体的にどのような機能を指すかご教授ください。</p>
100	標準機能要件	申請受付	1.1.2.		<p>マイナポータルびつたりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルびつたりサービス等」という。）を利用して行われた引越しワンストップサービスにおける転入予約申請又は転居予約申請により申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。</p> <p>また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を、期間を指定して一括又は個別に削除できること。</p>		<p>マイナポータルびつたりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルびつたりサービス等」という。）を利用して行われた引越しワンストップサービスにおける転入予約申請又は転居予約申請により申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得し、<b>管理（参照・登録・修正・削除）</b>できること。</p> <p>また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得し、<b>管理（参照・登録・修正・削除）</b>できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を、期間を指定して一括又は個別に削除できること。</p>		<p>その他</p> <p>「情報を取得できること。」とありますが、「取得」が具体的にどのような機能で実現されているのかが不明瞭で多義的な表現です。</p> <p>後に「一括又は個別に削除できること。」とあり、就学援助システムに転出証明書情報が登録されていることが示唆されており、</p> <p>「取得」は「2.3. その他の認定に係る情報管理」等と同じ「管理（参照・登録・修正・削除）」という表現に修正し、画面表示だけでなくデータベースへの登録が行われることを明記すべきと考えます。</p> <p>※横並び調整方針の箇所ではございますが、ご検討をお願いいたします。また、当該箇所はデータベースへの登録は不要である意味であった場合はご容赦ください。</p>
101	標準機能要件	申請受付	1.1.2.		<p>マイナポータルびつたりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルびつたりサービス等」という。）を利用して行われた引越しワンストップサービスにおける転入予約申請又は転居予約申請により申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。</p> <p>また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を、期間を指定して一括又は個別に削除できること。</p>				<p>その他</p> <p>転出証明書情報を用いて就学援助の申請情報を登録し、その申請が不要になるケースが発生すると思われる。</p> <p>このようなケースでの対応フローをご提示願います。</p> <p>また、転出証明書情報を用いて作成した申請情報を一括で削除することはできるのでしょうか。</p>

102	標準機能要件	申請受付	1.1.2.		マイナポータルびつりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルびつりサービス等」という。）を利用して行われた引越しワンストップサービスにおける転入予約申請又は転居予約申請により申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。 また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得できること。 転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。 転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を、期間を指定して一括又は個別に削除できること。				その他	転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を取得した際、世帯主や保護者はどのように定まるのでしょうか。
103	標準機能要件	申請受付	1.2.2.	年度途中の変更（申請番号、学校コード、転校日、申請者変更、支給方法変更、所得変更、申請区分、申請理由、就学世帯情報、学校情報（在籍学校・学年）、口座変更、備考情報の変更等）について管理できること。		年度途中の変更（申請番号、学校コード、転校日、申請者変更、支給方法変更、所得変更、申請区分、申請理由、就学世帯情報、学校情報（在籍学校・学年）、口座変更、備考情報の変更等）について管理できること。	年度途中の変更（学校情報（組））について管理できること。		その他	「1.2.1. 申請情報管理」や「1.2.7. 申請情報の履歴管理」にて組情報の管理が実装オプション機能として定義されているため、「1.2.2. 申請情報管理」においても実装オプション機能に定義すべきと考えます。
104	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。					その他	「利用の意思の有無（公金口座区分）」とありますが、「利用の意思の有無を”公金口座区分”という項目で管理する」という意味と捉えてよいでしょうか。  公金受取口座情報の取得タイミングについて、「申請又は給付の都度」とありますが、継続申請対象になった場合もここで指す「申請」に該当するのでしょうか。
105	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。					住民サービスの向上	申請者から「現在登録している公金受取口座ではなく、以前登録した公金受取口座に振り込まれている」といった問い合わせが発生した場合、住民側、行政側ともにシステムの登録状況や履歴を確認する術はあるのでしょうか。（就学援助システム以外でも、何か確認する方法の想定があればご教授ください。）
106	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。		継続処理の実行時点で審査年度の前年度に認定されている者（審査年度になってから継続処理を実行する場合は前年度の3月31日時点で認定されている者）について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。			その他	継続処理の対象について「前年度認定された者」とあります。「前年度認定された者」の定義が不明瞭であり、「前年度認定された年度途中で廃止された者」が含まれてしまうと不都合が生じます。  「継続処理の実行時点で審査年度の前年度に認定されている者（審査年度になってから継続処理を実行する場合は前年度の3月31日時点で認定されている者）」などに修正した方が望ましいと考えます。
107	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。					その他	「自動継続処理された者の一覧を出力できること」とありますが、帳票要件に継続処理に関連する帳票の定義がありません。ここで指す「一覧で出力できること」とは「画面表示されること」という意味でしょうか。  事務上、活用の機会があると思われるので、帳票として定義する方が望ましいと考えます。

108	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。					住民サービスの向上	「住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること」とありますが、申請理由として「児童扶養手当を受給している世帯」といった項目を設けている自治体が相当数あるかと思えます。 母子世帯であったが、実家である祖父母宅に転居し世帯合併した場合や、学生であった世帯員が独立して転出し、世帯員減となった場合など、継続できる要件を満たしているに関わらず、世帯員の変動のみで継続対象外とされてしまうケースが想定されると考えます。 前提として、継続できる世帯は、「世帯員増減がないこと」が絶対条件になるのでしょうか。
109	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。					その他	児童生徒単位で個別に継続しない設定は可能でしょうか。 世帯員として変動はないが、措置費対応となった児童がいるケースや、私立や特別支援学校にうち1名が転校し、受給要件を失ったケースなど、一部の児童生徒のみ継続対象外になることも想定されるかと思えます。  “本機能の主な論点は「前年度認定された者の申請漏れ防止」とのごことでしたので、継続の対象外になる者についてはシステム上で管理されず、継続処理実行後に必要に応じて「1.2.1. 申請情報管理」に言及がある「申請情報の削除」を利用して、個別に削除していく運用を想定されているのでしょうか。
110	標準機能要件	申請受付	1.2.11.	個人を単位とし、記載事項を限定しないメモ入力が可能であること。 メモを入力した者のユーザID及び日時が記録されること。 また、メモ入力された内容については、通知書等の外部向け帳票に出力されないこと。	メモの履歴情報を（参照）できること。				その他	「個人」とは児童生徒を指すという理解でよいでしょうか。 検索機能において、メモ記入者を抽出できる機能が用意されていると、望ましいと考えます。
111	その他								その他	【論点3】教育データの利活用に関する機能要件は次回2.0版に盛り込まれる予定でしょうか。2.0版に盛り込まれない場合は、3.0版の公開目途をご教授頂けますと幸いです。
112	標準機能要件	交付	3.2.5.	注意情報（支援措置対象者情報等）が設定されている対象者の通知書を発行する際に、発行可否を確認するアラートが表示されること。 なお、注意情報（支援措置対象者情報等）は一覧としても出力できること。					職員業務量の低減	一括で通知書を発行する際にアラートが表示され、その度に発行が止まってしまうと業務に支障が出るため、一括の際はアラートは表示されず、注意情報一覧の出力のみにしてほしい。 アラートの表示により発行が止まってしまうと、許可の操作をしなくてはならず、業務増になるため。
113	標準機能要件	支給	4.1.5.	月途中の転校等を考慮し、一人の児童生徒および一つの月に対し、複数の学校長口座、給食センター口座を登録できること。					その他	帳票要件にて、各種通知書は世帯単位の出力となっており、世帯単位の帳票に表示される振込口座が一つになっているが、機能要件としては、一人の児童生徒及び一つの月に対し、口座を登録できることから、世帯で登録できるのは一つの振込口座のみではなく、兄弟別の口座を登録でき、世帯単位の帳票には対象者ごとの振込口座が表示されるという理解でよいか。 【帳票レイアウトで同意見を記載】
114	標準機能要件	支給	4.2.11.	支給日を管理（参照・登録・修正・削除）できること。また、支給日は支給対象費目、学校、学年等に応じて、一括・個別を選択して登録できること。					その他	費目ごとに支給日を設定できるという理解でよいか。（例えば、学用品費は9月末、1月末、3月末の3回、修学旅行費は実施日より9月末、1月末、3月末のいずれかのように設定できるのか。）
115	標準機能要件	異動	5.2.2.	指定期間における以下の異動を抽出できること。 抽出対象者の中に就学援助費受給者が含まれる場合は、その旨が記載されること。  市外転出、市内転居、認定（申請）世帯への一部転入、区間異動、同世帯合併、同世帯分離、死亡、職権消除等の減異動、住定日異動、住所、方書異動、氏名変更、児童扶養手当資格異動（得喪）、生活保護資格異動（開廃）、国民年金保険料資格異動（減免情報）、国民健康保険料資格異動（減免情報）、固定資産税（減免情報）、学籍情報異動、年齢到達、所得更正、保護者変更 等	異動により、認定基準として設定した基準の該当・非該当が変更となる児童生徒の一覧を出力できること。	指定期間における以下の異動を抽出できること。 抽出対象者の中に就学援助費申請者が含まれる場合は、その旨が記載されること。			その他	異動により認定結果が変更となる対象者を抽出できるとあるため、否認定→認定と変更になる対象者も抽出できるという理解でよいか。 否認定者は「受給者」ではないため、「受給者」という記載だと、認定→否認定のみと捉えられかねないため。

116	標準機能要件	申請受付	1.1.3.	審査に利用する世帯情報（マイナンバー利用同意有無を含む）は、住民記録システム上の世帯とは別に管理することができ、その世帯員は追加・更新・削除できること。また、申請者の住民記録システム上の住所以外の住所を、申請書、各種通知書等の送付先に設定できること。		審査に利用する世帯情報（マイナンバー利用同意有無を含む）は、住民記録システム上の世帯とは別に管理することができ、その世帯員は追加・更新・削除できること。また、申請者の住民記録システム上の住所以外の住所を、申請書、各種通知書等の送付先に設定できること。  ※マイナンバー利用同意有無は、世帯員毎に「同意有／同意無」のチェックとする。			その他	「マイナンバーを用いた情報連携の同意の有無についても申請時に確認した結果を管理可能にする。」とあるが、世帯員毎に管理すべきと考える。そのため、明確化するべき。
117	標準機能要件	申請受付	1.1.5.		就学世帯情報から申請書送付先である新規申請対象者一覧及び継続申請対象者一覧（氏名、住所等）を加工可能な形式（CSVファイル等）で出力できること。		就学世帯情報から申請書送付先である新規申請対象者一覧または継続申請対象者一覧（氏名、住所等）を加工可能な形式（CSVファイル等）で出力できること。		その他	新規申請対象者一覧と継続申請対象者一覧は、別々で処理するのではないのか。新入生と在校生の時期では異なるため、学年等で抽出できるべきではないか。
118	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。		前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、年一回程度を目処に一覧として出力できること。			職員業務量の低減	生計を一にする独自世帯の管理が必要となるため、住民記録上と異なる世帯構成は存在する。 そのため、一括での自動継続処理においては、住民記録上の世帯構成と比較して一致する者だけでなく、前年度認定された者全てとするべき。 そのうえで、業務フロー「1.2.継続認定」のインプットである「1.1.5.申請書送付対象者抽出」で抽出されたCSVを使用して、「世帯員の変動があるか」の判定となるのではないか。 次に申請書を提出してもらおうが、「1.2.1.申請情報管理」でCSVを加工する際、前年の世帯構成と変化がない場合、CSVを修正する必要がない。（ほとんどの世帯が、同じ世帯構成で申請を行うことになると想定する。）
119	標準機能要件	審査	2.1.2.	認定基準額の算定に用いる次の値（金額・係数）を、年度ごとにマスタデータとして管理でき、審査に用いる年度を任意に選択できること。また、前年度の金額・係数を新年度のマスタに複写できること。  【生活保護に準ずる基準額】 生活扶助（第1類費）/生活扶助（第2類費）/通減率/生活扶助本体における経過的加算/冬季加算/期末一時扶助/基礎控除/住宅扶助/教育扶助/学校給食費/通学交通費/その他任意の値 【認定基準係数】 認定基準係数 【その他の生活保護に準ずる基準額】 学校給食費/住宅扶助/その他任意の値  なお、【生活保護に準ずる基準額】及び【その他の生活保護に準ずる基準額】の各値の金額は、生活保護基準に基づき、世帯分類（世帯人数、年齢、級地）ごとに設定できること。また、生活扶助（第1類費）、生活扶助（第2類費）、通減率については、同一の世帯分類であっても複数の値を設定できること。	【認定基準係数】は、世帯分類（世帯人数、級地）ごとに値を保持でき、又、同一の世帯分類であっても複数の値を設定できること。	認定基準額の算定に用いる次の値（金額・係数）を、年度ごとにマスタデータとして管理でき、審査に用いる年度を任意に選択できること。また、前年度の金額・係数を新年度のマスタに複写できること。  【生活保護に準ずる基準額】 生活扶助（第1類費）/生活扶助（第2類費）/通減率/生活扶助本体における経過的加算/冬季加算/期末一時扶助/基礎控除/住宅扶助/教育扶助/学校給食費/通学交通費/その他任意の値 【認定基準係数】 認定基準係数 【その他の生活保護に準ずる基準額】 学校給食費/住宅扶助/その他任意の値  なお、【生活保護に準ずる基準額】及び【その他の生活保護に準ずる基準額】の各値の金額は、生活保護基準に基づきに設定できること。			その他	以前も修正案として記載をしたが、当自治体では世帯人数や年齢により生活保護基準表を切り替えての判定は行っていない。当自治体内で住所を有する限り、当自治体で設定された級地及び係数を使用し就学援助の受給資格を審査している。世帯人数等で基準表を切り替えることにより不公平が生じ住民からのクレームが懸念される。 また、世帯員毎に通減率等を保持している自治体は近隣にもなく、大多数が使用していないと思われる。計算方法の簡素化も鑑み、左記のとおりしたい。
120	その他								その他	「宛名管理システム」から「住登外者宛名番号管理機能」への修正が必要。
121	業務フロー								職員業務量の低減	業務フローの「2.2.異動者管理」において、「宛名管理システム」の記載がある。  業務フローの「1.2.継続認定」において、「1.2.3.申請情報管理」で作成された「前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧」および「住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧」を使用して行う事務フローの記載がない。
122	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。					その他	不一致についての申請情報の扱いはどうなるのか。一致するものを自動継続処理するのではなく、前年度認定されたものの申請情報を複写した上で、世帯員が不一致なものについてリストを出力することはできないか。

123	標準機能要件	申請受付	1.1.3.	審査に利用する世帯情報（マイナンバー利用同意有無を含む）は、住民記録システム上の世帯とは別に管理することができ、その世帯員は追加・更新・削除できること。また、申請者の住民記録システム上の住所以外の住所を、申請書、各種通知書等の送付先に設定できること。		審査に利用する世帯情報（マイナンバー利用同意有無を含む）は、住民記録システム上の世帯とは別に管理することができ、その世帯員は追加・更新・削除できること。また、申請者の住民記録システム上の住所以外の住所を、申請書、各種通知書等の送付先に設定できること。  ※マイナンバー利用同意有無は、世帯員毎に「同意有／同意無」のチェックとする。			その他	「マイナンバーを用いた情報連携の同意の有無についても申請時に確認した結果を管理可能にする。」とあるが、世帯員毎に管理すべきと考える。そのため、明確化するべき。
124	標準機能要件	申請受付	1.1.5.		就学世帯情報から申請書送付先である新規申請対象者一覧及び継続申請対象者一覧（氏名、住所等）を加工可能な形式（CSVファイル等）で出力できること。		就学世帯情報から申請書送付先である新規申請対象者一覧または継続申請対象者一覧（氏名、住所等）を加工可能な形式（CSVファイル等）で出力できること。		その他	新規申請対象者一覧と継続申請対象者一覧は、別々で処理するのではないのか。新入生と在校生の時期では異なるため、学年等で抽出できるべきではないか。
125	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。		前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、年一回程度を目処に一覧として出力できること。			職員業務量の低減	生計を一にする独自世帯の管理が必要となるため、住民記録上と異なる世帯構成は存在する。 そのため、一括での自動継続処理においては、住民記録上の世帯構成と比較して一致するだけでなく、前年度認定された者全てとするべき。 そのうえで、業務フロー「1.2.継続認定」のインプットである「1.1.5.申請書送付対象者抽出」で抽出されたCSVを使用して、「世帯員の変動があるか」の判定となるのではないか。 次に申請書を提出してもらったが、「1.2.1.申請情報管理」でCSVを加工する際、前年の世帯構成と変化がない場合、CSVを修正する必要がない。（ほとんどの世帯が、同じ世帯構成で申請を行うことになると想定する。）
126	標準機能要件	審査	2.1.2.	認定基準額の算定に用いる次の値（金額・係数）を、年度ごとにマスターデータとして管理でき、審査に用いる年度を任意に選択できること。また、前年度の金額・係数を新年度のマスダに複写できること。  【生活保護に準ずる基準額】 生活扶助（第1類費）/生活扶助（第2類費）/減減率/生活扶助本体における経過的加算/冬季加算/期末一時扶助/基礎控除/住宅扶助/教育扶助/学校給食費/通学交通費/その他任意の値 【認定基準係数】 認定基準係数 【その他の生活保護に準ずる基準額】 学校給食費/住宅扶助/その他任意の値  なお、【生活保護に準ずる基準額】及び【その他の生活保護に準ずる基準額】の各値の金額は、生活保護基準に基づき、世帯分類（世帯人数、年齢、級地）ごとに設定できること。また、生活扶助（第1類費）、生活扶助（第2類費）、減減率については、同一の世帯分類であっても複数の値を設定できること。	【認定基準係数】は、世帯分類（世帯人数、級地）ごとに値を保持でき、又、同一の世帯分類であっても複数の値を設定できること。	認定基準額の算定に用いる次の値（金額・係数）を、年度ごとにマスターデータとして管理でき、審査に用いる年度を任意に選択できること。また、前年度の金額・係数を新年度のマスダに複写できること。  【生活保護に準ずる基準額】 生活扶助（第1類費）/生活扶助（第2類費）/減減率/生活扶助本体における経過的加算/冬季加算/期末一時扶助/基礎控除/住宅扶助/教育扶助/学校給食費/通学交通費/その他任意の値 【認定基準係数】 認定基準係数 【その他の生活保護に準ずる基準額】 学校給食費/住宅扶助/その他任意の値  なお、【生活保護に準ずる基準額】及び【その他の生活保護に準ずる基準額】の各値の金額は、生活保護基準に基づき、世帯分類（世帯人数、年齢、級地）ごとに設定できること。			その他	以前も修正案として記載をしたが、当自治体では世帯人数や年齢により生活保護基準表を切り替える判定は行っていない。当自治体内で住所を有する限り、当自治体で設定された級地及び係数を使用し就学援助の受給資格を審査している。世帯人数等で基準表を切り替えることにより不公平が生じ住民からのクレームが懸念される。 また、世帯員毎に通減率等保持している自治体は近隣にもなく、大多数が使用していないと思われる。計算方法の簡素化も鑑み、左記のとおりしたい。
127	その他							業務フローの「2.2.異動者管理」において、「宛名管理システム」の記載がある。	その他	「宛名管理システム」から「住登外者宛名番号管理機能」への修正が必要。
128	業務フロー							業務フローの「1.2.継続認定」において、「1.2.3.申請情報管理」で作成された「前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧」および「住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧」を使用して行う業務フローの記載がない。	職員業務量の低減	左記一覧を使用し、事務運用としての様な処理を行うのが記載がない。
129	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。					その他	世帯番号が異なる世帯員や住登外の世帯員を含む申請もあるため。

130	標準機能要件	審査	2.2.1.	個人住民税システムと連携し、各世帯の世帯員毎の所得情報及び各種控除情報を任意に選択して一括又は個別で取り込み、設定された就学世帯の総所得、合計所得又は収入額を自動で算出・登録できること。また、所得情報は手動でも登録できること。 なお、個人住民税確定前は前年度の所得情報を基に算出できること。 また、個人住民税確定前は前年度所得が確認できなかった世帯員、個人住民税確定後は当該年度の所得が確認できなかった世帯員について、CSVファイル等で出力できること。	個人住民税システムと連携し、各世帯の世帯員毎の所得情報及び各種控除情報を任意に選択して一括又は個別で取り込み、設定された就学世帯の総所得、合計所得又は収入額を自動で算出・登録できること。また、所得情報は手動でも登録できること。 なお、個人住民税確定前（審査対象所得年度切替前（並行利用期間を含む））は前年度の所得情報を基に算出できること。 また、個人住民税確定前は前年度所得が確認できなかった世帯員、個人住民税確定後は当該年度の所得が確認できなかった世帯員について、CSVファイル等で出力できること。			住民サービスの向上	「個人住民税確定前」と一口に言っても、自治体によって、審査対象となる所得年度を切り替える月が異なると考えられることから、表現の正確を期するため。また、審査対象となる所得年度を切り替えた後も、しばらくの間は審査対象の月によって、「前年度の所得情報を基に算出する場合」と「今年度の所得情報を基に算出する場合」を並行して運用する場合が考えられるため。例えば、個人住民税確定後の情報で支給するのが9月～として、名古屋市24000人の認定処理を、1か月で処理できるわけではなく、3か月ほど期間を設ける必要があるため、並行利用期間の想定は必須である。		
131	その他							特別支援教育就学奨励費事務についても、就学援助事務と一体とみなす等して、標準化対象業務とするべきではないか。	その他	就学援助事務と特別支援教育就学奨励費事務は密接な関係にあり、親和性が高いことから、標準化対象業務システムとして一体的に調達・管理することが、より効率的であると考えられるため。（今一度、検討していただきたい。）	
132	業務フロー							業務フロー内の、支給3.1「支給」について。本市では、振込依頼結果の受領は行っていないが、その場合でもその後のフロー（就学援助費支給通知書の出力など）に影響はないようにしてほしい。	その他	本市では、振込依頼結果の受領は行っていないため。	
133	標準機能要件	審査				住民記録システム、学齢簿管理システム、住登外者宛名番号管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する住登外者宛名番号管理機能をいう。）と連携し、就学世帯情報（保護者情報、世帯員情報、注意情報（支援措置対象者情報等を含む）、住民登録外者情報（住登外者宛名番号を含む）、学校情報（在籍学校・学年）等）を個別又は日次（バッチ）で取り込み参照できること。また、氏名と生年月日が同一のデータが取り込まれた場合は、名寄せ処理をする・しないを選択し登録できること。			法律・政令・省令等への準拠	申請案内発送前に就学世帯情報連携を行い、申請しない児童生徒の個人情報保有することは、個人情報の取扱いとして不適切である。また政令指定都市規模でその情報を保有することは、その都度フィルタチェックをかけるなど、業務をより煩雑にさせる要因とならない。そのため、申請案内配付前に学齢簿、住民記録システム等に連携させる仕様にする予定はないが、その場合、支給判定処理の際に学齢簿、住民記録システムと連携する必要がある。	
134	業務フロー							業務フロー内の、認定1.1「新規認定」について。「支給判定処理」の際にも、住民記録システム、学齢簿管理システム、住登外者宛名番号管理機能と連携する必要がある。（必須）	法律・政令・省令等への準拠	申請案内発送前に就学世帯情報連携を行い、申請しない児童生徒の個人情報保有することは、個人情報の取扱いとして不適切である。また政令指定都市規模でその情報を保有することは、その都度フィルタチェックをかけるなど、業務をより煩雑にさせる要因とならない。そのため、申請案内配付前に学齢簿、住民記録システム等に連携させる仕様にする予定はないが、その場合、支給判定処理の際に学齢簿、住民記録システムと連携する必要がある。	
135	業務フロー							業務フロー内の、認定1.2「継続認定」について。「支給判定処理」の際にも、住民記録システム、学齢簿管理システム、住登外者宛名番号管理機能と連携する必要がある。（必須）	法律・政令・省令等への準拠	申請案内発送前に就学世帯情報連携を行い、申請しない児童生徒の個人情報保有することは、個人情報の取扱いとして不適切である。また政令指定都市規模でその情報を保有することは、その都度フィルタチェックをかけるなど、業務をより煩雑にさせる要因とならない。そのため、申請案内配付前に学齢簿、住民記録システム等に連携させる仕様にする予定はないが、その場合、支給判定処理の際に学齢簿、住民記録システムと連携する必要がある。	
136	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。					前年度認定者の申請情報を複写する記述が削除されたが、複写を行った上で、世帯員比較を行うようにしないと、不一致者が大量に発生した場合に対処しきれない。	その他	世帯番号が異なる世帯員や住登外の世帯員を含む申請もあるため。
137	標準機能要件	申請受付	1.1.3.	審査に利用する世帯情報（マイナンバー利用同意有無を含む）は、住民記録システム上の世帯とは別に管理することができ、その世帯員は追加・更新・削除できること。また、申請者の住民記録システム上の住所以外の住所を、申請書、各種通知書等の送付先に設定できること。	審査に利用する世帯情報（マイナンバー利用同意有無を含む）は、住民記録システム上の世帯とは別に管理することができ、その世帯員は追加・更新・削除できること。また、申請者の住民記録システム上の住所以外の住所を、申請書、各種通知書等の送付先に設定できること。  ※マイナンバー利用同意有無は、世帯員毎に「同意有／同意無」のチェックとする。				その他	「マイナンバーを用いた情報連携の同意の有無についても申請時に確認した結果を管理可能にする。」とあるが、世帯員毎に管理すべきと考える。そのため、明確化するべき。	

138	標準機能要件	申請受付	1.1.5.		就学世帯情報から申請書送付先である新規申請対象者一覧及び継続申請対象者一覧（氏名、住所等）を加工可能な形式（CSVファイル等）で出力できること。		就学世帯情報から申請書送付先である新規申請対象者一覧または継続申請対象者一覧（氏名、住所等）を加工可能な形式（CSVファイル等）で出力できること。		その他	新規申請対象者一覧と継続申請対象者一覧は、別々で処理するのではないのか。新入生と在校生の時期では異なるため、学年等で抽出できるべきではないか。
139	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。		前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、年一回程度を目処に一覧として出力できること。			職員業務量の低減	生計を一にする独自世帯の管理が必要となるため、住民記録上と異なる世帯構成は存在する。 そのため、一括での自動継続処理においては、住民記録上の世帯構成と比較して一致する者だけでなく、前年度認定された者全てとするべき。 そのうえで、業務フロー「1.2.継続認定」のインプットである「1.1.5.申請書送付対象者抽出」で抽出されたCSVを使用して、「世帯員の変動があるか」の判定となるのではないのか。 次に申請書を提出してもらうが、「1.2.1.申請情報管理」でCSVを加工する際、前年の世帯構成と変化がない場合、CSVを修正する必要がない。（ほとんどの世帯が、同じ世帯構成で申請を行うことになると想定する。）
140	標準機能要件	審査	2.1.2.	認定基準額の算定に用いる次の値（金額・係数）を、年度ごとにマスタデータとして管理でき、審査に用いる年度を任意に選択できること。また、前年度の金額・係数を新年度のマスタに複写できること。  【生活保護に準ずる基準額】 生活扶助（第1類費）/生活扶助（第2類費）/通減率/生活扶助本体における経過的加算/冬季加算/期末一時扶助/基礎控除/住宅扶助/教育扶助/学校給食費/通学交通費/その他任意の値 【認定基準係数】 認定基準係数 【その他の生活保護に準ずる基準額】 学校給食費/住宅扶助/その他任意の値  なお、【生活保護に準ずる基準額】及び【その他の生活保護に準ずる基準額】の各値の金額は、生活保護基準に基づき、世帯分類（世帯人数、年齢、級地）ごとに設定できること。また、生活扶助（第1類費）、生活扶助（第2類費）、通減率については、同一の世帯分類であっても複数の値を設定できること。	【認定基準係数】は、世帯分類（世帯人数、級地）ごとに値を保持でき、又、同一の世帯分類であっても複数の値を設定できること。	認定基準額の算定に用いる次の値（金額・係数）を、年度ごとにマスタデータとして管理でき、審査に用いる年度を任意に選択できること。また、前年度の金額・係数を新年度のマスタに複写できること。  【生活保護に準ずる基準額】 生活扶助（第1類費）/生活扶助（第2類費）/通減率/生活扶助本体における経過的加算/冬季加算/期末一時扶助/基礎控除/住宅扶助/教育扶助/学校給食費/通学交通費/その他任意の値 【認定基準係数】 認定基準係数 【その他の生活保護に準ずる基準額】 学校給食費/住宅扶助/その他任意の値  なお、【生活保護に準ずる基準額】及び【その他の生活保護に準ずる基準額】の各値の金額は、生活保護基準に基づき、世帯分類（世帯人数、年齢、級地）ごとに設定できること。			その他	当自治体では世帯人数や年齢により生活保護基準表を切り替えるの判定は行ってない。当自治体内で住所を有する限り、当自治体で設定された級地及び係数を使用し就学援助の受給資格を審査している。世帯人数等で基準表を切り替えることにより不公平が生じ住民からのクレームが懸念される。 また、世帯員毎に通減率等を保持している自治体は近隣にもなく、大多数が使用していないと思われる。計算方法の簡素化も鑑み、左記のとおりとしたい。
141	その他								その他	「宛名管理システム」から「住登外者宛名番号管理機能」への修正が必要。
142	業務フロー								職員業務量の低減	業務フローの「2.2.異動者管理」において、「宛名管理システム」の記載がある。  業務フローの「1.2.継続認定」において、「1.2.3.申請情報管理」で作成された“前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧”および“住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧”を使用して行う業務フローの記載がない。
143	標準機能要件	申請受付	1.1.3.	審査に利用する世帯情報（マイナンバー利用同意有無を含む）は、住民記録システム上の世帯とは別に管理することができ、その世帯員は追加・更新・削除できること。また、申請者の住民記録システム上の住所以外の住所を、申請書、各種通知書等の送付先に設定できること。		審査に利用する世帯情報（マイナンバー利用同意有無を含む）は、住民記録システム上の世帯とは別に管理することができ、その世帯員は追加・更新・削除できること。また、申請者の住民記録システム上の住所以外の住所を、申請書、各種通知書等の送付先に設定できること。  ※マイナンバー利用同意有無は、世帯員毎に「同意有/同意無」のチェックとする。			その他	「マイナンバーを用いた情報連携の同意の有無についても申請時に確認した結果を管理可能にする。」とあるが、世帯員毎に管理すべきと考える。そのため、明確化するべき。
144	標準機能要件	申請受付	1.1.5.		就学世帯情報から申請書送付先である新規申請対象者一覧及び継続申請対象者一覧（氏名、住所等）を加工可能な形式（CSVファイル等）で出力できること。		就学世帯情報から申請書送付先である新規申請対象者一覧および継続申請対象者一覧（氏名、住所等）を加工可能な形式（CSVファイル等）で出力できること。		その他	新規申請対象者一覧と継続申請対象者一覧は、別々で処理するのではないのか。新入生と在校生の時期では異なるため、学年等で抽出できるべきではないか。

145	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。		前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、年一回程度を目処に一覧として出力できること。			職員業務量の低減	生計を一にする独自世帯の管理が必要となるため、住民記録上と異なる世帯構成は存在する。 そのため、一括での自動継続処理においては、住民記録上の世帯構成と比較して一致する者だけでなく、前年度認定された者全てとするべき。 そのうえで、業務フロー「1.2.継続認定」のインプットである「1.1.5.申請書送付対象者抽出」で抽出されたCSVを使用して、“世帯員の変動があるか”の判定となるのではないのか。 次に申請書を提出してもらおうが、「1.2.1.申請情報管理」でCSVを加工する際、前年の世帯構成と変化がない場合、CSVを修正する必要がない。（ほとんどの世帯が、同じ世帯構成で申請を行うことになると想定する。）	
146	標準機能要件	審査	2.1.2.	認定基準額の算定に用いる次の値（金額・係数）を、年度ごとにマスタデータとして管理でき、審査に用いる年度を任意に選択できること。また、前年度の金額・係数を新年度のマスタに複写できること。  【生活保護に準ずる基準額】 生活扶助（第1類費）/生活扶助（第2類費）/通減率/生活扶助本体における経過的加算/冬季加算/期末一時扶助/基礎控除/住宅扶助/教育扶助/学校給食費/通学交通費/その他任意の値 【認定基準係数】 認定基準係数 【その他の生活保護に準ずる基準額】 学校給食費/住宅扶助/その他任意の値  なお、【生活保護に準ずる基準額】及び【その他の生活保護に準ずる基準額】の各々の金額は、生活保護基準に基づき、世帯分類（世帯人数、年齢、級地）ごとに設定できること。また、生活扶助（第1類費）、生活扶助（第2類費）、通減率については、同一の世帯分類であっても複数の値を設定できること。	【認定基準係数】は、世帯分類（世帯人数、級地）ごとに値を保持でき、又、同一の世帯分類であっても複数の値を設定できること。	認定基準額の算定に用いる次の値（金額・係数）を、年度ごとにマスタデータとして管理でき、審査に用いる年度を任意に選択できること。また、前年度の金額・係数を新年度のマスタに複写できること。  【生活保護に準ずる基準額】 生活扶助（第1類費）/生活扶助（第2類費）/通減率/生活扶助本体における経過的加算/冬季加算/期末一時扶助/基礎控除/住宅扶助/教育扶助/学校給食費/通学交通費/その他任意の値 【認定基準係数】 認定基準係数 【その他の生活保護に準ずる基準額】 学校給食費/住宅扶助/その他任意の値  なお、【生活保護に準ずる基準額】及び【その他の生活保護に準ずる基準額】の各々の金額は、生活保護基準に基づき設定できること。			その他	以前も修正案として記載をしたが、当自治体では世帯人数や年齢により生活保護基準表を切り替えるの判定は行っていない。当自治体内で住所を有する限り、当自治体で設定された級地及び係数を使用し就学援助の受給資格を審査している。世帯人数等で基準表を切り替えることにより不公平が生じ住民からのクレームが懸念される。 また、世帯員毎に通減率等を保持している自治体は近隣にもなく、大多数が使用していないと思われる。計算方法の簡素化も鑑み、左記のとおりとしたい。	
147	その他								その他	「宛名管理システム」から「住登外者宛名番号管理機能」への修正が必要。	
148	業務フロー								業務フローの「2.2.異動者管理」において、「宛名管理システム」の記載がある。	職員業務量の低減	左記一覧を使用し、事務運用としてどの様な処理を行うかが記載がない。
149	標準機能要件	申請受付	1.1.3.	審査に利用する世帯情報（マイナンバー利用同意有無を含む）は、住民記録システム上の世帯とは別に管理することができ、その世帯員は追加・更新・削除できること。また、申請者の住民記録システム上の住所以外の住所を、申請書、各種通知書等の送付先に設定できること。		審査に利用する世帯情報（マイナンバー利用同意有無を含む）は、住民記録システム上の世帯とは別に管理することができ、その世帯員は追加・更新・削除できること。また、申請者の住民記録システム上の住所以外の住所を、申請書、各種通知書等の送付先に設定できること。  ※マイナンバー利用同意有無は、世帯員毎に「同意有/同意無」のチェックとする。			その他	「マイナンバーを用いた情報連携の同意の有無についても申請時に確認した結果を管理可能にする。」とあるが、世帯員毎に管理すべきと考える。そのため、明確化するべき。	
150	標準機能要件	申請受付	1.1.5.		就学世帯情報から申請書送付先である新規申請対象者一覧及び継続申請対象者一覧（氏名、住所等）を加工可能な形式（CSVファイル等）で出力できること。	就学世帯情報から申請書送付先である新規申請対象者一覧または継続申請対象者一覧（氏名、住所等）を加工可能な形式（CSVファイル等）で出力できること。			その他	新規申請対象者一覧と継続申請対象者一覧は、別々で処理するのではないのか。新入生と在校生の時期では異なるため、学年等で抽出できるべきではないのか。	
151	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。		前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、年一回程度を目処に一覧として出力できること。			職員業務量の低減	生計を一にする独自世帯の管理が必要となるため、住民記録上と異なる世帯構成は存在する。 そのため、一括での自動継続処理においては、住民記録上の世帯構成と比較して一致する者だけでなく、前年度認定された者全てとするべき。 そのうえで、業務フロー「1.2.継続認定」のインプットである「1.1.5.申請書送付対象者抽出」で抽出されたCSVを使用して、“世帯員の変動があるか”の判定となるのではないのか。 次に申請書を提出してもらおうが、「1.2.1.申請情報管理」でCSVを加工する際、前年の世帯構成と変化がない場合、CSVを修正する必要がない。（ほとんどの世帯が、同じ世帯構成で申請を行うことになると想定する。）	



152	標準機能要件	審査	2.1.2.	<p>認定基準額の算定に用いる次の値（金額・係数）を、年度ごとにマスタデータとして管理でき、審査に用いる年度を任意に選択できること。また、前年度のコスト・係数を新年度のマスタに複写できること。</p> <p>【生活保護に準ずる基準額】 生活扶助（第1類費）/生活扶助（第2類費）/減率/生活扶助本体における経過的加算/冬季加算/期末一時扶助/基礎控除/住宅扶助/教育扶助/学校給食費/通学交通費/その他任意の値 【認定基準係数】 認定基準係数 【その他の生活保護に準ずる基準額】 学校給食費/住宅扶助/その他任意の値</p> <p>なお、【生活保護に準ずる基準額】及び【その他の生活保護に準ずる基準額】の各値の金額は、生活保護基準に基づき、世帯分類（世帯人数、年齢、級地）ごとに設定できること。また、生活扶助（第1類費）、生活扶助（第2類費）、減率については、同一の世帯分類であっても複数の値を設定できること。</p>	<p>【認定基準係数】は、世帯分類（世帯人数、級地）ごとに値を保持でき、又、同一の世帯分類であっても複数の値を設定できること。</p>	<p>認定基準額の算定に用いる次の値（金額・係数）を、年度ごとにマスタデータとして管理でき、審査に用いる年度を任意に選択できること。また、前年度のコスト・係数を新年度のマスタに複写できること。</p> <p>【生活保護に準ずる基準額】 生活扶助（第1類費）/生活扶助（第2類費）/減率/生活扶助本体における経過的加算/冬季加算/期末一時扶助/基礎控除/住宅扶助/教育扶助/学校給食費/通学交通費/その他任意の値 【認定基準係数】 認定基準係数 【その他の生活保護に準ずる基準額】 学校給食費/住宅扶助/その他任意の値</p> <p>なお、【生活保護に準ずる基準額】及び【その他の生活保護に準ずる基準額】の各値の金額は、生活保護基準に基づき、世帯分類（世帯人数、年齢、級地）ごとに設定できること。</p>			その他	<p>以前も修正案として記載をしたが、当自治体では世帯人数や年齢により生活保護基準表を切り替えての判定は行っていない。当自治体内で住所を有する限り、当自治体で設定された級地及び係数を使用し就学援助の受給資格を審査している。世帯人数等で基準表を切り替えることにより不公平が生じ住民からのクレームが懸念される。</p> <p>また、世帯員毎に通減率等を保持している自治体は近隣にもなく、大多数が使用していないと思われる。計算方法の簡素化も鑑み、左記のとおりとしたい。</p>
153	その他								その他	「宛名管理システム」から「住登外者宛名番号管理機能」への修正が必要。
154	業務フロー								職員業務量の低減	左記一覧を使用し、事務運用としての様な処理を行うのが記載がない。
155	標準機能要件	申請受付	1.1.3.	<p>審査に利用する世帯情報（マイナンバー利用同意有無を含む）は、住民記録システム上の世帯とは別に管理することができ、その世帯員は追加・更新・削除できること。また、申請者の住民記録システム上の住所以外の住所を、申請書、各種通知書等の送付先に設定できること。</p>	<p>審査に利用する世帯情報（マイナンバー利用同意有無を含む）は、住民記録システム上の世帯とは別に管理することができ、その世帯員は追加・更新・削除できること。また、申請者の住民記録システム上の住所以外の住所を、申請書、各種通知書等の送付先に設定できること。</p> <p>※マイナンバー利用同意有無は、世帯員毎に「同意有/同意無」のチェックとする。</p>				その他	「マイナンバーを用いた情報連携の同意の有無についても申請時に確認した結果を管理可能にする。」とあるが、世帯員毎に管理すべきと考える。そのため、明確化するべき。
156	標準機能要件	申請受付	1.1.5.		<p>就学世帯情報から申請書送付先である新規申請対象者一覧及び継続申請対象者一覧（氏名、住所等）を加工可能な形式（CSVファイル等）で出力できること。</p>	<p>就学世帯情報から申請書送付先である新規申請対象者一覧または継続申請対象者一覧（氏名、住所等）を加工可能な形式（CSVファイル等）で出力できること。</p>			その他	新規申請対象者一覧と継続申請対象者一覧は、別々で処理するのではないのか。新入生と在校生の時期では異なるため、学年等で抽出できるべきではないか。
157	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	<p>前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。</p> <p>また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。</p> <p>なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。</p>	<p>前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。</p> <p>また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。</p> <p>住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、年一回程度を目処に一覧として出力できること。</p>				職員業務量の低減	<p>生計を一にする独自世帯の管理が必要となるため、住民記録上と異なる世帯構成は存在する。</p> <p>そのため、一括での自動継続処理においては、住民記録上の世帯構成と比較して一致する者だけでなく、前年度認定された者全てとするべき。</p> <p>そのうえで、業務フロー「1.2.継続認定」のインプットである「1.1.5.申請書送付対象者抽出」で抽出されたCSVを使用して、「世帯員の変動があるか」の判定となるのではないのか。</p> <p>次に申請書を提出してもらおうが、「1.2.1.申請情報管理」でCSVを加工する際、前年の世帯構成と変化がない場合、CSVを修正する必要がない。（ほとんどの世帯が、同じ世帯構成で申請を行うことになると想定する。）</p>

158	標準機能要件	審査	2.1.2.	認定基準額の算定に用いる次の値（金額・係数）を、年度ごとにマスターデータとして管理でき、審査に用いる年度を任意に選択できること。また、前年度の金額・係数を新年度のマスダに複写できること。  【生活保護に準ずる基準額】 生活扶助（第1類費）/生活扶助（第2類費）/減率/生活扶助本体における経過的加算/冬季加算/期末一時扶助/基礎控除/住宅扶助/教育扶助/学校給食費/通学交通費/その他任意の値 【認定基準係数】 認定基準係数 【その他の生活保護に準ずる基準額】 学校給食費/住宅扶助/その他任意の値  なお、【生活保護に準ずる基準額】及び【その他の生活保護に準ずる基準額】の各値の金額は、生活保護基準に基づき、世帯分類（世帯人数、年齢、級地）ごとに設定できること。また、生活扶助（第1類費）、生活扶助（第2類費）、減率については、同一の世帯分類であっても複数の値を設定できること。	【認定基準係数】は、世帯分類（世帯人数、級地）ごとに値を保持でき、又、同一の世帯分類であっても複数の値を設定できること。	認定基準額の算定に用いる次の値（金額・係数）を、年度ごとにマスターデータとして管理でき、審査に用いる年度を任意に選択できること。また、前年度のコ額・係数を新年度のマスダに複写できること。  【生活保護に準ずる基準額】 生活扶助（第1類費）/生活扶助（第2類費）/減率/生活扶助本体における経過的加算/冬季加算/期末一時扶助/基礎控除/住宅扶助/教育扶助/学校給食費/通学交通費/その他任意の値 【認定基準係数】 認定基準係数 【その他の生活保護に準ずる基準額】 学校給食費/住宅扶助/その他任意の値  なお、【生活保護に準ずる基準額】及び【その他の生活保護に準ずる基準額】の各値の金額は、生活保護基準に基づき、世帯分類（世帯人数、年齢、級地）ごとに設定できること。			その他	以前も修正案として記載をしたが、当自治体では世帯人数や年齢により生活保護基準表を切り替えての判定は行っていない。当自治体内で住所を有する限り、当自治体で設定された級地及び係数を使用し就学援助の受給資格を審査している。世帯人数等で基準表を切り替えることにより不公平が生じ住民からのクレームが懸念される。 また、世帯員毎に通減率等を保持している自治体は近隣にもなく、大多数が使用していないと思われる。計算方法の簡素化も鑑み、左記のとおりとしたい。
159	その他								その他	「宛名管理システム」から「住登外者宛名番号管理機能」への修正が必要。
160	業務フロー								職員業務量の低減	左記一覧を使用し、事務運用としての様な処理を行うのが記載がない。
161	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。	前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。				その他	「前年度認定された者」の定義が曖昧なため明記が必要と考える。 例えば、年度当初に認定されていたが、年度途中で所得更正等で認定要件を満たさなくなり、否認となった者も「前年度認定された者」に該当するの。それとも、自動継続処理時点で前年度が認定状態である対象者を「前年度認定された者」とするの。
162	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。		公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。			その他	以下のことにより、本要件は実装オプション機能にすべきと考える。  ・02_1【全国照会】就学援助システム等の標準化について（補足資料1）_20220712_01.pdf（【論点2】公的給付支給等口座に関する修正案の考え方）に「マイナンバー利用に関する条例や設備が整備されていない自治体は、本機能を利用しないことを想定している。」との記載があり、すべての自治体で必要となる機能ではないため。  ・申請又は給付の都度、自動で公的給付支給等口座情報を取得する仕様とした場合、例えば申請入力時に自動取得した口座情報と振込口座処理や通知書作成処理時に自動取得した口座情報に差異があった場合に、その差異の妥当性（口座情報の最新性）を都度確認する必要が発生する。申請入力、振込口座処理、通知書作成の毎回到差異の妥当性を確認するとすれば、自治体の事務負担が相当増えることになると考えられるため。
163	標準機能要件	支給	4.1.4.	支給する支給対象費目ごとに振込口座を設定できること。		支給月ごと、支給する支給対象費目ごとに振込口座を設定できること。			その他	修正前の仕様では、同一費目に対する支給で年度途中で振込口座が変更される場合に対応できない。支給月ごと、支給する対象費目ごとに振込口座が設定すべきと考える。
164	標準機能要件	共通	7.10.2.	以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。 ・財務会計システムに、支払情報を提供する。 ・団体内統合宛名システムに、特定個人情報を提供する。		以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。 ・財務会計システムに、支払情報を提供する。 ・団体内統合宛名システムに、特定個人情報を提供する。			その他	財務会計システムは標準化対象の20業務以外であるため、財務会計システムへの支払情報提供は実装オプション機能にすべきと考える。

165	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	<p>公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。</p> <p>公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。</p>		<p>公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。</p> <p>公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。</p>		<p>その他</p>	<p>以下のことにより、本要件は実装オプション機能にすべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・02_1_【全国照会】就学援助システム等の標準化について（補足資料1）_20220712_01.pdf（【論点2】公的給付支給等口座に関する修正案の考え方）に「マイナンバー利用に関する条例や設備が整備されていない自治体は、本機能を利用しないことを想定している。」との記載があり、すべての自治体で必要となる機能ではないため。</li> <li>・申請又は給付の都度、自動で公的給付支給等口座情報を取得する仕様とした場合、例えば申請入力時に自動取得した口座情報と振込口座処理や通知書作成処理時に自動取得した口座情報に差異があった場合に、その差異の妥当性（口座情報の最新性）を都度確認する必要がある。申請入力、振込口座処理、通知書作成の毎回到差異の妥当性を確認するとすれば、自治体の事務負担が相当増えることになると考えられるため。</li> </ul>	
166	標準機能要件	支給	4.1.4.	<p>支給する支給対象費目ごとに振込口座を設定できること。</p>	<p>支給月ごと、支給する支給対象費目ごとに振込口座を設定できること。</p>			<p>その他</p>	<p>修正前の仕様では、同一費目に対する支給で年度途中で振込口座が変更される場合に対応できない。支給月ごと、支給する対象費目ごとに振込口座が設定すべきと考える。</p>	
167	標準機能要件	共通	7.10.2.	<p>以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務会計システムに、支払情報を提供する。</li> <li>・団体内統合宛名システムに、特定個人情報を提供する。</li> </ul>	<p>以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体内統合宛名システムに、特定個人情報を提供する。</li> </ul>	<p>以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務会計システムに、支払情報を提供する。</li> </ul>		<p>その他</p>	<p>財務会計システムは標準化対象の20業務以外であるため、財務会計システムへの支払情報提供は実装オプション機能にすべきと考える。</p>	
168	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	<p>前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。</p> <p>また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。</p> <p>なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。</p>	<p>前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。</p> <p>また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。</p> <p>なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。</p>			<p>その他</p>	<p>「前年度認定された者」の定義が曖昧なため明記が必要と考える。</p> <p>例えば、年度当初に認定されていたが、年度途中で所得更正等で認定要件を満たさなくなり、否認定となった者も「前年度認定された者」に該当するののか。それとも、自動継続処理時点で前年度が認定状態である対象者を「前年度認定された者」とするののか。</p>	
169	標準機能要件	審査	2.4.1.	<p>転入元で新入学児童生徒学用品費等を入学前支給にて受給済みの可能性がある申請者(対象の児童生徒が新小1/新中1で支給条件を満たす者)を、転入日を任意に指定して抽出し、アラート表示及び一覧として出力できること。</p>				<p>【補足】当該機能で一覧として出力された申請者について、6.1.2.「支給済み連絡票作成」にて転入元の自治体から送付される支給済み連絡票を確認し、入学前支給情報を把握する必要があるが、転入元の自治体から連絡票を送付するのではなく、転入された先で保護者から就学援助の申請があり他都市照会の同意を得てから転入した自治体が照会する方がよいと考えます。</p> <p>保護者によってはDV避難で転出する場合や世帯変更により転出先で就学援助を申請されない場合、私学等に入学される場合は連絡票が不要になる場合もあるので、転出で連絡票を送付するのではなく、転出先で就学援助が認定されてから支給状況を照会する方が事務負担の軽減につながります。</p>		
170	標準機能要件	共通	7.10.2.	<p>以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務会計システムに、支払情報を提供する。</li> <li>・団体内統合宛名システムに、特定個人情報を提供する。</li> </ul>					<p>今回新たに追加された財務会計システムは各自治体で使用する財務会計システムのごとでしょうか。</p> <p>新たに追加された場合は、もう少し詳細な情報がないとどのように連携されるのか判断ができません。住登外宛名管理機能についても同様。</p>	
171	標準機能要件	交付	3.1.1.	<p>条件（対象者、受付日、認定日、認定区分、在籍校等）を指定して、認定通知書を一括又は個別で申請者宛てに出力できること。なお、認定通知書は再発行できること。</p> <p>また、出力順は条件（郵便番号順、学校順、学年順等）を指定して任意に並び替えができること。</p>	<p>条件（対象者、受付日、認定日、認定区分、在籍校等）を指定して、認定通知書を一括又は個別で申請者宛てに出力できること。一括を選択した場合、学校ごとの出力ができること。なお、認定通知書は再発行できること。</p> <p>また、出力順は条件（郵便番号順、学校順、学年順等）を指定して任意に並び替えができること。</p>			<p>その他</p>	<p>業務所管課から通知書等の印刷イメージファイル（PDF形式等）を学校に送付して、学校で印刷する運用（学校が主体となる場合）も想定できるようにするため。</p>	

172	標準機能要件	交付	3.1.2.	条件（対象者、受付日、保留日、認定区分、在籍校等）を指定して、保留通知書を一括又は個別で申請者宛てに出力できること。なお、保留通知書は再発行できること。 また、出力順は条件（郵便番号順、学校順、学年順等）を指定して任意に並び替えができること。		条件（対象者、受付日、保留日、認定区分、在籍校等）を指定して、保留通知書を一括又は個別で申請者宛てに出力できること。一括を選択した場合、学校ごとの出力ができること。なお、保留通知書は再発行できること。 また、出力順は条件（郵便番号順、学校順、学年順等）を指定して任意に並び替えができること。			その他	業務所管課から通知書等の印刷イメージファイル（PDF形式等）を学校に送付して、学校で印刷する運用（学校が主体となる場合）も想定できるようにするため。
173	標準機能要件	交付	3.1.3.	条件（対象者、受付日、否認日、認定区分、在籍校等）を指定して、否認通知書を一括又は個別で申請者宛てに出力できること。なお、否認通知書は再発行できること。 また、出力順は条件（郵便番号順、学校順、学年順等）を指定して任意に並び替えができること。		条件（対象者、受付日、否認日、認定区分、在籍校等）を指定して、否認通知書を一括又は個別で申請者宛てに出力できること。一括を選択した場合、学校ごとの出力ができること。なお、否認通知書は再発行できること。 また、出力順は条件（郵便番号順、学校順、学年順等）を指定して任意に並び替えができること。			その他	業務所管課から通知書等の印刷イメージファイル（PDF形式等）を学校に送付して、学校で印刷する運用（学校が主体となる場合）も想定できるようにするため。
174	標準機能要件	交付	3.1.4.	条件（対象者、受付日、認定取消日、認定区分、在籍校等）を指定して、認定取消通知書を一括又は個別で申請者宛てに出力できること。なお、認定取消通知書は再発行できること。 また、出力順は条件（郵便番号順、学校順、学年順等）を指定して任意に並び替えができること。		条件（対象者、受付日、認定取消日、認定区分、在籍校等）を指定して、認定取消通知書を一括又は個別で申請者宛てに出力できること。一括を選択した場合、学校ごとの出力ができること。なお、認定取消通知書は再発行できること。 また、出力順は条件（郵便番号順、学校順、学年順等）を指定して任意に並び替えができること。			その他	業務所管課から通知書等の印刷イメージファイル（PDF形式等）を学校に送付して、学校で印刷する運用（学校が主体となる場合）も想定できるようにするため。
175	標準機能要件	支給	4.1.1.	支給対象者（申請者、学校長、給食センター、医療機関等）ごとに振込先口座を管理(参照・登録・修正・削除)できること。	振込先口座は口座情報が入力されたCSVファイル等を指定して取込み、一括で反映できること。	支給対象者（申請者、学校長、給食センター、医療機関等）ごとに振込先口座を管理(参照・登録・修正・削除)できること。 <b>金融機関の統廃合にあわせて、振込口座情報を一括で更新できること。</b>	振込先口座は口座情報が入力されたCSVファイル等を指定して取込み、一括で反映できること。		その他	金融機関や支店の統廃合時に振込口座の変更作業を容易に実現するため。
176	標準機能要件	共通	7.6.3.	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。二次元コード（カスタマーコードを含む。）については、二次元コードの値をファイルに格納すること。	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータ（外字情報を含む。）について印刷イメージファイル（PDF形式等）を作成し、出力できること。	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。二次元コード（カスタマーコードを含む。）については、二次元コードの値をファイルに格納すること。 帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータ（外字情報を含む。）について印刷イメージファイル（PDF形式等）を作成し、出力できること。			その他	業務所管課から通知書等の印刷イメージファイル（PDF形式等）を学校に送付して、学校で印刷する運用（学校が主体となる場合）も想定できるよう、印刷イメージファイル（PDF形式等）を作成する機能は、実装必須機能にするべきと考えたため。また、印刷を業者委託する場合、印刷業者に印刷イメージファイル（PDF形式等）を渡した方が、CSV形式のテキストファイルを渡すより、コストを抑えることができるため。
177	その他								その他	認定基準について、藤井寺市では生活保護基準ではなく、16歳未満の扶養人数に応じた認定基準額（課税標準額を用います）を設定していますが、そのような独自の基準でも対応できますでしょうか。
178	その他	共通							住民サービスの向上	本市では教育的配慮に基づいた申請奨励や支給実施のため申請受付・登録を各学校で行っている。また、支給についても入学準備補助金以外の費用は実費額としているため、各申請者への支払額を学校にて管理・登録している。 このため本市では各学校で申請者管理・支払管理を行う必要があり、標準仕様システムの申請・支払に関しての学校での登録機能もしくは既存システムと標準仕様システムでのデータ連動が必要となる。 また、児童生徒数16万5千人が制度対象となっており審査、支給において相当数の処理速度が必要となり、大量の情報管理のためデータベースの（CSV）出力が必須である。
179	その他	共通							その他	ここに記載されている「標準機能要件」については他の標準仕様書案の意見照会には書いてないものもあります。ここで列記しているものは、各業務標準もしくは業務共通機能として、横断的に備えるべき項目であり、非機能要件にも関わる話でもあるので、業務共通機能として、横断かつ統一的に備える機能検討WGとして検討の実施をお願い致します。

180	その他	共通						標準共通機能の各種条件については、標準準拠システム全体として共通化を図る必要がありますが、自治体の規模によって、取り扱う件数やデータ量が違うため、自治体規模に応じた機能を選択できるようおねがいします。	自治体方針の実現	意見内容に同じ
181	その他	共通	7.2.2.	取得したログは、市区町村が定める期間保管するとともに、オンラインでの検索・抽出・照会、EUC 機能を用いた後日分析が簡単にできること。なお、システム利用者や第三者によるログの改ざんがされないよう、書き込み禁止等の改ざん防止措置がされること。				[要望]ログについては、保管するものや期間について明確なガイドがないため、各自治体で苦慮しております。犯罪など不正利用に関わる法令に照らし合わせて、適切なログが保管されるよう、一定の基準の提示をお願い致します。	法律・政令・省令等への準拠	適切な情報保護に資するため。
182	その他	共通	7.7.5.	氏名や住所等の印刷域桁数を超過したものは、帳票発行時に超過内容を記載したリストを出力できること。				各入力フィールドの桁数は、本来切れてはいけない部分とそうでない部分がありますが、可能な限り自治体のデータ入力フィールドの桁数を調査して桁あふれがないようにご検討をお願いします。	住民サービスの向上	送付先誤出力を未然に防止し、適切に審査結果通知を行うため。
183	標準機能要件	申請受付	1.1.6.	住民記録システムから提供を受ける場合を除き、住所が必要な場合（住登外者の住所を確定させる場合等）には、API連携によりアドレス・ベース・レジストリを参照すること、又は、アドレス・ベース・レジストリからファイル連携により取得した住所マスタを参照すること。				[理由]欄で「就学援助システムについては、住所マスタを保持せず、住民の住所については住民記録システムから取得」とあるが、通知書等の発行に利用した住所データの保持はどのようにするのか。		
184	標準機能要件	申請受付	1.2.1.	児童生徒ごとの申請情報（申請番号、学校コード、仮学校コード、受付年月日、申請区分、申請理由、申請者情報、世帯員情報、児童生徒情報（学校・学年情報を含む）、口座情報、入学前支給対象、就学援助の希望の有無、備考情報）を、就学世帯情報と紐づけて管理（参照・登録・修正・削除）ができること。なお、申請情報の登録・修正・削除は、システムへの個別入力・CSVファイル等の一括取込のどちらでも対応可能とすること。 公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。 また、同一世帯内で受付日、認定日が異なる児童生徒についても個別に管理できること。 オンライン申請の申請データを、申請管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。 取得した申請データについて、申請処理できること。 当該申請データに係る申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を管理し、申請処理状況やお知らせをマイナポータルびったりサービス等に送信するために、申請管理機能に申請データをキーとして提供できること。	申請情報として、児童生徒ごとの組情報について管理（参照・登録・修正・削除）できること。 なお、組情報の登録・修正・削除は、申請登録後についても、システムへの個別入力・CSVファイル等の一括取込のどちらでも対応可能とすること。			申請情報の修正・削除の際に、学校や教委それぞれの組織内で修正・削除することに加え、教委と学校間で修正・削除の処理が行われること（すなわち申請情報の差戻・引戻し）は想定されているか	職員業務量の低減	市町村によって、学校で申請情報を登録し、教委側で申請情報を基に審査を行う等、業務分担されている場合があります。その場合、申請情報を修正・削除する場合は、教委側で受け取った申請情報を学校に差戻、学校内で引戻す必要があります。学校と教委が業務分担をしている場合、システム上で差戻・引戻しを行うことが想定されますが、標準システムで当該機能が想定されていない場合、電話や郵送等で差戻・引戻し処理を行う必要があるため、職員の業務負担が高まると想定されます。

185	標準機能要件	申請受付	1.2.1.	児童生徒ごとの申請情報（申請番号、学校コード、仮学校コード、受付年月日、申請区分、申請理由、申請者情報、世帯員情報、児童生徒情報（学校・学年情報を含む）、口座情報、入学前支給対象、就学援助の希望の有無、備考情報）を、就学世帯情報と紐づけて管理（参照・登録・修正・削除）ができること。なお、申請情報の登録・修正・削除は、システムへの個別入力・CSVファイル等の一括取込のどちらでも対応可能とすること。 公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。 また、同一世帯内で受付日、認定日が異なる児童生徒についても個別に管理できること。 オンライン申請の申請データを、申請管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。 取得した申請データについて、申請処理できること。 当該申請データに係る申請処理状況（処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス）を管理し、申請処理状況やお知らせをマイナポータルびつたりサービス等に送信するために、申請管理機能に申請データをキーとして提供できること。	申請情報として、児童生徒ごとの組情報について管理（参照・登録・修正・削除）ができること。 なお、組情報の登録・修正・削除は、申請登録後についても、システムへの個別入力・CSVファイル等の一括取込のどちらでも対応可能とすること。		就学世帯管理では、保護者情報や世帯員情報を取り込み参照できるとされているが、申請者が世帯主と異なる場合でも申請受付可能という認識でよいか	住民サービスの向上	ご家庭によって世帯主が必ずしも申請するとは限らないため、世帯の構成員と確認できる場合には申請受付を可能とする必要があります。
186	標準機能要件	審査	2.1.1.	次の項目を、認定基準として年度ごとに管理でき、審査に用いる年度を任意に選択できること。また、その他の任意の項目を設定できること。なお、各認定基準の有効/無効は任意に設定できること。  所得または収入が認定基準額未満（以下）/生活保護法に基づく保護の停止または廃止/市区町村民税の非課税/市区町村民税の減免/国民年金保険料の免除/国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予/児童扶養手当の支給/個人の事業税の減免/固定資産税の減免/生活福祉資金による貸付け/所得または収入が特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額未満（以下）			理由・補足欄にて「その他の任意の項目を独自に認定基準として設定できる仕様とする。と記載があるが、各自治体が独自に認定基準として設定した項目について、条件式の設定等のロジックを組み込み、認否結果の自動判定を行う仕様とすることは想定されているのか	職員業務量の低減	記載の通り、認定基準については各自治体内の状況に応じて設定されており、自治体ごとに異なる。それらの認定基準について条件式の設定と認否判定の自動判定ができない場合、職員が手作業で審査を実施することとなり、職員の業務負担が高まると想定されます。
187	標準機能要件	審査	2.2.1.	個人住民税システムと連携し、各世帯の世帯員毎の所得情報及び各種控除情報を任意に選択して一括又は個別で取り込み、設定された就学世帯の総所得、合計所得又は収入額を自動で算出・登録できること。また、所得情報は手動でも登録できること。 なお、個人住民税確定前は前年度の所得情報を基に算出できること。 また、個人住民税確定前は前年度所得が確認できなかった世帯員、個人住民税確定後は当該年度の所得が確認できなかった世帯員について、CSVファイル等で出力できること。	所得未申告の場合の被扶養者所得について一定額の加算を可能とし、加算前、加算後の金額についてデータ表示（保持）すること。			住民サービスの向上	所得未申告の被扶養者分の所得を一定にすることにより審査の公平性を保持するため。（オプションについては自治体方針の実現のため）
188	標準機能要件	審査	2.3.1.	生活保護システムと連携し、要保護世帯に係る資格情報（生活保護開始・停止・再開・廃止、該当の状態に移行した年月日、理由、生活保護費から支給した入学準備金支給情報等）を一括又は個別で取り込み、管理（参照・登録・修正・削除）できること。	〔修正前追加〕取込処理を各月単位等で行え、前取込処理との相違箇所を抽出できること。			住民サービスの向上	申請時期により、更新・変更内容が未反映の場合があり、時点に即した適切な審査を可能とするため。
189	標準機能要件	審査	2.3.2.	個人住民税システムと連携し、各世帯員の個人住民税に係る資格情報（非課税情報、減免情報、扶養情報）を一括又は個別で取り込み、管理（参照・登録・修正・削除）できること。	〔修正前追加〕取込処理を各月単位等で行え、前取込処理との相違箇所を抽出できること。			住民サービスの向上	申請時期により、更新・変更内容が未反映の場合があり、時点に即した適切な審査を可能とするため。
190	標準機能要件	審査	2.3.3.	国民年金システムと連携し、各世帯員の国民年金保険料に係る資格情報（減免情報）を一括又は個別で取り込み、管理（参照・登録・修正・削除）できること。	〔修正前追加〕取込処理を各月単位等で行え、前取込処理との相違箇所を抽出できること。			住民サービスの向上	申請時期により、更新・変更内容が未反映の場合があり、時点に即した適切な審査を可能とするため。
191	標準機能要件	審査	2.3.4.	国民健康保険システムと連携し、各世帯員の国民健康保険法の保険料に係る資格情報（減免情報）を一括又は個別で取り込み、管理（参照・登録・修正・削除）できること。	〔修正前追加〕取込処理を各月単位等で行え、前取込処理との相違箇所を抽出できること。			住民サービスの向上	申請時期により、更新・変更内容が未反映の場合があり、時点に即した適切な審査を可能とするため。

192	標準機能要件	審査	2.3.5.	児童扶養手当システムと連携し、各世帯員の児童扶養手当に係る資格情報（受給中・一部停止・停止及び停止理由等）を一括又は個別で取込み、管理（参照・登録・修正・削除）できること。		〔修正前追加〕取込処理を各月単位等で行え、前取込処理との相違箇所を抽出できること。			住民サービスの向上	申請時期により、更新・変更内容が未反映の場合があり、時点に即した適切な審査を可能とするため。	
193	標準機能要件	審査	2.3.6.	固定資産税システムと連携し、各世帯員の固定資産税に係る資格情報（減免情報）を一括又は個別で取込み、管理（参照・登録・修正・削除）できること。		〔修正前追加〕取込処理を各月単位等で行え、前取込処理との相違箇所を抽出できること。			住民サービスの向上	申請時期により、更新・変更内容が未反映の場合があり、時点に即した適切な審査を可能とするため。	
194	標準機能要件	審査	2.5.4.	認定区分の管理及び年度途中での切替えができること。		認定結果や認定理由、認定区分等の管理及び年度途中での切り替えができること。			その他	認定区分（要保護、準要保護）の管理とありますが、認定結果（認否/非認定）や認定要件が変更した際に年度途中でも変更管理を行い、履歴管理できるのでしょうか。保護者が結婚した等、保護者の家庭状況が変更した際に、申請者の認否結果や認否結果は変わらないか認否要件が変わる可能性があります。	
195	標準機能要件	交付	3.1.1.	条件（対象者、受付日、認定日、認定区分、在籍校等）を指定して、認定通知書を一括又は個別で申請者宛てに出力できること。なお、認定通知書は再発行できること。 また、出力順は条件（郵便番号順、学校順、学年順等）を指定して任意に並び替えができること。		〔修正前追加〕年間で複数回出力が必要なので、認定・否認データ更新者や新規申請者のみを抽出して出力できること。			住民サービスの向上	重複出力による誤送付を未然に防止し適切な審査結果通知を行うため。	
196	標準機能要件	交付	3.1.2.	条件（対象者、受付日、保留日、認定区分、在籍校等）を指定して、保留通知書を一括又は個別で申請者宛てに出力できること。なお、保留通知書は再発行できること。 また、出力順は条件（郵便番号順、学校順、学年順等）を指定して任意に並び替えができること。		〔修正前追加〕年間で複数回出力が必要なので、認定・否認データ更新者や新規申請者のみを抽出して出力できること。			住民サービスの向上	重複出力による誤送付を未然に防止し適切な審査結果通知を行うため。	
197	標準機能要件	交付	3.1.3.	条件（対象者、受付日、否認日、認定区分、在籍校等）を指定して、否認通知書を一括又は個別で申請者宛てに出力できること。なお、否認通知書は再発行できること。 また、出力順は条件（郵便番号順、学校順、学年順等）を指定して任意に並び替えができること。		〔修正前追加〕年間で複数回出力が必要なので、認定・否認データ更新者や新規申請者のみを抽出して出力できること。			住民サービスの向上	重複出力による誤送付を未然に防止し適切な審査結果通知を行うため。	
198	標準機能要件	交付	3.1.4.	条件（対象者、受付日、認定取消日、認定区分、在籍校等）を指定して、認定取消通知書を一括又は個別で申請者宛てに出力できること。なお、認定取消通知書は再発行できること。 また、出力順は条件（郵便番号順、学校順、学年順等）を指定して任意に並び替えができること。		〔修正前追加〕年間で複数回出力が必要なので、認定・否認データ更新者や新規申請者のみを抽出して出力できること。			住民サービスの向上	重複出力による誤送付を未然に防止し適切な審査結果通知を行うため。	
199	標準機能要件	支給	4.1.1.	支給対象者（申請者、学校長、給食センター、医療機関等）ごとに振込先口座を管理（参照・登録・修正・削除）できること。	振込先口座は口座情報が入力されたCSVファイル等を指定して取込み、一括で反映できること。				一人の支給対象者に対して複数の振込先口座を登録できることは想定されているか	住民サービスの向上	就学援助費の品目ごとに振込先口座を分ける保護者がいらっしゃるかが想定されます。
200	標準機能要件	支給	4.2.8.	支給対象者（申請者、学校長、給食センター、医療機関等）への支給内容について、認定区分、支給対象者、支給対象費目、学校、医療機関、月ごとの一覧を加工可能な形式（CSVファイル等）で出力できること。		〔修正前追加〕国庫補助対象支給分の抽出を自動とすること			法律・政令・省令等への準拠	国庫補助対象経費の算定のため。	
201	標準機能要件	その他	6.1.2.	就学援助費（新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を含む）を受給済みで転出した児童がいた場合、転出先自治体への連絡票（氏名、自治体名を含む）が出力されること。					転入児童生徒の転入前の支給情報を把握した上で、転入後の支給情報について設定することは可能か。	その他	例として、泊行事に伴う就学援助費の支給は1回と決まっており、転入前に泊行事に係る支給有無によって、転入後の支給額が異なります。
202	標準機能要件	共通	7.2.2.	取得したログは、市区町村が定める期間保管するとともに、オンラインでの検索・抽出・照会、EUC機能を用いた後日分析が簡単にできること。なお、システム利用者や第三者によるログの改ざんがされないよう、書き込み禁止等の改ざん防止措置がされること。		取得したログは、市区町村が定める期間保管するとともに、オンラインでの検索・抽出・照会、EUC機能を用いた後日分析が簡単にできること。なお、情報漏えいやシステム利用者や第三者によるログの改ざんがされないよう、暗号化（任意選択）、書き込み禁止等の改ざん防止措置がされること。			法律・政令・省令等への準拠	適切な情報保護に資するため。	

203	標準機能要件	共通	7.3.1.	発注者のシステム操作権限ポリシーに基づき、システムの利用者及び管理者に対して、個人単位でID及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限（異動処理や表示・閲覧等の権限）、利用範囲及び期間が管理できること。		[追加]ユーザ情報の登録・変更・削除、利用権限の設定等に関する履歴情報を管理できること。			法律・政令・省令等への準拠	適切な情報保護に資するため。
204	標準機能要件	共通	7.3.2.	職員のシステム利用権限管理ができ、利用者とパスワードを登録し利用権限レベルが設定できること。		(修正前追加)利用者に関して紐づく任意の属性情報を登録できるようにすること	(修正前追加)共用IDの場合は、属性情報でその時点の配布者の氏名等を登録できる機能を有すること。		職員業務量の低減	認証をADなどと連携するケースもあるので、その他の制御もできるような任意の属性情報を連携できるようにしておきたい。
205	標準機能要件	共通	7.3.3.	ユーザIDとパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができること。認証に当たっては、シングル・サイン・オンが使用できること。			(修正前追加)SSOの連携でパスワード連携を行う場合は通信の暗号化を必須とすること。		法律・政令・省令等への準拠	適切な情報保護に資するため。
206	標準機能要件	共通	7.3.5.	アクセス権限の設定はシステム管理者により設定できること。		(修正前追加)アクセス権限の変更を各拠点管理者に権限委任できるよう、権限範囲を拠点管理者に任意に設定できる機能を追加すること。			自治体方針の実現	大規模自治体の場合は、拠点管理者に業務委任する場合があるため。
207	標準機能要件	共通	7.3.8.	他の職員が申請情報の入力・異動作業をしている間は、同一の申請者情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。		(修正前追加)エラーメッセージが表示され、どこで行っているのかわかるようにすること。			法律・政令・省令等への準拠	適切な情報保護に資するため。
208	標準機能要件	共通	7.3.10.	操作権限はバッチ処理一括メンテナンスできること。		(修正前追加)設定パラメータは、CSVファイルなど特定のフォーマットでインポートもしくはエクスポートする機能を有すること。			自治体方針の実現	大規模自治体の場合は、拠点管理者に業務委任する場合があるため。
209	標準機能要件	共通	7.3.11.	IDパスワードによる認証に加え、ICカードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。		IDパスワードによる認証に加え、ICカードや静脈認証等の生体認証を用いて、「知識情報」、「所持情報」、「生体情報」のうち、2つ以上を組み合わせとする「多要素認証」を備えること。組み合わせについては、選択できるようにすること。			法律・政令・省令等への準拠	適切な情報保護に資するため。
210	標準機能要件	共通	7.3.12.	複数回のアクセスの失敗に対して、強制的に終了させることができること。		(修正前追加)強制的に終了した場合において、一定時間のログイン抑止と緊急時に備えて認証情報の初期化を可能とするメッセージ機能を備えること。	(修正前追加)自所属拠点以外のログイン抑止、また2重ログインの排他処理などを選択できること。		法律・政令・省令等への準拠	適切な情報保護に資するため。
211	標準機能要件	共通	7.4.1.	システムの利用者及び管理者に対する個人単位での操作権限においては、他課参照や異動・証明を含む全ての画面にて、「個人番号」の項目を表示又は非表示に設定できること。		(修正前追加)「個人番号」以外の「機微情報」などの個人に紐づいたセンシティブ情報に対しても制御できるようにすること。			法律・政令・省令等への準拠	適切な情報保護に資するため。
212	その他	共通	7.6.5.	氏名や住所等の印刷域桁数を超過したものについては、帳票発行時に超過内容を記載したリストを出力できること。				各入力フィールドの桁数は、本来切れてはいけない部分とそうでない部分がありますが、可能な限り自治体のデータ入力フィールドの桁数を調査して桁あふれがないようにご検討をお願いします。	住民サービスの向上	送付先誤出力を未然に防止し、適切に審査結果通知を行うため。
213	標準機能要件	共通	7.9.3.	検索結果は並び替え（降順/昇順等）ができること。また、検索結果表示件数の設定ができ、検索結果が設定件数を超えるとメッセージが表示されること。		(修正前追加)検索結果表示が大量の場合で一定の時間がかかる場合、注意喚起のメッセージが出力できること。検索結果をCSVなどの形式で出力できること（また抑止もできること）			法律・政令・省令等への準拠	適切な情報保護に資するため。
214	標準機能要件	共通	7.9.4.	過去に検索した条件を保持することができ、保持している条件を利用して検索できること。		(修正前追加)過去の検索結果をクリアできる機能を付加すること。保持はユーザ単位に保持することができること（ローカルキャッシュでも可能）			法律・政令・省令等への準拠	適切な情報保護に資するため。



215	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	<p>公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。</p> <p>公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。</p>		<p>公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。</p> <p>公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。</p>		<p>その他</p>	<p>以下のことにより、本要件は実装オプション機能にすべきと考える。</p> <p>・02_1_【全国照会】就学援助システム等の標準化について（補足資料1）_20220712_01.pdf（【論点2】公的給付支給等口座に関する修正案の考え方）に「マイナンバー利用に関する条例や設備が整備されていない自治体は、本機能を利用しないことを想定している。」との記載があり、すべての自治体で必要となる機能ではないため。</p> <p>・申請又は給付の都度、自動で公的給付支給等口座情報を取得する仕様とした場合、例えば申請入力時に自動取得した口座情報と振込口座処理や通知書作成処理時に自動取得した口座情報に差異があった場合に、その差異の妥当性（口座情報の最新性）を都度確認する必要が発生する。申請入力、振込口座処理、通知書作成の毎回到差異の妥当性を確認するとすれば、自治体の事務負担が相当増えることになると考えられるため。</p>
216	標準機能要件	支給	4.1.4.	<p>支給する支給対象費目ごとに振込口座を設定できること。</p>	<p>支給月ごと、支給する支給対象費目ごとに振込口座を設定できること。</p>			<p>その他</p>	<p>修正前の仕様では、同一費目に対する支給で年度途中に振込口座が変更される場合に対応できない。支給月ごと、支給する対象費目ごとに振込口座が設定すべきと考える。</p>
217	標準機能要件	共通	7.10.2.	<p>以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務会計システムに、支払情報を提供する。</li> <li>・団体内統合宛名システムに、特定個人情報を提供する。</li> </ul>	<p>以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体内統合宛名システムに、特定個人情報を提供する。</li> </ul>	<p>以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務会計システムに、支払情報を提供する。</li> </ul>		<p>その他</p>	<p>財務会計システムは標準化対象の20業務以外であるため、財務会計システムへの支払情報提供は実装オプション機能にすべきと考える。</p>
218	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	<p>前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。</p> <p>また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。</p> <p>なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。</p>	<p>前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。</p> <p>また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。</p> <p>なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。</p>			<p>その他</p>	<p>「前年度認定された者」の定義が曖昧なため明記が必要と考える。</p> <p>例えば、年度当初に認定されていたが、年度途中で所得更正等で認定要件を満たさなくなり、否認定となった者も「前年度認定された者」に該当するののか。それとも、自動継続処理時点で前年度が認定状態である対象者を「前年度認定された者」とするののか。</p>
219	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	<p>公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。</p> <p>公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。</p>		<p>公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。</p> <p>公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。</p>		<p>その他</p>	<p>以下のことにより、本要件は実装オプション機能にすべきと考える。</p> <p>・02_1_【全国照会】就学援助システム等の標準化について（補足資料1）_20220712_01.pdf（【論点2】公的給付支給等口座に関する修正案の考え方）に「マイナンバー利用に関する条例や設備が整備されていない自治体は、本機能を利用しないことを想定している。」との記載があり、すべての自治体で必要となる機能ではないため。</p> <p>・申請又は給付の都度、自動で公的給付支給等口座情報を取得する仕様とした場合、例えば申請入力時に自動取得した口座情報と振込口座処理や通知書作成処理時に自動取得した口座情報に差異があった場合に、その差異の妥当性（口座情報の最新性）を都度確認する必要が発生する。申請入力、振込口座処理、通知書作成の毎回到差異の妥当性を確認するとすれば、自治体の事務負担が相当増えることになると考えられるため。</p>
220	標準機能要件	支給	4.1.4.	<p>支給する支給対象費目ごとに振込口座を設定できること。</p>	<p>支給月ごと、支給する支給対象費目ごとに振込口座を設定できること。</p>			<p>その他</p>	<p>修正前の仕様では、同一費目に対する支給で年度途中に振込口座が変更される場合に対応できない。支給月ごと、支給する対象費目ごとに振込口座が設定すべきと考える。</p>
221	標準機能要件	共通	7.10.2.	<p>以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務会計システムに、支払情報を提供する。</li> <li>・団体内統合宛名システムに、特定個人情報を提供する。</li> </ul>	<p>以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体内統合宛名システムに、特定個人情報を提供する。</li> </ul>	<p>以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務会計システムに、支払情報を提供する。</li> </ul>		<p>その他</p>	<p>財務会計システムは標準化対象の20業務以外であるため、財務会計システムへの支払情報提供は実装オプション機能にすべきと考える。</p>

222	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。		前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。			その他	「前年度認定された者」の定義が曖昧なため明記が必要と考える。 例えば、年度当初に認定されていたが、年度途中で所得更正等で認定要件を満たさなくなり、否認定となった者も「前年度認定された者」に該当するの。それとも、自動継続処理時点で前年度が認定状態である対象者を「前年度認定された者」とするの。
223	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。		公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。			その他	以下のことにより、本要件は実装オプション機能にすべきと考える。  ・02_1_【全国照会】就学援助システム等の標準化について（補足資料1）_20220712_01.pdf（【論点2】公的給付支給等口座に関する修正案の考え方）に「マイナンバー利用に関する条例や設備が整備されていない自治体は、本機能を利用しないことを想定している。」との記載があり、すべての自治体で必要となる機能ではないため。  ・申請又は給付の都度、自動で公的給付支給等口座情報を取得する仕様とした場合、例えば申請入力時に自動取得した口座情報と振込口座処理や通知書作成処理時に自動取得した口座情報に差異があった場合に、その差異の妥当性（口座情報の最新性）を都度確認する必要が発生する。申請入力、振込口座処理、通知書作成の毎回到差異の妥当性を確認するとなれば、自治体の事務負担が相当増えることになると考えられるため。
224	標準機能要件	支給	4.1.4.	支給する支給対象費目ごとに振込口座を設定できること。		支給月ごと、支給する支給対象費目ごとに振込口座を設定できること。			その他	修正前の仕様では、同一費目に対する支給で年度途中で振込口座が変更される場合に対応できない。支給月ごと、支給する対象費目ごとに振込口座が設定すべきと考える。
225	標準機能要件	共通	7.10.2.	以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。 ・財務会計システムに、支払情報を提供する。 ・団体内統合宛名システムに、特定個人情報を提供する。		以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。 ・団体内統合宛名システムに、特定個人情報を提供する。		以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。 ・財務会計システムに、支払情報を提供する。	その他	財務会計システムは標準化対象の20業務以外であるため、財務会計システムへの支払情報提供は実装オプション機能にすべきと考える。
226	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。		前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。			その他	「前年度認定された者」の定義が曖昧なため明記が必要と考える。 例えば、年度当初に認定されていたが、年度途中で所得更正等で認定要件を満たさなくなり、否認定となった者も「前年度認定された者」に該当するの。それとも、自動継続処理時点で前年度が認定状態である対象者を「前年度認定された者」とするの。

227	標準機能要件	申請受付	1.1.2.		<p>マイナポータルびつたりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルびつたりサービス等」という。）を利用して行われた引越しワンストップサービスにおける転入予約申請又は転居予約申請により申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。</p> <p>また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を、期間を指定して一括又は個別に削除できること。</p>			その他	<p>「転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により」とあります。</p> <p>利活用方法検討のため、転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報の項目を具体的にご提示ください。</p> <p>※特にマイナンバーが含まれる場合は、利用にあたって特定個人情報保護評価を実施する必要があると思われるので、ご回答願います。</p>
228	標準機能要件	申請受付	1.1.2.		<p>マイナポータルびつたりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルびつたりサービス等」という。）を利用して行われた引越しワンストップサービスにおける転入予約申請又は転居予約申請により申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。</p> <p>また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を、期間を指定して一括又は個別に削除できること。</p>	<p>マイナポータルびつたりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルびつたりサービス等」という。）を利用して行われた引越しワンストップサービスにおける転入予約申請又は転居予約申請により申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得し、<b>管理（参照・登録・修正・削除）</b>できること。</p> <p>また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得し、<b>管理（参照・登録・修正・削除）</b>できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を、期間を指定して一括又は個別に削除できること。</p>		その他	<p>「情報を取得できること。」とありますが、「取得」が具体的にどのような機能で実現されているのかが不明瞭で多義的な表現です。</p> <p>後に「一括又は個別に削除できること。」とあり、就学援助システムに転出証明書情報が登録されていることが示唆されておりますので、「取得」は「2.3. その他の認定に係る情報管理」等と同じ「管理（参照・登録・修正・削除）」という表現に修正し、画面表示だけでなくデータベースへの登録が行われることを明記すべきと考えます。</p> <p>※横並び調整方針の箇所ではございますが、ご検討をお願いいたします。また、当該箇所はデータベースへの登録は不要である意味であった場合はご容赦ください。</p>
229	標準機能要件	申請受付	1.1.2.		<p>マイナポータルびつたりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルびつたりサービス等」という。）を利用して行われた引越しワンストップサービスにおける転入予約申請又は転居予約申請により申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。</p> <p>また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を、期間を指定して一括又は個別に削除できること。</p>	<p>マイナポータルびつたりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルびつたりサービス等」という。）を利用して行われた引越しワンストップサービスにおける転入予約申請又は転居予約申請により申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。</p> <p>また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に <b>係る</b> 関係する情報を取得できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を、期間を指定して一括又は個別に削除できること。</p>		その他	<p>「また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得できること。」</p> <p>「係る関係する」とあります。誤字だと思われます。</p>

230	標準機能要件	申請受付	1.1.2.	<p>マイナポータルびつたりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルびつたりサービス等」という。）を利用して行われた引越しワンストップサービスにおける転入予約申請又は転居予約申請により申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を經由して取得できること。</p> <p>また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を、期間を指定して一括又は個別に削除できること。</p>				その他	<p>「転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。」とありますが、帳票要件に転出証明書情報が定義されている帳票が存在しないように見受けられます。「帳票に出力できること。」とは具体的にどのような機能を指すかご教授ください。</p>
231	標準機能要件	申請受付	1.1.2.	<p>マイナポータルびつたりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルびつたりサービス等」という。）を利用して行われた引越しワンストップサービスにおける転入予約申請又は転居予約申請により申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を經由して取得できること。</p> <p>また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を、期間を指定して一括又は個別に削除できること。</p>				その他	<p>転出証明書情報を用いて就学援助の申請情報を登録し、その申請が不要になるケースが発生すると思われます。転出証明書情報を用いて作成した申請情報を一括で削除することはできるのでしょうか。</p>
232	標準機能要件	申請受付	1.1.2.	<p>マイナポータルびつたりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルびつたりサービス等」という。）を利用して行われた引越しワンストップサービスにおける転入予約申請又は転居予約申請により申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を經由して取得できること。</p> <p>また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。</p> <p>転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を、期間を指定して一括又は個別に削除できること。</p>				その他	<p>一括で削除できる旨の記載がありますが、取得の際は一括で取得できるのでしょうか。</p>

233	標準機能要件	申請受付	1.1.2.		マイナポータルびつたりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルびつたりサービス等」という。）を利用して行われた引越しワンストップサービスにおける転入予約申請又は転居予約申請により申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。 また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得できること。 転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。 転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を、期間を指定して一括又は個別に削除できること。				その他	転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を取得した際、世帯主や保護者はどのように定まるのでしょうか。
234	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。		公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理（登録・修正）できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。			その他	他の要件では「管理」の末尾に詳細が記載されているため、「（登録・修正）」などといった文言を追記すべきと考えます。
235	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。					その他	「利用の意思の有無（公金口座区分）」とありますが、「利用の意思の有無を」公金口座区分」という項目で管理する」という意味と捉えてよいでしょうか。
236	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。					その他	公金受取口座情報の取得タイミングについて、「申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。」とあります。 また、「06_就学援助費認定通知書」や「14_支給通知書」に振込先の口座情報を印字する要件があります。  下記のようなフローで業務が進行した場合、通知物に印刷された口座と異なる口座に振り込まれることが想定されます。公金受取口座登録システムと各事務で利用する口座情報の整合性はどのように担保されるのでしょうか。  ①就援担当者が申請を登録する ※公金受取口座“A”が取得される ②対象の住民が公金受取口座を"B"に修正する ③就援担当者が認定通知書を印字する ※申請の際に取得された公金受取口座“A”が印字される ④就援担当者が支給通知書を印字する ※申請の際に取得された公金受取口座“A”が印字される ⑤振込ファイルを作成する ※公金受取口座"B”が取得され公金受取口座"B”に援助費が振り込まれる
237	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。					その他	「公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）」は「1.2.1. 申請情報管理」を利用してCSVファイル等の一括取込が可能である認識で良いでしょうか。
238	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。					その他	仮に住民から「現在登録している公金受取口座ではなく、以前登録している公金受取口座に振り込まれている」といった問い合わせが発生した場合、公金受取口座登録システムの登録状況や履歴を確認する術はあるのでしょうか。（就学援助システム以外でも、何か確認する方法の想定があればご教授ください。）

239	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	<p>公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。</p> <p>公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。</p>					その他	「取得した公金受取口座情報を、他システム（公金受取口座の対象事務を処理するシステムを除く。）に提供できること。」とありますが、帳票への印字やEUCによるデータ抽出も実装不可、という意味でしょうか。
240	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	<p>前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。</p> <p>また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。</p> <p>なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。</p>		<p><b>継続処理の実行時点で審査年度の前年度に認定されている者（審査年度になってから継続処理を実行する場合は前年度の3月31日時点で認定されている者）</b>について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。</p> <p>また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。</p> <p>なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。</p>			その他	<p>継続処理の対象について「前年度認定された者」とあります。「前年度認定された者」には「前年度認定され年度途中で廃止された者」も含まれてしまうため、継続処理の対象としては不適切と思われます。</p> <p>「継続処理の実行時点で審査年度の前年度に認定されている者（審査年度になってから継続処理を実行する場合は前年度の3月31日時点で認定されている者）」などに修正した方が望ましいと考えます。</p>
241	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	<p>前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。</p> <p>また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。</p> <p>なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。</p>					その他	「基準日を指定して」とありますが、指定した日付は何の条件に用いられるのでしょうか。「基準日に指定した日時点の住民記録システムの世帯員情報と就学事務システム（就学援助）上の世帯員情報を比較し、」という意味でしょうか。
242	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	<p>前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。</p> <p>また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。</p> <p>なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。</p>					その他	<p>「一覧で出力できること」とありますが、帳票要件に継続処理に関連する帳票の定義がありません。ここで指す「一覧で出力できること」とは「画面表示されること」という意味でしょうか。</p> <p>事務上、活用の機会があると思われるので、帳票として定義する方が望ましいと考えます。</p>
243	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	<p>前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。</p> <p>また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。</p> <p>なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。</p>					その他	継続処理で作成された申請情報の「受付年月日」は継続処理を実行した日でしょうか。継続の元になった前年度の「受付年月日」でしょうか。
244	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	<p>前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。</p> <p>また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。</p> <p>なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。</p>					その他	<p>児童生徒単位で個別に継続しない設定は可能でしょうか。</p> <p>“本機能の主な論点は「前年度認定された者の申請漏れ防止」とのことでしたので、継続の対象外になる者についてはシステム上で管理されず、継続処理実行後に必要に応じて「1.2.1. 申請情報管理」に言及がある「申請情報の削除」を利用して、個別に削除していく運用を想定されているのでしょうか。</p>

245	その他								【論点3】教育データの利活用に関する機能要件は次回2.0版に盛り込まれる予定でしょうか。2.0版に盛り込まれない場合は、3.0版の公開用途をご教授頂けますと幸いです。	その他	今後FIT&GAPの実施を予定しているため資料が欲しい。
246	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。						その他	利用の意思は就学援助の申請書を用いて確認する運用と推察しますが、「利用の意思有り」と申請した保護者が、公金受取口座未登録で口座情報を取得できないなど、意思は有るが口座情報が取得できないといった不整合は起きないのでしょうか。このような不整合の発生の回避策や発生した際の対応フローについて、ご教授頂けますと幸いです。
247	標準機能要件	申請受付	1.1.3.	審査に利用する世帯情報（マイナンバー利用同意有無を含む）は、住民記録システム上の世帯とは別に管理することができ、その世帯員は追加・更新・削除できること。また、申請者の住民記録システム上の住所以外の住所を、申請書、各種通知書等の送付先に設定できること。						その他	「（マイナンバー利用同意有無を含む）」という文言が追加されましたが、税情報参照の合意有無については管理可能でしょうか。教育委員会は、所得などを含む税情報の担当部課ではないため、認定判定時の税情報参照は目的外利用に当たる認識です。目的外利用の場合、本人同意を確認する必要があり、同意がない世帯員の税情報が連携で自動取得されない必要がある認識です。
248	標準機能要件	申請受付	1.2.2.	年度途中の変更（申請番号、学校コード、転校日、申請者変更、支給方法変更、所得変更、申請区分、申請理由、就学世帯情報、学校情報（在籍学校・学年）、口座変更、備考情報の変更等）について管理できること。	年度途中の変更（申請番号、学校コード、転校日、申請者変更、支給方法変更、所得変更、申請区分、申請理由、就学世帯情報、学校情報（在籍学校・学年）、口座変更、備考情報の変更等）について管理できること。	年度途中の変更（学校情報（組））について管理できること。				その他	「1.2.1. 申請情報管理」や「1.2.7. 申請情報の履歴管理」にて紐情報の管理が実装オプション機能として定義されているため、「1.2.2. 申請情報管理」においても実装オプション機能に定義することで、各要件の平仄を合わせた方が良いと考えます。
249	標準機能要件	申請受付	1.2.11.	個人を単位とし、記載事項を限定しないメモ入力が可能であること。メモを入力した者のユーザ ID 及び日時が記録されること。また、メモ入力された内容については、通知書等の外部向け帳票に出力されないこと。	メモの履歴情報を（参照）できること。					その他	「個人」とは児童生徒を指しますか。世帯員を指しますか。
250	標準機能要件	支給	4.2.3.	現物支給又は実費で支給する支給対象費目（学校給食費等）は、支給額が入力されたCSVファイル等を指定して取込み、支給予定額に一括で反映できること。また、入力用のCSVファイル等はシステムから出力できること。なお、実費支給額については上限額を設定でき、取り込んだ実費支給情報について、支給額、支給対象費目、認定日等に齟齬がある場合にエラーが表示されること。	実費支給情報等、学校との連携が必要なデータについては、パスワードを設定した上でデータ出力できること。					その他	「実費支給額については上限額を設定でき」とありますが、実費支給費目の上限額は「4.2.4. 支給費マスタ管理」に登録される項目でしょうか。  取り込む支給額と上限額を比較することでするので、費目マスタに上限額が設定されているものとお見受けします。認識に誤りありませんでしょうか。
251	標準機能要件	支給	4.2.4.	在籍校、学年、認定区分ごとに、支給費情報（支給対象費目・支給額・支給月・金額設定方式・端数計算方式）をマスタデータとして管理できること。						その他	支給費目は年度ごとに見直されますが、支給費目マスタの要件に「年度」に関する記述がありません。支給額切替前の年度の支給データを全て作成した後に支給費目マスタの修正を行う必要がある認識で正しいでしょうか。
252	標準機能要件	申請受付	1.1.5.		就学世帯情報から申請書送付先である新規申請対象者一覧及び継続申請対象者一覧（氏名、住所等）を加工可能な形式（CSVファイル等）で出力できること。	就学世帯情報から申請書送付先である新規申請対象者一覧及び継続申請対象者一覧（氏名、住所等）を加工可能な形式（CSVファイル等）で出力できること。また、新小1については対象児童全件、新中1については現状就学援助を受給している世帯のみ抽出が必要であるが、抽出条件が指定できない場合は、不要な対象者へも通知を行うこととなり、住民サービスの低下につながるため。				住民サービスの向上	現在の仕様書では抽出条件が指定できる旨の記載がなく曖昧な記載であるため、開発ベンダー毎に解釈に差異が生まれやすいよう明確化したい。新小1については対象児童全件、新中1については現状就学援助を受給している世帯のみ抽出が必要であるが、抽出条件が指定できない場合は、不要な対象者へも通知を行うこととなり、住民サービスの低下につながるため。
253	標準機能要件	審査	2.2.2.		各世帯員について、年齢を基準として自動的に所得計算の対象外とする設定が行えること。また、基準となる年齢及び年齢算出基準日は任意に設定できること。	各世帯員について、年齢を基準として自動的に所得計算の対象外とする設定が行えること。また、基準となる年齢及び年齢算出基準日は任意に設定できること。ただし、所得計算の対象外の年齢であっても、所得情報がある者については、当該所得情報を使用すること。				住民サービスの向上	現在の仕様書の記載では、基準年齢以下の対象者は一律所得計算の対象外となってしまふ。対象年齢以下でも所得情報があり、一定の所得を得ている者も存在することから、一律除外すると不公平感が高まり、住民サービスの低下につながるため。開発ベンダー毎に機能に差異が生まれやすいよう、明確化したい。
254	標準機能要件	審査	2.4.2.	転入元で新入学児童生徒学用品費等を入学前支給にて受給済みの申請者の場合、受給済みの支給対象費目は対象者ごとに受給済みであることが表示できること。	年度変更に伴い新入学児童生徒学用品費等の支給額が増額した場合は、その差額を支給できること。	転入元で新入学児童生徒学用品費等を入学前支給にて受給済みの申請者の場合、受給済みの支給対象費目は対象者ごとに受給済みであることが表示できること。	年度変更に伴い新入学児童生徒学用品費等の支給額が増額した場合は、その差額を支給できること。また、差額の一括登録が可能であること。			職員業務量の低減	年度変更に伴う差額支給がある場合、現行システムでは差額を登録しての一括入力が可能となっている。対象者は400件程度存在し、単件入力の場合、1件当たり5分程度要する作業であるため、5分×400件≒34時間の業務量増となってしまふ。開発ベンダー毎に解釈に差異が生まれやすいよう、一括登録機能の実装を明確化したい。

255	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	<p>公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。</p> <p>公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。</p>		<p>公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の医師の有無（公金口座区分）を管理できること。</p> <p>公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。</p>		<p>その他</p>	<p>以下のことにより、本要件は実装オプション機能にすべきと考える。</p> <p>・02_1_【全国照会】就学援助システム等の標準化について（補定資料1）_20220712_01.pdf（【論点2】公的給付支給等口座に関する修正案の考え方）に「マイナンバー利用に関する条例や設備が整備されていない自治体は、本機能を利用しないことを想定している。」との記載があり、すべての自治体で必要となる機能ではないため。</p> <p>・申請又は給付の都度、自動で公的給付支給等口座情報を取得する仕様とした場合、例えば申請入力時に自動取得した口座情報と振込口座処理や通知書作成処理時に自動取得した口座情報に差異があった場合に、その差異の妥当性（口座情報の最新性）を都度確認する必要がある。申請入力、振込口座処理、通知書作成の毎回到差異の妥当性を確認するとすれば、自治体の事務負担が相当増えることになると考えられるため。</p>
256	標準機能要件	支給	4.1.4.	<p>支給する支給対象費目ごとに振込口座を設定できること。</p>		<p>支給月ごと、支給する支給対象費目ごとに振込口座を設定できること。</p>		<p>その他</p>	<p>修正前の仕様では、同一費目に対する支給で年度途中で振込口座が変更される場合に対応できない。支給月ごと、支給する対象費目ごとに振込口座が設定すべきと考える。</p>
257	標準機能要件	共通	7.10.2.	<p>以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務会計システムに、支払情報を提供する。</li> <li>・団体内統合宛名システムに、特定個人情報を提供する。</li> </ul>	<p>以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体内統合宛名システムに、特定個人情報を提供する。</li> </ul>	<p>以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務会計システムに、支払情報を提供する。</li> </ul>		<p>その他</p>	<p>財務会計システムは標準化対象の20業務以外であるため、財務会計システムへの支払情報提供は実装オプション機能にすべきと考える。</p>
258	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	<p>前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。</p> <p>また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。</p> <p>なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。</p>	<p>前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。</p> <p>また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。</p> <p>なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。</p>		<p>その他</p>	<p>「前年度認定された者」の定義が曖昧なため明記が必要と考える。</p> <p>例えば、年度当初に認定されていたが、年度途中で所得更正等で認定要件を満たさなくなり、否認となった者も「前年度認定された者」に該当するののか。それとも、自動継続処理時点で前年度が認定状態である対象者を「前年度認定された者」とするののか。</p>	
259	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	<p>公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。</p> <p>公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。</p>		<p>公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。</p> <p>公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。</p>		<p>その他</p>	<p>以下のことにより、本要件は実装オプション機能にすべきと考える。</p> <p>・02_1_【全国照会】就学援助システム等の標準化について（補定資料1）_20220712_01.pdf（【論点2】公的給付支給等口座に関する修正案の考え方）に「マイナンバー利用に関する条例や設備が整備されていない自治体は、本機能を利用しないことを想定している。」との記載があり、すべての自治体で必要となる機能ではないため。</p> <p>・申請又は給付の都度、自動で公的給付支給等口座情報を取得する仕様とした場合、例えば申請入力時に自動取得した口座情報と振込口座処理や通知書作成処理時に自動取得した口座情報に差異があった場合に、その差異の妥当性（口座情報の最新性）を都度確認する必要がある。申請入力、振込口座処理、通知書作成の毎回到差異の妥当性を確認するとすれば、自治体の事務負担が相当増えることになると考えられるため。</p>
260	標準機能要件	支給	4.1.4.	<p>支給する支給対象費目ごとに振込口座を設定できること。</p>	<p>支給月ごと、支給する支給対象費目ごとに振込口座を設定できること。</p>		<p>その他</p>	<p>修正前の仕様では、同一費目に対する支給で年度途中で振込口座が変更される場合に対応できない。支給月ごと、支給する対象費目ごとに振込口座が設定すべきと考える。</p>	
261	標準機能要件	共通	7.10.2.	<p>以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務会計システムに、支払情報を提供する。</li> <li>・団体内統合宛名システムに、特定個人情報を提供する。</li> </ul>	<p>以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体内統合宛名システムに、特定個人情報を提供する。</li> </ul>	<p>以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務会計システムに、支払情報を提供する。</li> </ul>		<p>その他</p>	<p>財務会計システムは標準化対象の20業務以外であるため、財務会計システムへの支払情報提供は実装オプション機能にすべきと考える。</p>



262	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。		前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。			その他	「前年度認定された者」の定義が曖昧なため明記が必要と考える。 例えば、年度当初に認定されていたが、年度途中で所得更正等で認定要件を満たさなくなり、否認定となった者も「前年度認定された者」に該当するの。それとも、自動継続処理時点で前年度が認定状態である対象者を「前年度認定された者」とするの。
263	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。		公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。			その他	以下のことにより、本要件は実装オプション機能にすべきと考える。  ・02_1_【全国照会】就学援助システム等の標準化について（補足資料1）_20220712_01.pdf（【論点2】公的給付支給等口座に関する修正案の考え方）に「マイナンバー利用に関する条例や設備が整備されていない自治体は、本機能を利用しないことを想定している。」との記載があり、すべての自治体で必要となる機能ではないため。  ・申請又は給付の都度、自動で公的給付支給等口座情報を取得する仕様とした場合、例えば申請入力時に自動取得した口座情報と振込口座処理や通知書作成処理時に自動取得した口座情報に差異があった場合に、その差異の妥当性（口座情報の最新性）を都度確認する必要が発生する。申請入力、振込口座処理、通知書作成の毎回到差異の妥当性を確認するとすれば、自治体の事務負担が相当増えることになると考えられるため。
264	標準機能要件	支給	4.1.4.	支給する支給対象費目ごとに振込口座を設定できること。		支給月ごと、支給する支給対象費目ごとに振込口座を設定できること。			その他	修正前の仕様では、同一費目に対する支給で年度途中で振込口座が変更される場合に対応できない。支給月ごと、支給する対象費目ごとに振込口座が設定すべきと考える。
265	標準機能要件	共通	7.10.2.	以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。 ・財務会計システムに、支払情報を提供する。 ・団体内統合宛名システムに、特定個人情報を提供する。		以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。 ・団体内統合宛名システムに、特定個人情報を提供する。		以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。 ・財務会計システムに、支払情報を提供する。	その他	財務会計システムは標準化対象の20業務以外であるため、財務会計システムへの支払情報提供は実装オプション機能にすべきと考える。
266	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。		前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。			その他	「前年度認定された者」の定義が曖昧なため明記が必要と考える。 例えば、年度当初に認定されていたが、年度途中で所得更正等で認定要件を満たさなくなり、否認定となった者も「前年度認定された者」に該当するの。それとも、自動継続処理時点で前年度が認定状態である対象者を「前年度認定された者」とするの。
267	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。		公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。			その他	以下のことにより、本要件は実装オプション機能にすべきと考える。  ・02_1_【全国照会】就学援助システム等の標準化について（補足資料1）_20220712_01.pdf（【論点2】公的給付支給等口座に関する修正案の考え方）に「マイナンバー利用に関する条例や設備が整備されていない自治体は、本機能を利用しないことを想定している。」との記載があり、すべての自治体で必要となる機能ではないため。  ・申請又は給付の都度、自動で公的給付支給等口座情報を取得する仕様とした場合、例えば申請入力時に自動取得した口座情報と振込口座処理や通知書作成処理時に自動取得した口座情報に差異があった場合に、その差異の妥当性（口座情報の最新性）を都度確認する必要が発生する。申請入力、振込口座処理、通知書作成の毎回到差異の妥当性を確認するとすれば、自治体の事務負担が相当増えることになると考えられるため。

268	標準機能要件	支給	4.1.4.	支給する支給対象費目ごとに振込口座を設定できること。		支給月ごと、支給する支給対象費目ごとに振込口座を設定できること。			その他	修正前の仕様では、同一費目に対する支給で年度途中で振込口座が変更される場合に対応できない。支給月ごと、支給する対象費目ごとに振込口座が設定すべきと考える。
269	標準機能要件	共通	7.10.2.	以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。 ・財務会計システムに、支払情報を提供する。 ・団体内統合宛名システムに、特定個人情報を提供する。		以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。 ・団体内統合宛名システムに、特定個人情報を提供する。	以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。 ・財務会計システムに、支払情報を提供する。		その他	財務会計システムは標準化対象の20業務以外であるため、財務会計システムへの支払情報提供は実装オプション機能にすべきと考える。
270	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。		前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。			その他	「前年度認定された者」の定義が曖昧なため明記が必要と考える。例えば、年度当初に認定されていたが、年度途中で所得更正等で認定要件を満たさなくなり、否認認定となった者も「前年度認定された者」に該当するのかが、それとも、自動継続処理時点で前年度が認定状態である対象者を「前年度認定された者」とするのかが、
271	標準機能要件	審査	2.1.3.	認定基準額マスタに基づき、世帯ごとに認定基準額を自動で算定できること。 なお、認定基準額は以下により算出される。  ・認定基準額 = 【生活保護に準ずる基準額】の合計 × 【認定基準係数】 + 【その他の生活保護に準ずる基準額】の合計  ・【生活保護に準ずる基準額】の合計 = 生活扶助（第1類費）× 通減率 + 生活扶助（第2類費） + 生活扶助本体における経過的加算 + 冬季加算 + 期末一時扶助 + 基礎控除 + 住宅扶助 + 教育扶助 + 学校給食費 + 通学交通費 + その他任意の値	生活扶助費（生活扶助（第1類費）× 通減率 + 生活扶助（第2類費） + 生活扶助本体における経過的加算 + 冬季加算）は、以下により算出できること。  ・生活扶助費 = A × a + B × b + C × c + D A: (第1類費① × 通減率①) + 第2類費① × d と (第1類費② × 通減率②) + 第2類費② を比較して高い方をAとして採用 B: (第1類費① × 通減率①) + 第2類費① × e と (第1類費③ × 通減率③) + 第2類費③ を比較して高い方をBとして採用 C: 生活扶助本体に係る経過的加算 D: 冬季加算 なお、a, b, c, d, e は自治体ごとに任意に設定できる定数とする。		住宅扶助については、住宅扶助特別基準額を上限として、それぞれの世帯の月額家賃を反映できるようにすること。		その他	本市では、借家の場合の住宅扶助を、実際の家賃を基に算出しているため、実際の家賃を基準額に反映できるようにお願いしたい。（すでにその様な仕様になっているのであれば、修正の必要はありません。）
272	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。		公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。			その他	以下のことにより、本要件は実装オプション機能にすべきと考える。  ・02_1_【全国照会】就学援助システム等の標準化について（補足資料1）_20220712_01.pdf（【論点2】公的給付支給等口座に関する修正案の考え方）に「マイナンバー利用に関する条例や設備が整備されていない自治体は、本機能を利用しないことを想定している。」との記載があり、すべての自治体で必要となる機能ではないため。  ・申請又は給付の都度、自動で公的給付支給等口座情報を取得する仕様とした場合、例えば申請入力時に自動取得した口座情報と振込口座処理や通知書作成処理時に自動取得した口座情報に差異があった場合に、その差異の妥当性（口座情報の最新性）を都度確認する必要が発生する。申請入力、振込口座処理、通知書作成の毎回に差異の妥当性を確認するとすれば、自治体の事務負担が相当増えることになると考えられるため。
273	標準機能要件	支給	4.1.4.	支給する支給対象費目ごとに振込口座を設定できること。		支給月ごと、支給する支給対象費目ごとに振込口座を設定できること。			その他	修正前の仕様では、同一費目に対する支給で年度途中で振込口座が変更される場合に対応できない。支給月ごと、支給する対象費目ごとに振込口座が設定すべきと考える。
274	標準機能要件	共通	7.10.2.	以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。 ・財務会計システムに、支払情報を提供する。 ・団体内統合宛名システムに、特定個人情報を提供する。		以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。 ・団体内統合宛名システムに、特定個人情報を提供する。	以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。 ・財務会計システムに、支払情報を提供する。		その他	財務会計システムは標準化対象の20業務以外であるため、財務会計システムへの支払情報提供は実装オプション機能にすべきと考える。

275	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。	前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。	前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。			その他	「前年度認定された者」の定義が曖昧なため明記が必要と考える。 例えば、年度当初に認定されていたが、年度途中で所得更正等で認定要件を満たさなくなり、否認定となった者も「前年度認定された者」に該当するの。それとも、自動継続処理時点で前年度が認定状態である対象者を「前年度認定された者」とするの。	
276	業務フロー								業務フロー内に示される業務のうち、現行制度では要綱上実施するようになっていない業務がある場合、当該業務については今後実施していくものとして要綱改正が必要な部分になるのでしょうか。	その他	
277	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。		公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。			その他	以下のことにより、本要件は実装オプション機能にすべきと考える。  ・02_1_【全国照会】就学援助システム等の標準化について（補定資料1）_20220712_01.pdf（【論点2】公的給付支給等口座に関する修正案の考え方）に「マイナンバー利用に関する条例や設備が整備されていない自治体は、本機能を利用しないことを想定している。」との記載があり、すべての自治体で必要となる機能ではないため。  ・申請又は給付の都度、自動で公的給付支給等口座情報を取得する仕様とした場合、例えば申請入力時に自動取得した口座情報と振込口座処理や通知書作成処理時に自動取得した口座情報に差異があった場合に、その差異の妥当性（口座情報の最新性）を都度確認する必要が発生する。申請入力、振込口座処理、通知書作成の毎回到差異の妥当性を確認するとすれば、自治体の事務負担が相当増えることになると考えられるため。	
278	標準機能要件	支給	4.1.4.	支給する支給対象費目ごとに振込口座を設定できること。		支給月ごと、支給する支給対象費目ごとに振込口座を設定できること。			その他	修正前の仕様では、同一費目に対する支給で年度途中で振込口座が変更される場合に対応できない。支給月ごと、支給する対象費目ごとに振込口座が設定すべきと考える。	
279	標準機能要件	共通	7.10.2.	以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。 ・財務会計システムに、支払情報を提供する。 ・団体内統合宛名システムに、特定個人情報を提供する。	以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。 ・団体内統合宛名システムに、特定個人情報を提供する。	以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。 ・財務会計システムに、支払情報を提供する。			その他	財務会計システムは標準化対象の20業務以外であるため、財務会計システムへの支払情報提供は実装オプション機能にすべきと考える。	
280	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。	前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。	前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。			その他	「前年度認定された者」の定義が曖昧なため明記が必要と考える。 例えば、年度当初に認定されていたが、年度途中で所得更正等で認定要件を満たさなくなり、否認定となった者も「前年度認定された者」に該当するの。それとも、自動継続処理時点で前年度が認定状態である対象者を「前年度認定された者」とするの。	
281	標準機能要件	支給	4.1.4.	支給する支給対象費目ごとに振込口座を設定できること。		支給する支給対象費目ごとに、学校長口座と、保護者口座に分割して支給できること。			自治体方針の実現	一人の児童生徒に対する、一回の支払いの中で、学校納入金にかかる未納額は学校長口座に、それ以外は保護者口座に振り込みを行っているため。	
282	業務フロー								異動に関する業務フローの、「認定取り消しに係る異動か」で「No」であった場合に、「再認定通知書出力」を追加してはどうか。	その他	認定取り消しに係る異動でなくても、再認定を通知する必要があるため。

283	業務フロー								機能要件 1.1.2.はオプションであるが、就学世帯情報連携後の「申請案内」は送るようになる。オプションであるため、情報を公開してはならないと認識している。フローとしては、就学世帯情報連携と申請案内はシーケンスフローであるが、申請案内はイベントとしてでは不定期に行い連携とは時系列や関係性はないのではないか。	その他	オプションを使用しなければ対象者の把握しにくい、個別での申請案内とのことではないが、フローからは連携した世帯に案内を出すように見える。
284	標準機能要件	申請受付	1.1.3.	審査に利用する世帯情報（マイナンバー利用同意有無を含む）は、住民記録システム上の世帯とは別に管理することができ、その世帯員は追加・更新・削除できること。また、申請者の住民記録システム上の住所以外の住所を、申請書、各種通知書等の送付先に設定できること。		審査に利用する世帯情報（ <b>マイナンバー利用同意有無を含む</b> ）は、住民記録システム上の世帯とは別に管理することができ、その世帯員は追加・更新・削除できること。また、申請者の住民記録システム上の住所以外の住所を、申請書、各種通知書等の送付先に設定できること。	マイナンバー利用同意有無を管理できること。		法律・政令・省令等への準拠	番号制度の対象業務となった場合に必須としていくべきである。オプションであっても、使わない場合に使用できないればよいが使えると個人番号を収集してはならない場面で収集することになる。（法令に沿った仕様・運用⇒国が標準として定めた仕様・運用⇒標準仕様書に記載しているので使用したとなり、責任の所在があいまいになる。） 7.7.1.に留意はあるが、国が定めるならば「法律・政令・省令等への準拠」は必須ではないでしょうか。	
285	標準機能要件	共通	7.9.2.	氏名（漢字・カナ・通称名）、生年月日、学年、学校名、宛名番号、世帯番号、申請番号、マイナンバー等での検索ができること。なお、検索は、あいまい検索、部分一致検索、範囲検索、複合検索、清音化検索ができること。		氏名（漢字・カナ・通称名）、生年月日、学年、学校名、宛名番号、世帯番号、申請番号、マイナンバー、 <b>その他任意の条件</b> 等での検索ができること。なお、検索は、あいまい検索、部分一致検索、範囲検索、複合検索、清音化検索ができること。			法律・政令・省令等への準拠	理由に「検索キー」については、氏名（漢字・カナ・通称名）、生年月日、学年等、児童生徒の諸情報で検索できることを必須とするの記載があるが、「等」があることで、記載項目が必須とは読み取れない。解釈次第では氏名（漢字・カナ・通称名）、生年月日、学校名の検索でも準拠になるのではないか。	
286	その他								補足資料1のp17（5.その他、意見照会スコープ外の意見に関する対応方針）に各自治体独自の運用を前提とした、標準仕様書に対する修正要望とありますが、就学援助はそもそも条例や要綱等は各自治体で決めて事務処理や運用も各自治体で独自に行っており、各自治体独自で運用する前提であるので、各自治体独自の運用と標準の運用の判断や業務フローや機能要件の使用有無への疑問が残る。	法律・政令・省令等への準拠	地方公共団体の業務プロセスや情報システムの実態等について調査を行い、市区町村・事業者への意見照会、有識者による検討会及び自治体職員で構成されるワーキングチームを結成しているが、標準と独自の認識に差異があるため標準化の説明ではなく、就学援助の制度や法解釈上の考え方を記載して欲しい。
287	標準機能要件	共通	7.3.12.	複数回のアクセスの失敗に対して、アカウントロック状態にできること。		複数回のアクセスの失敗に対して、アカウントロック状態にできること。 <b>アカウントロックの解除はシステム管理者により設定できること。</b>			法律・政令・省令等への準拠	アカウントロックの解除機能が存在しない。ロックされた場合にどうするのかは明記が必要。	
288	標準機能要件	支給	4.3.1.	金融機関マスターデータ（金融機関コード・名称・名称フリガナ・支店番号・支店名・支店名フリガナ）を登録・修正・削除、参照できること。金融機関マスターデータを管理する権限を特定ユーザーに限定できること。金融機関マスターデータを一覧で確認できること	全国銀行協会フォーマットの様式を基に、金融機関マスターデータの一括更新が可能であること。金融機関マスターデータ（金融機関有効開始日、金融機関有効終了日、指定金融区分コード、電子納付対応有無コード、店舗有効開始日、店舗有効終了日、本店支店区分、手形交換所番号、店舗郵便番号、店舗住所、店舗電話番号）を登録、修正、削除、参照できること。	金融機関マスターデータ（金融機関コード・名称・名称フリガナ・支店番号・支店名・支店名フリガナ）を登録・修正・削除・参照できること。 <b>金融機関マスターデータを管理する権限を特定ユーザーに限定できること。</b> 金融機関マスターデータを一覧で確認できること。	全国銀行協会フォーマットの様式を基に、金融機関マスターデータの一括更新が可能であること。金融機関マスターデータ（金融機関有効開始日、金融機関有効終了日、指定金融区分コード、電子納付対応有無コード、店舗有効開始日、店舗有効終了日、本店支店区分、手形交換所番号、店舗郵便番号、店舗住所、店舗電話番号）を登録、修正、削除、参照できること。		法律・政令・省令等への準拠	7.3.4.や7.3.5.にてアクセス権限管理は記載されています。こちらで記載するのであれば、他の機能についても記載が必要になります。（ホワイトリスト方式なので、記載しない機能は実装しないため本項目以外に権限の記載がない＝特定ユーザーに限定してはいいないと認識される）	
289	標準機能要件	共通	7.3.4.	アクセス権限の付与は、利用者単位で設定できること。	組織・職務・職位等での操作権限を設定できること。	アクセス権限の付与は、利用者単位で設定できること。 <b>アクセス権としては、各機能を実行（参照・修正・登録・削除）する権限を設定できること。</b>	組織・職務・職位等での操作権限を設定できること。		法律・政令・省令等への準拠	自治体方針の実現	日々雇用職員等でのシステム操作などを考慮し、オプションの記載で職務や職位等での設定はよいが、アクセス権が不明瞭なので明確にしたい。業務フローでは業務主管課での仕様のため、主管課以外で使用しないため機能制限と想定している。（学校や学区等でアクセスできる申請書を操作する権限ではない認識。）
290	標準機能要件	共通	7.6.3.	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。二次元コード（カスタマーバーコードを含む。）については、二次元コードの値をファイルに格納すること。	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータ（外字情報を含む。）について印刷イメージファイル（PDF形式等）を作成し、出力できること。	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについて <b>CSV形式のテキストファイルを標準帳票要件の出力形式で</b> 作成し、出力できること。 <b>CSV（データ）の場合</b> 、二次元コード（カスタマーバーコードを含む。）については、二次元コードの値をファイルに格納すること。	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータ（外字情報を含む。）について印刷イメージファイル（PDF形式等）を作成し、出力できること。		法律・政令・省令等への準拠	自治体方針の実現	標準帳票要件に出力形式を明記する形で整合性を取るべきではないでしょうか。 就学援助事務で用いる外部帳票（就学援助費認定通知等）については、法令等において様式が定義されていないため、住民サービス向上の観点等から標準レイアウトの定義を行ったとあるが、CSV形式のテキストファイルで出力する機能と矛盾する。
291	その他								就学事務システム（就学援助）標準仕様書に関するFAQのNo.1で、システム以外（Excel等）による管理を継続いただくことも可能とありますが、システム以外の管理の場合に「分類3の帳票」など統一された様式と異なる通知書になるがよいのか。	住民サービスの向上	法令等において様式が定義されていないため様式の定義も標準仕様での定義となっているため、システム以外の管理であれば業務フローも認定基準額の計算も法令等の縛りはなく、現在と同様に自治体それぞれでの判断となるが標準化の目的がわからない。

292	その他							01_【第2.0版（案）】就学援助システム標準仕様書のp16にある「制度改正により本仕様書を改正する必要がある場合」とはどんなことを想定されているのか。	その他	今まで制度改正での改修はなく、運用に変更が必要であれば改修していたが、今後は仕様書の改定に対して確認等が発生するのは負担となるのではないかと。
293	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	<p>公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。</p> <p>公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。</p>			<p>公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。</p> <p>公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。</p>		その他	<p>以下のことにより、本要件は実装オプション機能にすべきと考える。</p> <p>・02_1_【全国照会】就学援助システム等の標準化について（補足資料1）_20220712_01.pdf（【論点2】公的給付支給等口座に関する修正案の考え方）に「マイナンバー利用に関する条例や設備が整備されていない自治体は、本機能を利用しないことを想定している。」との記載があり、すべての自治体が必要となる機能ではないため。</p> <p>・申請又は給付の都度、自動で公的給付支給等口座情報を取得する仕様とした場合、例えば申請入力時に自動取得した口座情報と振込口座処理や通知書作成処理時に自動取得した口座情報に差異があった場合に、その差異の妥当性（口座情報の最新性）を都度確認する必要が発生する。申請入力、振込口座処理、通知書作成の毎回到差異の妥当性を確認するとなれば、自治体の事務負担が相当増えることになると考えられるため。</p>
294	標準機能要件	支給	4.1.4.	<p>支給する支給対象費目ごとに振込口座を設定できること。</p>		<p>支給月ごと、支給する支給対象費目ごとに振込口座を設定できること。</p>			その他	<p>修正前の仕様では、同一費目に対する支給で年度途中で振込口座が変更される場合に対応できない。支給月ごと、支給する対象費目ごとに振込口座が設定すべきと考える。</p>
295	標準機能要件	共通	7.10.2.	<p>以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務会計システムに、支払情報を提供する。</li> <li>・団体内統合宛名システムに、特定個人情報を提供する。</li> </ul>	<p>以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体内統合宛名システムに、特定個人情報を提供する。</li> </ul>	<p>以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務会計システムに、支払情報を提供する。</li> </ul>			その他	<p>財務会計システムは標準化対象の20業務以外であるため、財務会計システムへの支払情報提供は実装オプション機能にすべきと考える。</p>
296	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	<p>前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。</p> <p>また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。</p> <p>なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。</p>	<p>前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。</p> <p>また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。</p> <p>なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。</p>			その他	<p>「前年度認定された者」の定義が曖昧なため明記が必要と考える。</p> <p>例えば、年度当初に認定されていたが、年度途中で所得更正等で認定要件を満たさなくなり、否認定となった者も「前年度認定された者」に該当するのかが。それとも、自動継続処理時点で前年度が認定状態である対象者を「前年度認定された者」とするのかが。</p>	
297	業務フロー							<p>機能要件 1.1.2.はオプションであるが、就学世帯情報連携後の「申請案内」は送るようになる。オプションであるため、情報を公開していれば案内していると認識している。フローとしては、就学世帯情報連携と申請案内はシーケンスフローであるが、申請案内はイベントとしてでは不定期に行い連携とは時系列や関係性はないのではないかと。</p>	その他	<p>オプションを使用しなければ対象者の把握もしないため、個別での申請案内とのことではないが、フローからは連携した世帯に案内を出すように見える。</p>
298	標準機能要件	申請受付	1.1.3.	<p>審査に利用する世帯情報（マイナンバー利用同意有無を含む）は、住民記録システム上の世帯とは別に管理することができ、その世帯員は追加・更新・削除できること。また、申請者の住民記録システム上の住所以外の住所を、申請書、各種通知書等の送付先に設定できること。</p>	<p>審査に利用する世帯情報（<b>マイナンバー利用同意有無を含む</b>）は、住民記録システム上の世帯とは別に管理することができ、その世帯員は追加・更新・削除できること。また、申請者の住民記録システム上の住所以外の住所を、申請書、各種通知書等の送付先に設定できること。</p>	<p><b>マイナンバー利用同意有無を管理できること。</b></p>		法律・政令・省令等への準拠	<p>番号制度の対象業務となった場合に必須としていくべきである。オプションであっても、使わない場合に使用できないればよいが使えると個人番号を収集してはいけない場面で収集することになる。（法令に沿った仕様・運用=&gt;国が標準として定めた仕様・運用=&gt;標準仕様書に記載しているので使用したとなり、責任の所在があいまいになる。）</p> <p>7.7.1.に留意はあるが、国が定めるならば「法律・政令・省令等への準拠」は必須ではないでしょうか。</p>	
299	標準機能要件	共通	7.9.2.	<p>氏名（漢字・カナ・通称名）、生年月日、学年、学校名、宛番号、世帯番号、申請番号、マイナンバー 等での検索ができること。なお、検索は、あいまい検索、部分一致検索、範囲検索、複合検索、清音化検索ができること。</p>	<p>氏名（漢字・カナ・通称名）、生年月日、学年、学校名、宛番号、世帯番号、申請番号、マイナンバー、<b>その他任意の条件</b>等での検索ができること。なお、検索は、あいまい検索、部分一致検索、範囲検索、複合検索、清音化検索ができること。</p>				その他	<p>理由に「検索キー」については、氏名（漢字・カナ・通称名）、生年月日、学年等、児童生徒の諸情報で検索できることを必須とするの記載があるが、「等」があることで、記載項目が必須とは読み取れない。解釈次第では氏名（漢字・カナ・通称名）、生年月日、学校名の検索でも準拠になるのではないかと。</p>

300	その他							補足資料1のp17（5.その他、意見照会スコープ外の意見に関する対応方針）に各自治体独自の運用を前提とした、標準仕様書に対する修正要望とありますが、就学援助はそもそも条例や要綱等は各自治体で決めて事務処理や運用も各自治体で独自に行っており、各自治体独自で運用する前提であるので、各自治体独自の運用と標準の運用の判断や業務フローや機能要件の使用有無への疑問が残る。	法律・政令・省令等への準拠	地方公共団体の業務プロセスや情報システムの実態等について調査を行い、市区町村・事業者への意見照会、有識者による検討会及び自治体職員で構成されるワーキングチームを経ていることは認識しているが、標準と独自の認識に差異があるため標準化の説明ではなく、就学援助の制度や法解釈上の考え方などを記載して欲しい。
301	標準機能要件	共通	7.3.12.	複数回のアクセスの失敗に対して、アカウントロック状態にできること。		複数回のアクセスの失敗に対して、アカウントロック状態にできること。 アカウントロックの解除はシステム管理者により設定できること。			その他	アカウントロックの解除機能が存在しない。ロックされた場合にどうするのかは明記が必要。
302	標準機能要件	支給	4.3.1.	金融機関マスターデータ（金融機関コード・名称・名称フリガナ・支店番号・支店名・支店名フリガナ）を登録・修正・削除・参照できること。 金融機関マスターデータを管理する権限を特定ユーザーに限定できること。 金融機関マスターデータを一覧で確認できること	全国銀行協会フォーマットの様式を基に、金融機関マスターデータの一括更新が可能であること。 金融機関マスターデータ（金融機関有効開始日、金融機関有効終了日、指定金融区分コード、電子納付対応有無コード、店舗有効開始日、店舗有効終了日、本店支店区分、手形交換所番号、店舗郵便番号、店舗住所、店舗電話番号）を登録、修正、削除、参照できること。	金融機関マスターデータ（金融機関コード・名称・名称フリガナ・支店番号・支店名・支店名フリガナ）を登録・修正・削除・参照できること。 <del>金融機関マスターデータを管理する権限を特定ユーザーに限定できること。</del> 金融機関マスターデータを一覧で確認できること。	全国銀行協会フォーマットの様式を基に、金融機関マスターデータの一括更新が可能であること。 金融機関マスターデータ（金融機関有効開始日、金融機関有効終了日、指定金融区分コード、電子納付対応有無コード、店舗有効開始日、店舗有効終了日、本店支店区分、手形交換所番号、店舗郵便番号、店舗住所、店舗電話番号）を登録、修正、削除、参照できること。		その他	7.3.4.や7.3.5.にてアクセス権限管理は記載されています。こちらで記載するのであれば、他の機能についても記載が必要になります。（ホワイトリスト方式なので、記載ない機能は実装しないため本項目以外に権限の記載がない＝特定ユーザーに限定してはいいないと認識される）
303	標準機能要件	共通	7.3.4.	アクセス権限の付与は、利用者単位で設定できること。	組織・職務・職位等での操作権限を設定できること。	アクセス権限の付与は、利用者単位で設定できること。 アクセス権としては、各機能を操作（参照・修正・登録・削除）する権限が設定できること。	組織・職務・職位等での操作権限を設定できること。		自治体方針の実現	日々雇用職員等でのシステム操作などを考慮し、オプションの記載で職務や職位等での設定はよいが、アクセス権が不明瞭なので明確にしたい。業務フローでは業務主管課での仕様のため、主管課以外で使用はないため機能制限と想定している。（学校や学区等でアクセスできる申請書を操作する権限ではない認識。）
304	標準機能要件	共通	7.6.3.	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。 二次元コード（カスタマーバーコードを含む。）については、二次元コードの値をファイルに格納すること。	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータ（外字情報を含む。）について印刷イメージファイル（PDF形式等）を作成し、出力できること。	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを標準帳票要件の出力形式で作成し、出力できること。 CSV（データ）の場合、二次元コード（カスタマーバーコードを含む。）については、二次元コードの値をファイルに格納すること。	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータ（外字情報を含む。）について印刷イメージファイル（PDF形式等）を作成し、出力できること。		自治体方針の実現	標準帳票要件に出力形式を明記する形で整合性を取るべきではないでしょうか。 就学援助事務で用いる外部帳票（就学援助費認定通知等）については、法令等において様式が定義されていないため、住民サービス向上の観点等から標準レイアウトの定義を行ったとあるが、CSV形式のテキストファイルで出力する機能と矛盾する。
305	その他							就学事務システム（就学援助）標準仕様書に関するFAQのNo.1で、システム以外（Excel等）による管理を継続いただくことも可能とありますが、システム以外の管理の場合に「分類3の帳票」など統一された様式と異なる通知書になるがよいのか。	住民サービスの向上	法令等において様式が定義されていないため様式の定義も標準仕様での定義となっているため、システム以外の管理であれば業務フローも認定基準額の計算式も法令等の縛りはなく、現在と同様に自治体それぞれでの判断となるが標準化の目的がわからない。
306	その他							01_【第2.0版（案）】就学援助システム標準仕様書のp16にある「制度改正により本仕様書を改正する必要がある場合」とはどんなことを想定されているのか。	その他	今まで制度改正での改修はなく、運用に変更が必要であれば改修していたが、今後は仕様書の改定に対して確認等が発生するのは負担となるのではないのか。
307	業務フロー							認定フローの「転出証明書情報の取得機能（機能要件 1.1.2.）を実装しているか。」の部分は「転出証明書情報の取得機能（機能要件 1.1.2.）を運用しているか。」とすべきではないでしょうか。	その他	該当機能の「実装」が条件ではなく、「運用を行っていること」が条件となると考えます。

308	標準機能要件	申請受付	1.2.1.	児童生徒ごとの申請情報（申請番号、学校コード、仮学校コード、受付年月日、申請区分、申請理由、申請者情報、世帯員情報、児童生徒情報（学校・学年情報を含む）、口座情報、入学前支給対象、就学援助の希望の有無、備考情報）を、就学世帯情報と紐づけて管理（参照・登録・修正・削除）ができること。なお、申請情報の登録・修正・削除は、システムへの個別入力・CSVファイル等の一括取込のどちらでも対応可能とすること。 公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。 また、同一世帯内で受付日、認定日が異なる児童生徒についても個別に管理できること。 オンライン申請の申請データを、申請管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。	申請情報として、児童生徒ごとの組情報について管理（参照・登録・修正・削除）できること。 なお、組情報の登録・修正・削除は、申請登録後についても、システムへの個別入力・CSVファイル等の一括取込のどちらでも対応可能とすること。	申請情報として、児童生徒ごとのクラス情報について管理（参照・登録・修正・削除）できること。なお、組情報の登録・修正・削除は、申請登録後についても、システムへの個別入力・CSVファイル等の一括取込のどちらでも対応可能とすること。		その他	学齢簿業務でも同様の項目を管理しており、名称を「クラス」として管理していることから統一性をもたせるために名称を合わせた方が良いと判断しました。
309	標準機能要件	申請受付	1.2.2.	年度途中の変更（申請番号、学校コード、転校日、申請者変更、支給方法変更、所得変更、申請区分、申請理由、就学世帯情報、学校情報（在籍学校・学年）、口座変更、備考情報の変更等）について管理できること。		クラス情報について、年度途中の変更を管理できること。		その他	「組」は年度途中の変更は不可という認識で捉えてしまう可能性があります。実装オプション機能としての項目であるのであれば、実装オプション機能に「組」の年度途中の変更を記載すべきではと考えます。機能番号1.2.1、1.2.7ではオプション機能に「組」に関する記載をされていません。
310	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。	公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから申請者の公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。			その他	公金受取口座情報を取得する対象者を判断できないため、明記した方が良いと考えました。 ※「申請者」を対象とすると想定しております。
311	標準機能要件	申請受付	1.2.9.	公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。		公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。		その他	以下のことにより、本要件は実装オプション機能にすべきと考える。 ・02_1【全国照会】就学援助システム等の標準化について（補足資料1）_20220712_01.pdf（【論点2】公的給付支給等口座に関する修正案の考え方）に「マイナンバー利用に関する条例や設備が整備されていない自治体は、本機能を利用しないことを想定している。」との記載があり、すべての自治体で必要となる機能ではないため。 ・申請又は給付の都度、自動で公的給付支給等口座情報を取得する仕様とした場合、例えば申請入力時に自動取得した口座情報と振込口座処理や通知書作成処理時に自動取得した口座情報に差異があった場合に、その差異の妥当性（口座情報の最新性）を都度確認する必要がある。申請入力、振込口座処理、通知書作成の毎回到差異の妥当性を確認するとなれば、自治体の事務負担が相当増えることになると考えられるため。
312	標準機能要件	支給	4.1.4.	支給する支給対象費目ごとに振込口座を設定できること。	支給月ごと、支給する支給対象費目ごとに振込口座を設定できること。			その他	修正前の仕様では、同一費目に対する支給で年度途中に振込口座が変更される場合に対応できない。支給月ごと、支給する対象費目ごとに振込口座が設定すべきと考える。
313	標準機能要件	共通	7.10.2.	以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。 ・財務会計システムに、支払情報を提供する。 ・団体内統合宛名システムに、特定個人情報を提供する。	以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。 ・団体内統合宛名システムに、特定個人情報を提供する。	以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。 ・財務会計システムに、支払情報を提供する。		その他	財務会計システムは標準化対象の20業務以外であるため、財務会計システムへの支払情報提供は実装オプション機能にすべきと考える。

314	標準機能要件	申請受付	1.2.3.	<p>前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。</p> <p>また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。</p> <p>なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。</p>		<p>前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。また、自動継続処理された者の一覧を出力できること。</p> <p>また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。</p> <p>なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。</p>			その他	<p>「前年度認定された者」の定義が曖昧なため明記が必要と考える。</p> <p>例えば、年度当初に認定されていたが、年度途中で所得更正等で認定要件を満たさなくなり、否認定となった者も「前年度認定された者」に該当するのか。それとも、自動継続処理時点で前年度が認定状態である対象者を「前年度認定された者」とするのか。</p>
-----	--------	------	--------	--	--	--	--	--	-----	---



## 第2回意見照会結果及び対応方針（標準帳票要件）

No	対象資料	対象帳票		帳票の修正案		その他のご意見	修正案、ご意見の理由	
		帳票番号	帳票名称	修正前	修正後		区分	理由
1	標準帳票印字項目	14	就学援助費支給通知書（保護者向け）	当該帳票における印字項目No.28～32「備考」が、記載なしとなっている。	当該帳票における印字項目No.28～32備考欄に、自治体ごとに表示・一部表示・非表示の選択可能な追加記載をする。		自治体方針の実現	当自治体では現在個人情報保護の観点から、口座番号を一部アスタリスク表示の機能を実装しているため。
2	その他					郵便番号であるが諸元表によると郵便番号（「〒999-9999」形式）を記載となっていたが〒は外した方がよいのではないか。	律・政令・省令等への準	内国郵便約款の「別記1 郵便番号を記載する方法」に以下の定められている。 (2) ワードプロセッサ及びパーソナルコンピュータその他これらに類する機器を使用してあて名を記載する場合（(1)により郵便番号記入枠内に郵便番号を記載する場合は除きます。） …… (※) 郵便番号の前後には、「郵便番号」、「〒」その他これらに類する文字又は記号及び「親展」、「至急」、「重要」その他これらに類する文字又は日時並びに会員番号、電話番号、口座番号その他これらに類する事項を記載できません。 （例） 100-0005……………（可） 郵便番号100-0005……………（不可） 〒100-0005……………（不可） 100-0005（重要）……………（不可） 100-0005(No.000678) ……（不可）  定形郵便の項目で記載されているものだが定形外についても図示されておりそれにも〒は入っていない。
3	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書				その他	「06-3_標準レイアウト様式_06_就学援助費認定通知書_03(圧着はがき版)(ひらがな表記)_20220712」通知書部（PDFの2ページ目）の支給方法および口座情報の各項目の見出しが漢字表記になっているが「06-3_標準レイアウト様式_06_就学援助費認定通知書_01(ひらがな表記)_20220711」はひらがなになっているどちらが正しいですか
4	標準帳票印字項目	6	就学援助費認定通知書	標準帳票印字項目NO.24「支給対象費目及び支給予定額」の「備考」：「自治体ごとに表示/非表示選択可能」	標準帳票印字項目NO.24「支給対象費目及び支給予定額」の備考：「自治体ごとに表示（重複表示も可）/非表示選択可能」		職員業務量の低減	当市においては、標準帳票のように、「認定通知書」、「支給通知書」を分けず、「認定通知書」において、支給額も示しています。 そして、当市において学用品は、小学1年と小学2～6年、中学1年と中学2～6年の4通りの金額があります。支給通知書があれば、その4通りの金額においても、支給通知書において対応が可能ですが、「認定通知書」のみで対応する場合、小学校、中学校の区分はあるものの、同じ小・中学校の中で、金額が異なる児童・生徒がいる場合、表示項目を分けて記載が可能か不明確なため、修正をお願いするものです。
5	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書	学用品費	学用品費（小学1年） 学用品費（小学2年～6年） 学用品費（中学1年） 学用品費（中学2年～6年）		職員業務量の低減	当市においては、標準帳票のように、「認定通知書」、「支給通知書」を分けず、「認定通知書」において、支給額も示しています。 そして、当市において学用品は、小学1年と小学2～6年、中学1年と中学2～6年の4通りの金額があります。支給通知書があれば、その4通りの金額においても、支給通知書において対応が可能ですが、「認定通知書」のみで対応する場合、小学校、中学校の区分はあるものの、同じ小・中学校の中で、金額が異なる児童・生徒がいる場合、表示項目を分けて記載が可能か不明確なため、修正をお願いするものです。

6	その他	6	就学援助費認定通知書	記載諸元【06_就学援助費認定通知書】 NO.17「支給対象費目及び支給予定額」の「内容」：自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする	記載諸元【06_就学援助費認定通知書】 NO.17「支給対象費目及び支給予定額」の「内容」：自治体ごとに項目の表示(重複表示も可)/非表示を選択可能とする		職員業務量の低減	当市においては、標準帳票のように、「認定通知書」、「支給通知書」を分けず、「認定通知書」において、支給額も示しています。 そして、当市において学用品は、小学1年と小学2～6年、中学1年と中学2～6年の4通りの金額があります。支給通知書があれば、その4通りの金額においても、支給通知書において対応が可能ですが、「認定通知書」のみで対応する場合、小学校、中学校の区分はあるものの、同じ小・中学校の中で、金額が異なる児童・生徒がいる場合、表示項目を分けて記載が可能か不明確なため、修正をお願いするものです。
7	標準帳票印字項目	14	就学援助費支給通知書（保護者向け）	印字項目No.21「支給金額内訳」が対象児童生徒ごとに記載されている。	印字項目No.21「支給金額内訳」を対象児童生徒のみではなく、各内訳の合計も表示する。		住民サービスの向上	第1回照会時にも回答し、内訳が追記されたが、対象児童生徒が複数いる場合、内訳の合計の記載が必要。保護者への振込額がわかる通知にする必要がある。
8	標準帳票印字項目	15	就学援助費支給通知書（学校長向け・給食センター向け）	印字項目No.12「振込先」とNo.17「振込元情報」が表示項目の対象となっている。	印字項目No.12「振込先」とNo.17「振込元情報」は、印字項目対象外とする。または、自治体ごとに表示/非表示選択可能にする。		その他	学校長等への通知へは表示する必要がないと思われる。必要な自治体がある場合は、表示・非表示選択可能とする。
9	標準帳票印字項目	27	転出先自治体連絡票	No.10「支給済費目」に支給対象期間項目の記載がない	No.10「支給済費目」に支給対象期間項目を印字項目の対象とする。		その他	援助費の支給時期は各自治体により異なり、転出時期からのみでは支給対象期間を特定できず、二重支給防止の観点から自治体間で支給済費目の対象期間を連携できるような印字項目の対象としてほしい。
10	その他					保護者宛について「区内特別」が印字されるようにしてほしい	職員業務量の低減	保護者宛通知を大量に発送する場合は郵便料金が区内特別扱いとなるため、封筒に印字する手間を省けるよう「区内特別」の印字が選べるようにしてほしい
11	その他					宛名に学校名と児童生徒名を追加できるようにしてほしい	その他	当自治体では、学校経由で通知を送付しており、管理のしやすさ及び事務過誤防止の観点から学校及び児童生徒名を宛名とともに記載できるようにしてほしい
12	その他					項目を非表示にした場合の該当欄はスペースが詰められるのか。また、備考欄の入力文字数の上限及び他の項目を非表示にした場合備考欄の入力文字数は増えるのか示してほしい。	その他	標準印字項目が定義されると現在当自治体で表示している項目が対象外となる場合や入力文字数が制限され、備考欄で補足することとなるため備考欄の入力文字数について示してほしい。
13	標準帳票印字項目	6	就学援助費認定通知書	教示文が印字項目の対象外となっている	教示文を印字項目の対象としてほしい		法律・政令・省令等への準拠	認定結果及び認定の内容について教示をする必要があると考えられるため。
14	標準帳票印字項目	6	就学援助費認定通知書	No.10「通知書タイトル」が新入学用通知に差し替え可能となっているが、帳票レイアウトでは「新入学児童生徒学用品費等」となっており、「入学準備金」の名称がない	No.10「通知書タイトル」を新入学用通知に差し替える場合、「入学準備金」の名称を選択できるようにしてほしい		住民サービスの向上	当自治体では新入学用品費を入学準備金として事前支給しており、「新入学児童生徒学用品費等」とすると名称が紛らわしく、利用者の混乱を招くため。
15	標準レイアウト様式	14	就学援助費支給通知書（保護者向け）	No.21～23支給金額の内訳が「保護者支払額」「学校支払額」「充当額」となっている	No.21～23支給金額の内訳について印字内容を任意に設定できるようにしてほしい		住民サービスの向上	支給金額の内訳の内容が分かりにくく、保護者に混乱を招くため。

16	標準帳票要件	15	就学援助費支給通知書（学校長向け・給食センター向け）			その他	<p>資料「02_1_【全国照会】就学援助システム等の標準化について（補足資料1）_20220712_01.pdf」、P.5に下記の記載があります。</p> <p>----</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 赤字：第1.0版公表から第1回意見照会までに修正した箇所（今回修正無し）</li> <li>• 緑字：第1回意見照会以降に修正した箇所</li> <li>• 緑字（塗りつぶし有）：第1回意見照会以降に修正した箇所の内、デジタル庁の横並び調整方針※を基に修正した箇所</li> </ul> <p>----</p> <p>「就学援助費支給通知書（学校長向け・給食センター向け）」の備考欄に記載されていた、「・漢字表記とひらがな表記の2種類から選択可」という文言について、第一回意見照会時の資料では訂正はなかった（黒字）ですが、第二回意見照会で赤字に更新されています。</p> <p>当該箇所は前述の凡例上では緑字ではないでしょうか。</p> <p>その他に着色が凡例に従っていない箇所があると、確認漏れが発生するため、修正したものをご提供いただけますと幸いです。</p>
17	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書			その他	<p>機能要件「1.2.1. 同一世帯内で受付日、認定日が異なる児童生徒についても個別に管理できること。」とあります。</p> <p>同一世帯内に認定日が異なる児童生徒が存在した場合、就学援助費認定通知書はどのように印字されるのでしょうか。</p> <p>就学援助システム標準仕様書（本文）P.11に「カスタマイズについての自治体内、自治体間、自治体・事業者間の調整コストの削減、導入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減」とあるため、調達時に各ベンダの仕様を確認する作業が削減できるよう、上記の内容について、仕様書に明記頂けますとありがたいです。</p> <p>ワーキングチームでの検討時や決定時に想定されていた事例などを合わせて情報提供いただけますと幸いです。</p>
18	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書			その他	<p>児童生徒ごとに申請者が希望される振込口座が異なる場合、就学援助費認定通知書の口座情報（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人）はどのように印字されるのでしょうか。</p> <p>就学援助システム標準仕様書（本文）P.11に「カスタマイズについての自治体内、自治体間、自治体・事業者間の調整コストの削減、導入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減」とあるため、調達時に各ベンダの仕様を確認する作業が削減できるよう、上記の内容について、仕様書に明記頂けますとありがたいです。</p> <p>ワーキングチームでの検討時や決定時に想定されていた事例などを合わせて情報提供いただけますと幸いです。</p>

19	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書				その他	<p>機能要件「4.2.4. 支給費マスタ管理」に「在籍校、学年、認定区分ごとに、支給費情報（支給対象費目・支給額・支給月・金額設定方式・端数計算方式）をマスタデータとして管理できること。」とあり、学年ごとに支給額の設定が可能とお見受けします。</p> <p>就学援助費認定通知書に「【支給対象費目及び支給予定額】」欄が存在します。学用品費の支給額が学年ごとに異なるかつ「【対象者】」欄に各学年に属する児童生徒が存在した場合は、「【支給対象費目及び支給予定額】」欄はどのように印字されるのでしょうか。</p> <p>例えば、学用品費について支給費マスタの設定を  中1：15,000円  中2：16,000円  中3：17,000円  とし、「【対象者】」に中1の生徒A、中2の生徒B、中3の生徒Cが印字された場合、その就学援助費認定通知書の「【支給対象費目及び支給予定額】」欄はどのように印字されるのでしょうか。</p> <p>就学援助システム標準仕様書（本文）P.11に「カスタマイズについての自治体内、自治体間、自治体・事業者間の調整コストの削減、導入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減」とあるため、調達時に各ベンダの仕様を確認する作業が削減できるよう、上記の内容について、仕様書に明記頂けますとありがたいです。</p> <p>ワーキングチームでの検討時や決定時に想定されていた事例などを合わせて情報提供いただけますと幸いです。</p>
20	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書				その他	<p>就学援助費認定通知書に「【支給対象費目及び支給予定額】」欄が存在しますが、列「支給対象費目」に横向きの罫線（行の区切り線）は印字されない仕様なのでしょうか。表形式なので、横向きの罫線（行の区切り線）が印字された方が良くと思いました。</p>
21	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書				その他	<p>就学援助費認定通知書に「【支給対象費目及び支給予定額】」欄が存在します。</p> <p>諸元表には「※アスタリスク(*)のついた項目は実費支給のため、上限額を示す。上限額がない場合などは「実費」や「現物」などと表記する。」と記載があります。</p> <p>上限額がない費目の印字内容は「実費」と「現物」のどちらを印字するか、どの機能を利用して設定するのでしょうか。</p> <p>機能要件「4.2.4. 支給費マスタ管理」には、「在籍校、学年、認定区分ごとに、支給費情報（支給対象費目・支給額・支給月・金額設定方式・端数計算方式）をマスタデータとして管理できること。」とあり、費目における「定額」や「実費」の区別を管理する項目は存在しないようにお見受けします。</p> <p>就学援助システム標準仕様書（本文）P.11に「カスタマイズについての自治体内、自治体間、自治体・事業者間の調整コストの削減、導入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減」とあるため、調達時に各ベンダの仕様を確認する作業が削減できるよう、上記の内容について、仕様書に明記頂けますとありがたいです。</p>

22	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書				その他	<p>就学援助費認定通知書の「【支給対象費目及び支給予定額】」欄にアスタリスクが表示されている費目が存在します。実費支給かつ上限額がない費目（医療費など）を費目マスタで設定した場合、就学援助費認定通知書の「【支給対象費目及び支給予定額】」欄には何が表示されるのでしょうか。</p> <p>就学援助システム標準仕様書（本文）P.11に「カスタマイズについての自治体内、自治体間、自治体・事業者間の調整コストの削減、導入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減」とあるため、調達時に各ベンダの仕様を確認する作業が削減できるよう、上記の内容について、仕様書に明記頂けますとありがたいです。 ワーキングチームでの検討時や決定時に想定されていた事例などを合わせて情報提供いただけますと幸いです。</p>
23	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書				その他	<p>機能要件「1.2.1. 同一世帯内で受付日、認定日が異なる児童生徒についても個別に管理できること。」とあります。また、就学援助費認定通知書に「【支給対象費目及び支給予定額】」欄が存在します。同一世帯内に認定日が異なる児童生徒が存在した場合、就学援助費認定通知書に「【支給対象費目及び支給予定額】」欄はどのように印字されるのでしょうか。</p> <p>就学援助システム標準仕様書（本文）P.11に「カスタマイズについての自治体内、自治体間、自治体・事業者間の調整コストの削減、導入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減」とあるため、調達時に各ベンダの仕様を確認する作業が削減できるよう、上記の内容について、仕様書に明記頂けますとありがたいです。 ワーキングチームでの検討時や決定時に想定されていた事例などを合わせて情報提供いただけますと幸いです。</p>
24	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書				その他	<p>就学援助費認定通知書に「支給予定額（合計）」欄が存在しますが、算出式をご教授ください。</p> <p>就学援助費認定通知書の「備考」欄には、サンプルとして「学校給食費、卒業アルバム代等は現物支給の対象となるため、支給予定額には計上していません。」「通学費、医療費、修学旅行費は上限額での通知のため、支給予定額には計上していません」といった文言があるため、何等かの計算に基づいて算出されているとお見受けしますが、機能要件「4.2.4. 支給費マスタ管理」には、「在籍校、学年、認定区分ごとに、支給費情報（支給対象費目・支給額・支給月・金額設定方式・端数計算方式）をマスタデータとして管理できること。」とあり、支給予定額に計上しない条件になり得る管理項目が存在しないように見えます。諸元表の当該項目に「マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする」とありますが、支給予定額は「【対象者】」の内訳に関わらず固定印字されるのでしょうか。</p> <p>就学援助システム標準仕様書（本文）P.11に「カスタマイズについての自治体内、自治体間、自治体・事業者間の調整コストの削減、導入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減」とあるため、調達時に各ベンダの仕様を確認する作業が削減できるよう、上記の内容について、仕様書に明記頂けますとありがたいです。 ワーキングチームでの検討時や決定時に想定されていた事例などを合わせて情報提供いただけますと幸いです。</p>

25	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書				その他	<p>機能要件「2.5.9. 認定結果管理」や「4.2.5. 支給額算定」に世帯ごとに支給する費目が管理可能である旨の記述があります。</p> <p>世帯ごとに支給する費目を費目マスタで設定した場合、就学援助費認定通知書の「【支給対象費目及び支給予定額】」欄はどのように印字されるのでしょうか。「【支給対象費目及び支給予定額】」欄は小学校列と中学校列に分割されているため、同一世帯内に児童と生徒が混在した場合を含めてどのように印字されるかご教授頂けますと幸いです。</p> <p>就学援助システム標準仕様書（本文）P.11に「カスタマイズについての自治体内、自治体間、自治体・事業者間の調整コストの削減、導入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減」とあるため、調達時に各ベンダの仕様を確認する作業が削減できるよう、上記の内容について、仕様書に明記頂けますとありがたいです。</p> <p>ワーキングチームでの検討時や決定時に想定されていた事例などを合わせて情報提供いただけますと幸いです。</p>
26	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書				その他	<p>就学援助費認定通知書に「認定理由」欄が存在し、サンプルとして「世帯の年間総所得額が就学援助認定基準額の範囲内であったため。」という文言が印字されるように見受けられます。</p> <p>諸元表に「マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする」とありますが、どの機能を利用して設定するのでしょうか。</p> <p>機能要件「2.1.1. 認定基準マスタ管理」には、就学援助費認定通知書に印字する認定理由の文言を管理できる旨の言及がないため、固定文言とお見受けします。</p> <p>また、認定理由が「その他任意の項目」である場合はどのように設定するのでしょうか。</p> <p>就学援助システム標準仕様書（本文）P.11に「カスタマイズについての自治体内、自治体間、自治体・事業者間の調整コストの削減、導入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減」とあるため、調達時に各ベンダの仕様を確認する作業が削減できるよう、上記の内容について、仕様書に明記頂けますとありがたいです。</p> <p>ワーキングチームでの検討時や決定時に想定されていた事例などを合わせて情報提供いただけますと幸いです。</p>
27	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書				その他	<p>機能要件「1.2.1. 同一世帯内で受付日、認定日が異なる児童生徒についても個別に管理できること。」とあります。</p> <p>受付日が異なる場合は申請番号も異なっていると推察しますが、その場合、就学援助費認定通知書の「申請番号」欄にはどの申請番号が印字される仕様でしょうか。諸元表には「就学世帯出力の際は申請者単位の付番、個人出力を前提とする場合は児童生徒ごとに付番で想定し、複数の付番は想定しない」とありますが、同一世帯で受付日が異なっている場合に申請番号をそれぞれ採番する運用はできないのでしょうか。</p> <p>就学援助システム標準仕様書（本文）P.11に「カスタマイズについての自治体内、自治体間、自治体・事業者間の調整コストの削減、導入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減」とあるため、調達時に各ベンダの仕様を確認する作業が削減できるよう、上記の内容について、仕様書に明記頂けますとありがたいです。</p> <p>ワーキングチームでの検討時や決定時に想定されていた事例などを合わせて情報提供いただけますと幸いです。</p>

28	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書				その他	支給方法が費目ごとに異なる場合、どのように表記されるのでしょうか。  就学援助システム標準仕様書（本文）P.11に「カスタマイズについての自治体内、自治体間、自治体・事業者間の調整コストの削減、導入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減」とあるため、調達時に各ベンダの仕様を確認する作業が削減できるよう、上記の内容について、仕様書に明記頂きますとありがたいです。 ワーキングチームでの検討時や決定時に想定されていた事例などを合わせて情報提供いただけますと幸いです。
29	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書				その他	学校コード、申請番号は標準仕様書に言及されている窓あき封筒の内側に印字される内容でしょうか。外側に印字される内容でしょうか。
30	その他					諸元表【標準様式・帳票 共通項目】 1：本人氏名型に「・（日本人）カナ氏名は、かな氏名に関する本人確認実施済みの場合に括弧を含め記載する」とありますが、本人確認実施の有無はどのように判定されるのでしょうか。	その他	明記されておらず疑問であるためです。
31	その他					諸元表【06_就学援助費認定通知書】 16：口座情報の「和暦・西暦」欄に「和暦」とありますが、どのような意味でしょうか。	その他	口座情報に日付項目は存在しないように見受けられるためです。
32	その他					諸元表【06_就学援助費認定通知書】 16：口座情報の「桁数/行」欄に「29」とありますが、何の桁数でしょうか。	その他	口座情報は複数印字項目の総称であるため、桁数の定義が何に言及されているのか不明なためです。
33	その他					諸元表【06_就学援助費認定通知書】 4：処分行名（通知者名）の処分行名および通知者名は右寄せとあります。 サンプルでは処分行名が「〇〇市長」、通知者名が「テスト 一郎」となっていますが、市の名称が3文字の場合は処分行名と通知者名の左位置は揃わないとお見受けします。 例) 〇〇市長 テスト 一郎  反対に通知者名が「テスト 一二郎」であった場合も同様に左位置は揃わないとお見受けします。 例) 〇〇市長 テスト 一二郎  上記のことから項目「通知書名」に処分行名に該当する値を合わせて設定したいと考えますが、そのような設定は可能でしょうか。 例) 〇〇市長 テスト 一郎	その他	設定可否が不明なためです。
34	その他					諸元表【06_就学援助費認定通知書】 就学援助費認定通知書（圧着ハガキ版）の場合、カスタマーバーコードの印字は必須なのでしょうか。	その他	就学援助費認定通知書には「自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする」とありますが、就学援助費認定通知書（圧着ハガキ版）には同様の表記が無いためです。

35	その他				諸元表【06_就学援助費認定通知書】 学校コードについて、「折り返し」欄に「無」とあります。また、「桁数/行」欄に「13」とあります。就学世帯出力の際、同時出力された児童生徒が異なる学校に就学していた場合に、単一の学校コードのみ印字される仕様になっているように見受けられますが、内容には「就学世帯出力の際は複数印字可能とする」とあります。修正頂く必要があると考えます。	その他	記載内容が矛盾しているためおそらく誤りかと思われます。
36	その他				諸元表【06_就学援助費認定通知書】 送付先 申請者名について「桁数/行」欄にA4版は「15」、圧着はがき版は「12」とあります。 サンプルにある「様」を含めて15文字でしょうか。「様」を除いて15文字でしょうか。また、印字可能な文字数が少ないと考えます。	その他	「様」について言及がなく不明瞭なためです。 また、外国人住民の方の氏名を考慮すると、15文字は少ないように思います。学齢簿のA4版通知書共通ですとA4版は「17/2」、はがき版は「24/2」と定義されており、出力可能文字数に大きな差があります。
37	その他				諸元表に「同一証明内の発行順位」とありますが、どのような意味でしょうか。	その他	「証明」が何を指すか不明です。
38	その他				諸元表に「連絡先」について下記の記載がありますが、学齢簿では文言が任意に変更でき個々に表示非表示を設定する必要がありませんが、なぜ機能に差があるのでしょうか。  就学援助 諸元表抜粋 機関名・郵便番号・住所・電話番号・メールアドレスを記載マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする なお、非表示とした印字項目は項目名ごと非表示とする	その他	学齢簿と機能が異なる意図が不明です。
39	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書			その他	機能要件「1.2.1. 同一世帯内で受付日、認定日が異なる児童生徒についても個別に管理できること。」とあります。 世帯単位で就学援助費認定通知書を出力した場合、「認定日」は何が印字されるのでしょうか。  就学援助システム標準仕様書（本文）P.11に「カスタマイズについての自治体内、自治体間、自治体・事業者間の調整コストの削減、導入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減」とあるため、調達時に各ベンダの仕様を確認する作業が削減できるよう、上記の内容について、仕様書に明記頂けますとありがたいです。 ワーキングチームでの検討時や決定時に想定されていた事例などを合わせて情報提供いただけますと幸いです。
40	標準レイアウト様式	7	就学援助費否認認定通知書			その他	機能要件「1.2.1. 同一世帯内で受付日、認定日が異なる児童生徒についても個別に管理できること。」とあります。 同一世帯内に否認認定日が異なる児童生徒が存在した場合、就学援助費否認認定通知書の「否認認定日」欄には何が印字されるのでしょうか。  就学援助システム標準仕様書（本文）P.11に「カスタマイズについての自治体内、自治体間、自治体・事業者間の調整コストの削減、導入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減」とあるため、調達時に各ベンダの仕様を確認する作業が削減できるよう、上記の内容について、仕様書に明記頂けますとありがたいです。 ワーキングチームでの検討時や決定時に想定されていた事例などを合わせて情報提供いただけますと幸いです。



41	標準レイアウト様式	7	就学援助費否認定通知書				その他	否認定期間とは何ですか。ワーキングチームでの検討時や決定時に想定されていた運用事例について情報提供いただけますと幸いです。
42	標準レイアウト様式	7	就学援助費否認定通知書				その他	就学援助費否認定通知書に「認定区分」欄が存在しています。否認定であるため、認定区分は「要保護」「準要保護」のいずれでもない認識ですが、何を印字する想定でしょうか。  就学援助システム標準仕様書（本文）P.11に「カスタマイズについての自治体内、自治体間、自治体・事業者間の調整コストの削減、導入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減」とあるため、調達時に各ベンダの仕様を確認する作業が削減できるよう、上記の内容について、仕様書に明記頂けますとありがたいです。 ワーキングチームでの検討時や決定時に想定されていた事例などを合わせて情報提供いただけますと幸いです。
43	その他					諸元表【07_就学援助費否認定通知書】 26：通知書タイトルに「新入学用通知に差替え可能とする」とあります。標準仕様では、入学準備費の申請者のうち生活保護受給者は就学援助費否認定通知書を用いて否認定と通知する業務フローを想定されているのでしょうか。	その他	生活保護受給者であった場合は否認定ではなく、支給対象外である認識です。
44	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書				その他	「就学援助費認定通知書（圧着ハガキ版）」の宛名印字面について、書類の内容を示す文言が印字されていないように見受けられます。一般的に圧着はがきで通知書を発行する場合、宛名印字面の中央などに「〇〇市就学援助費関連書類在中」や「〇〇市就学援助費にかんするお知らせ」といった文言が印字される認識です。 書類内容を示す文言を印字する要件が必要ではないでしょうか。
45	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書				その他	「就学援助費認定通知書（圧着ハガキ版）」の宛名印字面に「親展」などといった文言を出力することは可能でしょうか。「親展」が印字済みである圧着はがきに印刷する想定でしょうか。
46	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書				その他	帳票サンプルでは郵便番号は半角で印字されていますが、諸元表では全角で定義されています。どちらが正しいかご教授ください。
47	標準レイアウト様式	8	就学援助費保留通知書				その他	就学援助費保留通知書に「認定区分」欄が存在しています。認定区分に何が印字される想定なのかご教授ください。 保留であるため、就学援助費保留通知書発行時点で、認定区分は「要保護」「準要保護」のいずれの判断もできない認識です。  就学援助システム標準仕様書（本文）P.11に「カスタマイズについての自治体内、自治体間、自治体・事業者間の調整コストの削減、導入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減」とあるため、調達時に各ベンダの仕様を確認する作業が削減できるよう、上記の内容について、仕様書に明記頂けますとありがたいです。 ワーキングチームでの検討時や決定時に想定されていた事例などを合わせて情報提供いただけますと幸いです。

48	その他				<p>諸元表【08_就学援助費保留通知書】 15：提出必要書類および手続きについて、「内容」欄に下記の記述があります。サンプルでは必要書類提出対象者の氏名に応じて必要書類が可変で出力されているように見受けられます。</p> <p>①保留の原因になった対象者を管理する機能について機能要件に記載がないように見受けられますが、どのように「必要書類提出対象者の氏名」を判断するのでしょうか。</p> <p>②提出必要書類名および手続きは可変なのでしょうか。定型文なのでしょうか。</p> <p>諸元表【08_就学援助費保留通知書】内容 「（必要書類提出対象者の氏名）：（提出必要書類名および手続き）」の形式で記載し、複数名の記載を可能とするマスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする ※定型文で対応不可の際は自治体ごとに備考活用や別紙対応を想定する</p>	その他	<p>就学援助システム標準仕様書（本文）P.11に「カスタマイズについての自治体内、自治体間、自治体・事業者間の調整コストの削減、導入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減」とあるため、調達時に各ベンダの仕様を確認する作業が削減できるよう、上記の内容について、仕様書に明記頂けますとありがたいです。</p> <p>ワーキングチームでの検討時や決定時に想定されていた事例などを合わせて情報提供いただけますと幸いです。</p>
49	その他				<p>諸元表【08_就学援助費保留通知書】 16：提出期限に「提出期限を記載」とありますが、機能要件に提出期限を管理する要件は無いとお見受けします。</p> <p>提出期限はどのような仕組みで印字されるのでしょうか。</p>	その他	<p>就学援助システム標準仕様書（本文）P.11に「カスタマイズについての自治体内、自治体間、自治体・事業者間の調整コストの削減、導入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減」とあるため、調達時に各ベンダの仕様を確認する作業が削減できるよう、上記の内容について、仕様書に明記頂けますとありがたいです。</p> <p>ワーキングチームでの検討時や決定時に想定されていた事例などを合わせて情報提供いただけますと幸いです。</p>
50	その他				<p>諸元表【08_就学援助費保留通知書】 17：提出先に「標準仕様としては提出先を1つとするが、複数の提出先を印字したい場合、複数頁出力での対応も可とする」とありますが、どのような意味でしょうか。</p>	その他	<p>「複数頁出力での対応も可」とは具体的にどのような挙動を指すか分かりかねました。</p>
51	その他				<p>諸元表【08_就学援助費保留通知書】 14：保留期間に「自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする」とありますが、機能要件に保留期間を管理する要件は無いとお見受けします。</p> <p>保留期間はどの機能で管理する想定でしょうか。</p>	その他	
52	その他				<p>諸元表【14_支給通知書(保護者向け)】 12：支給費目の桁数が7桁になっています。対して就学援助費認定通知書の「支給対象費目及び支給予定額」欄に存在する支給対象費目について、諸元表に桁数の定義がありませんが、サンプルでは7桁を超える文字が印字されています。帳票間の平仄を合わせていただきたいです。</p>	その他	

53	標準レイアウト様式	14	就学援助費支給通知書（保護者向け）				その他	<p>世帯内の児童生徒数が6名以上の場合、支給合計金額はどのように印字されるのでしょうか。表がセル結合されているため、改ページ時の印字がどのようにされるか不明瞭です。</p> <p>就学援助認定通知書の支給予定金額のように、表の後に記載した方がよいのではないのでしょうか。それぞれの帳票で合計値の取り扱いが異なる点も疑問です。</p> <p>就学援助システム標準仕様書（本文）P.11に「カスタマイズについての自治体内、自治体間、自治体・事業者間の調整コストの削減、導入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減」とあるため、調達時に各ベンダの仕様を確認する作業が削減できるよう、上記の内容について、仕様書に明記頂けますとありがたいです。</p> <p>ワーキングチームでの検討時や決定時に想定されていた事例などを合わせて情報提供いただけますと幸いです。</p>
54	その他						その他	<p>就学援助システム標準仕様書（本文）P.11に「カスタマイズについての自治体内、自治体間、自治体・事業者間の調整コストの削減、導入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減」とあるため、調達時に各ベンダの仕様を確認する作業が削減できるよう、上記の内容について、仕様書に明記頂けますとありがたいです。</p>
55	その他						その他	<p>就学援助システム標準仕様書（本文）P.11に「カスタマイズについての自治体内、自治体間、自治体・事業者間の調整コストの削減、導入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減」とあるため、調達時に各ベンダの仕様を確認する作業が削減できるよう、上記の内容について、仕様書に明記頂けますとありがたいです。</p>
56	その他						その他	<p>就学援助システム標準仕様書（本文）P.11に「カスタマイズについての自治体内、自治体間、自治体・事業者間の調整コストの削減、導入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減」とあるため、調達時に各ベンダの仕様を確認する作業が削減できるよう、上記の内容について、仕様書に明記頂けますとありがたいです。</p>
57	その他						その他	<p>就学援助システム標準仕様書（本文）P.11に「カスタマイズについての自治体内、自治体間、自治体・事業者間の調整コストの削減、導入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減」とあるため、調達時に各ベンダの仕様を確認する作業が削減できるよう、上記の内容について、仕様書に明記頂けますとありがたいです。</p>

58	標準レイアウト様式	14	就学援助費支給通知書（保護者向け）				その他	<p>1人の児童生徒に対する支給対象費目が6件を超えた場合はどのように出力されるのでしょうか。</p> <p>就学援助システム標準仕様書（本文）P.11に「カスタマイズについての自治体内、自治体間、自治体・事業者間の調整コストの削減、導入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減」とあるため、調達時に各ベンダの仕様を確認する作業が削減できるよう、上記の内容について、仕様書に明記頂きますとありがたいです。</p> <p>ワーキングチームでの検討時や決定時に想定されていた事例などを合わせて情報提供いただけますと幸いです。</p>
59	その他					<p>諸元表【06_就学援助費認定通知書】 16：口座情報に「※学校支払のみや充当等により保護者支払額が無い場合、現金払い場合は印字項目のNo.19～23までの口座情報は表示しない」とありますが、就学援助費認定通知書を発行する時点で「充当等により保護者支払額が無い」と判断できないと考えます。業務フローを参照しても、就学援助費認定通知書を発行する前に充当等に関する入力をしているタスクは見受けられませんでした。「充当等により保護者支払額が無い」とどのように判定する想定でしょうか。</p> <p>ワーキングチームでの検討時や決定時に想定されていた運用事例や業務フローなどを合わせて情報提供いただけますと幸いです。</p>	その他	
60	その他					<p>諸元表【06_就学援助費認定通知書】 文書番号が8桁になっており短いと考えますが、どのような文書番号の体系を想定されているのでしょうか。</p> <p>学齢簿の標準レイアウトに定義されている文書番号と一致していない点も疑問です。</p> <p>ワーキングチームでの検討時や決定時に想定されていた採番の事例などを合わせて情報提供いただけますと幸いです。</p>	その他	
61	その他					<p>諸元表【08_就学援助費保留通知書】 20：連絡表について「行数（繰り返し）」欄に「5」、「桁数/行」欄に「138/17」とあります。</p> <p>ワーキングチームで承認時に想定された上記の設定を妥当とする理由についてご教授頂きますと幸いです。</p>	その他	
62	その他					<p>諸元表【06_就学援助費認定通知書】 ひらがな表記の帳票について、システムから出力される値はひらがな表記されないとお見受けします。</p> <p>36：支給対象費目及び支給予定額には「支給対象費目、学年、認定区分、費目別支給予定額、支給予定額（合計）を記載 マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする」とあり、これらの値はシステムから出力されるためひらがな表記されないと読み取れます。帳票サンプルではひらがな表記になっていますが、諸元表がサンプルレイアウトの誤りでしょうか。</p>	その他	

63	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書				その他	「06_就学援助費認定通知書_01(ひらがな表記)」の「【支給対象費目及び支給予定額】」欄ヘッダー最右に不要な二重線があります。
64	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書				その他	圧着はがきの場合、メールアドレス以外も含めて「連絡先」欄を非表示にすることは可能でしょうか。 既に組織名が印字されている圧着はがきを利用する場合などでは、「連絡先」の印字自体が不要になるかと考えました。
65	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書				その他	入学準備費の認定通知書について、「【支給対象費目及び支給予定額】」欄に「中学校」列は必要でしょうか。 新中学1年生は小学校6年生か中学1年生として通常の認定通知書でお知らせするため、入学準備費向けのレイアウトに「中学校」列は不要と考えます。
66	その他						その他	諸元表に「10_就学援助費認定取消通知書」とありますが、「09_就学援助費認定取消通知書」の誤りかと思われます。(標準帳票要件では、No.10は異動者一覧になっていました。)
67	標準レイアウト様式	9	就学援助費認定取消通知書				その他	標準帳票要件では「帳票レイアウト・印字(出力)項目すべてを定義」とありますが、サンプルレイアウトが存在しないようにお見受けしました。標準帳票要件の誤りでしょうか。レイアウト不足でしょうか。  見落としでしたらご容赦ください。
68	標準帳票要件						その他	分類1および分類2の帳票についてワーキングチームでの検討時に用いられた参考レイアウトなどありましたら、提供頂けますと幸いです。現在Fit & Gapを進めておりますが、ギャップの有無が不明瞭になってしまうため、参考資料としてレイアウトを確認したい考えです。
69	標準帳票印字項目	16	医療券(医科)				その他	「1:送付先」は誰の送付先でしょうか。
70	標準帳票印字項目	24	統計帳票(就学援助実施状況・学用品費等)				その他	「2:認定児童生徒数 小計(要保護_学年別)」に「支給情報(実績)を基に、要保護児童生徒(小学生、中学生、小学校就学予定者別)、の人数を計算する。」とありますが、義務教育学校に属する児童生徒はどのように計上される想定でしょうか。  就学援助システム標準仕様書(本文)P.11に「カスタマイズについての自治体内、自治体間、自治体・事業者間の調整コストの削減、導入・維持管理や制度改正時の負担(重複投資)の削減」とあるため、調達時に各ベンダの仕様を確認する作業が削減できるよう、上記の内容について、仕様書に明記頂けますとありがたいです。

71	標準帳票印字項目	24	統計帳票（就学援助実施状況・学用品費等）				その他	<p>「2：認定児童生徒数 小計（要保護_学年別）」に「就学援助費の支給実績があれば、「1」とカウントし、」とありますが、充当等で0になったケースであっても、支給があった児童生徒として「1」とカウントする認識でよいでしょうか。</p> <p>就学援助システム標準仕様書（本文）P.11に「カスタマイズについての自治体内、自治体間、自治体・事業者間の調整コストの削減、導入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減」とあるため、調達時に各ベンダの仕様を確認する作業が削減できるよう、上記の内容について、仕様書に明記頂けますとありがたいです。</p>
72	標準帳票印字項目	24	統計帳票（就学援助実施状況・学用品費等）				その他	<p>「2：認定児童生徒数 小計（要保護_学年別）」に「就学援助費の支給実績があれば、「1」とカウントし、」とありますが、学校長払いのみであったケースでも実績があったとカウントする認識でよいでしょうか。</p> <p>就学援助システム標準仕様書（本文）P.11に「カスタマイズについての自治体内、自治体間、自治体・事業者間の調整コストの削減、導入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減」とあるため、調達時に各ベンダの仕様を確認する作業が削減できるよう、上記の内容について、仕様書に明記頂けますとありがたいです。</p>
73	標準帳票印字項目	24	統計帳票（就学援助実施状況・学用品費等）				その他	<p>「21：経済的に困窮している者（収入（又は所得）が生活保護基準の1.0倍以下の者）」の備考欄に『・「収入（又は所得）<math>\leq</math>生活保護基準<math>\times</math>1.0」という計算式で認定処理を実施していない自治体は、機能要件の2.1.2.「認定基準額マスタ」で管理している計算式を上記に改めた場合の児童生徒数（小学生、中学生、小学校就学予定者別）を集計する。』とありますが、「生活保護基準」が機能要件に定められておりません。</p>
74	標準帳票印字項目	24	統計帳票（就学援助実施状況・学用品費等）				その他	<p>「21：経済的に困窮している者（収入（又は所得）が生活保護基準の1.0倍以下の者）」の備考欄に『・「収入（又は所得）<math>\leq</math>生活保護基準<math>\times</math>1.0」という計算式で認定処理を実施していない自治体は、機能要件の2.1.2.「認定基準額マスタ」で管理している計算式を上記に改めた場合の児童生徒数（小学生、中学生、小学校就学予定者別）を集計する。』とありますが、1.0をかけても生活保護基準の値そのままと思われます。1.0をかける必要はあるのでしょうか。</p>
75	標準帳票印字項目	24	統計帳票（就学援助実施状況・学用品費等）				その他	<p>「21：経済的に困窮している者（収入（又は所得）が生活保護基準の1.0倍以下の者）」の備考欄に『・「収入（又は所得）<math>\leq</math>生活保護基準<math>\times</math>1.0」という計算式で認定処理を実施していない自治体は、機能要件の2.1.2.「認定基準額マスタ」で管理している計算式を上記に改めた場合の児童生徒数（小学生、中学生、小学校就学予定者別）を集計する。』とありますが、生活基準率が1.0以下、という意味でしょうか。この場合、生活基準率の算出方法をご教授ください。</p> <p>就学援助システム標準仕様書（本文）P.11に「カスタマイズについての自治体内、自治体間、自治体・事業者間の調整コストの削減、導入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減」とあるため、調達時に各ベンダの仕様を確認する作業が削減できるよう、上記の内容について、仕様書に明記頂けますとありがたいです。</p>

76	標準帳票印字項目	24	統計帳票（就学援助実施状況・学用品費等）				その他	<p>年度ごとに集計される認識でよいでしょうか。その場合、集計対象年度が出力された方がよいと思います。</p> <p>就学援助システム標準仕様書（本文）P.11に「カスタマイズについての自治体内、自治体間、自治体・事業者間の調整コストの削減、導入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減」とあるため、調達時に各ベンダの仕様を確認する作業が削減できるよう、上記の内容について、仕様書に明記頂けますとありがたいです。</p>
77	標準帳票印字項目	25	統計帳票（就学援助実施状況・医療費）				その他	<p>「3：患者数」について、「要保護児童生徒（小学生、中学生別）の患者数を計算する」とありますが、同一年度に同一人物がう歯を二回罹患した場合は、1と計上しますか。2と計上しますか。</p> <p>就学援助システム標準仕様書（本文）P.11に「カスタマイズについての自治体内、自治体間、自治体・事業者間の調整コストの削減、導入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減」とあるため、調達時に各ベンダの仕様を確認する作業が削減できるよう、上記の内容について、仕様書に明記頂けますとありがたいです。</p>
78	標準帳票印字項目	25	統計帳票（就学援助実施状況・医療費）				その他	<p>年度ごとに集計される認識でよいでしょうか。その場合、集計対象年度が出力された方がよいと思います。</p> <p>就学援助システム標準仕様書（本文）P.11に「カスタマイズについての自治体内、自治体間、自治体・事業者間の調整コストの削減、導入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減」とあるため、調達時に各ベンダの仕様を確認する作業が削減できるよう、上記の内容について、仕様書に明記頂けますとありがたいです。</p>
79	標準帳票印字項目	25	統計帳票（就学援助実施状況・医療費）				その他	<p>「3：患者数」について、「要保護児童生徒（小学生、中学生別）の患者数を計算する」とありますが、義務教育学校の児童生徒はどのように計上される想定でしょうか。</p>
80	標準帳票印字項目	26	統計帳票（就学援助実施状況・給食費）				その他	<p>「2：完全給食、補食給食、ミルク給食 援助人数」とありますが、対象児童生徒が喫食した給食の内容について、就学援助システムでは管理されない認識ですが、どのような仕組みで集計する想定でしょうか。</p> <p>また、年度の途中で喫食内容が変わった児童生徒はどのように集計する想定でしょうか。</p> <p>就学援助システム標準仕様書（本文）P.11に「カスタマイズについての自治体内、自治体間、自治体・事業者間の調整コストの削減、導入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減」とあるため、調達時に各ベンダの仕様を確認する作業が削減できるよう、上記の内容について、仕様書に明記頂けますとありがたいです。</p> <p>ワーキングチームでの検討時や決定時に想定されていた条件などを合わせて情報提供いただけますと幸いです。</p>

81	標準帳票印字項目	27	転出先自治体連絡票				その他	<p>「13：市区町村」は転出元の市区町村を指しますか。転出先の市区町村を指しますか。</p> <p>就学援助システム標準仕様書（本文）P.11に「カスタマイズについての自治体内、自治体間、自治体・事業者間の調整コストの削減、導入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減」とあるため、調達時に各ベンダの仕様を確認する作業が削減できるよう、上記の内容について、仕様書に明記頂けますとありがたいです。</p> <p>ワーキングチームでの検討時や決定時に想定されていたレイアウトなどを合わせて情報提供いただけますと幸いです。</p>
82	その他						その他	<p>レイアウトが全国で標準化されることで自治体間で出力内容に差異が無いため、自治体ごとに用意する必要が無いと考えます。（備考の記載内容については、問い合わせ先に連絡してほしい旨の説明書きで良いと思います。）</p> <p>また、学齢簿に同様の対応がないのは何故でしょうか。理由をご教授頂けますと幸いです。</p>
83	その他						律・政令・省令等への準	<p>郵便番号であるが諸元表によると郵便番号（「〒999-9999」形式）を記載となっていたが〒は外した方がよいのではないかと。</p> <p>内国郵便約款の「別記1 郵便番号を記載する方法」に以下の定められている。</p> <p>(2) ワードプロセッサ及びパーソナルコンピュータその他これらに類する機器を使用してあて名を記載する場合（(1)により郵便番号記入枠内に郵便番号を記載する場合は除きます。）</p> <p>…</p> <p>(※) 郵便番号の前後には、「郵便番号」、「〒」その他これらに類する文字又は記号及び「親展」、「至急」、「重要」その他これらに類する文字又は日時並びに会員番号、電話番号、口座番号その他これらに類する事項を記載できません。</p> <p>(例)</p> <p>100-0005……………(可)</p> <p>郵便番号100-0005……………(不可)</p> <p>〒100-0005……………(不可)</p> <p>100-0005(重要)……………(不可)</p> <p>100-0005(No.000678)…(不可)</p> <p>定形郵便の項目で記載されているものだが定形外についても図示されておりそれにも〒は入っていない。</p>
84	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書				その他	<p>「06-3_標準レイアウト様式_06_就学援助費認定通知書_03(圧着はがき版)(ひらがな表記)_20220712」通知書部（PDFの2ページ目）の支給方法および口座情報の各項目の見出しが漢字表記になっているが「06-3_標準レイアウト様式_06_就学援助費認定通知書_01(ひらがな表記)_20220711」はひらがなになっているどちらが正しいですか</p>



85	その他					郵便番号であるが諸元表によると郵便番号（〒999-9999）形式）を記載となっていたが〒は外した方がよいのではないか。	律・政令・省令等への準	内国郵便約款の「別記1 郵便番号を記載する方法」に以下の定められている。 (2) ワードプロセッサ及びパーソナルコンピュータその他これらに類する機器を使用してあて名を記載する場合（(1)により郵便番号記入枠内に郵便番号を記載する場合は除きます。） … (4) 郵便番号の前後には、「郵便番号」、「〒」その他これらに類する文字又は記号及び「親展」、「至急」、「重要」その他これらに類する文字又は日時並びに会員番号、電話番号、口座番号その他これらに類する事項を記載できません。 (例) 100-0005……………(可) 郵便番号100-0005……………(不可) 〒100-0005……………(不可) 100-0005(重要)……………(不可) 100-0005(No.000678) ……(不可)  定形郵便の項目で記載されているものだが定形外についても図示されておりそれにも〒は入っていない。
86	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書				その他	「06-3_標準レイアウト様式_06_就学援助費認定通知書_03(圧着はがき版)(ひらがな表記)_20220712」通知書部（PDFの2ページ目）の支給方法および口座情報の各項目の見出しが漢字表記になっているが「06-3_標準レイアウト様式_06_就学援助費認定通知書_01(ひらがな表記)_20220711」はひらがなになっているどちらが正しいですか
87	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書				その他	機能要件「4.2.4. 支給費マスタ管理」に「在籍校、学年、認定区分ごとに、支給費情報（支給対象費目・支給額・支給月・金額設定方式・端数計算方式）をマスタデータとして管理できること。」とあり、学年ごとに支給額の設定が可能と思われるが、兄弟姉妹がいる世帯については、世帯単位で認定通知書を出力した場合、記載される金額は費目ごとの合計金額になるという理解でよろしいでしょうか。
88	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書				その他	就学援助費認定通知書に「[支給対象費目及び支給予定額]」欄が存在します。 諸元表には「※アスタリスク(*)のついた項目は実費支給のため、上限額を示す。上限額がない場合などは「実費」や「現物」などと表記する。」と記載があります。 上限額がない費目の印字内容は「実費」と「現物」のどちらを印字するか、どの機能を利用して設定するのでしょうか。 機能要件「4.2.4. 支給費マスタ管理」には、「在籍校、学年、認定区分ごとに、支給費情報（支給対象費目・支給額・支給月・金額設定方式・端数計算方式）をマスタデータとして管理できること。」とあり、費目における「定額」や「実費」の区別を管理する項目は存在しないようにお見受けします。  就学援助システム標準仕様書（本文）P.11に「カスタマイズについての自治体内、自治体間、自治体・事業者間の調整コストの削減、導入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減」とあるため、調達時に各ベンダの仕様を確認する作業が削減できるよう、上記の内容について、仕様書に明記頂きますとありがたいです。

89	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書				その他	就学援助費認定通知書に「認定理由」欄が存在し、サンプルとして「世帯の年間総所得額が就学援助認定基準額の範囲内であったため。」という文言が印字されるように見受けられます。 諸元表に「マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする」とありますが、どの機能を利用して設定するのでしょうか。機能要件「2.1.1. 認定基準マスタ管理」には、就学援助費認定通知書に印字する認定理由の文言を管理できる旨の言及がないため、固定文言とお見受けします。 また、認定理由が「その他任意の項目」である場合はどのように設定するのでしょうか。
90	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書				住民サービスの向上	諸元表【06_就学援助費認定通知書】には、送付先 申請者名について「桁数/行」欄にA4版は「15」、圧着はがき版は「12」とあります。 サンプルにある「様」を含めて15文字でしょうか。「様」を除いて15文字でしょうか。また、印字可能な文字数が少ないと考えます。  外国人住民の方の氏名は15文字では収まらない方が多くいらっしゃると思います。学籍簿のA4版通知書共通ですとA4版は「17/2」、はがき版は「24/2」と定義されており、出力可能文字数に大きな差があります。
91	標準レイアウト様式	7	就学援助費否認認定通知書				その他	就学援助費否認認定通知書に「認定区分」欄が存在していません。否認認定であるため、認定区分は「要保護」「準要保護」のいずれでもない認識ですが、何を印字する想定でしょうか。
92	標準帳票要件						その他	分類1および分類2の帳票についてワーキングチームでの検討時に用いられた参考レイアウトなどありましたら、提供頂けると幸いです。現在Fit & Gapを進めておりますが、ギャップの有無が不明瞭になってしまうため、参考資料としてレイアウトを確認したい考えです。
93	その他					ひらがな表記に対応している帳票について、国で各国語の説明資料を作成頂きたいです。	その他	レイアウトが全国で標準化されることで自治体間で出力内容に差異が無いため、自治体ごとに用意する必要が無いと考えます。（備考の記載内容については、問い合わせ先に連絡してほしい旨の説明書まで良いと思います。）
94	標準帳票要件	6	就学援助費認定通知書	漢字表記とひらがな表記の2種類から選択可			住民サービスの向上	外国人住民等への配慮であれば、理解を助けるように、ひらがな表記ではなく、やさしい日本語表記や多言語対応とするべき。（分類3の帳票すべて）
95	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書	世帯単位の帳票で口座情報が一つ記載されている。			その他	帳票要件にて、各種通知書は世帯単位の出力となっており、世帯単位の帳票に表示される振込口座が一つになっているが、機能要件としては、一人の児童生徒及び一つの月に対し、口座を登録できるとなっていることから、世帯で登録できるのは一つの振込口座のみではなく、兄弟別の口座を登録でき、世帯単位の帳票には対象者ごとの振込口座が表示されるという理解でよいか。 【機能要件で同意見を記載】
96	標準帳票要件	16	医療券（医科）	めがね購入券の帳票が明記されていない			その他	めがね購入券の帳票が見当たらないが、医療券（医科）に含まれるのか。
97	その他					諸元表の桁数/行欄の表記が統一されていない。 例：【06_就学援助費認定通知書】の備考欄	その他	例の通りであれば360文字の8行、計2880文字を表示することとなる。想定される45文字の8行に修正して欲しい。また、その他項目についても見直し及び統一をして欲しい。

98	その他					諸元表の内容と型が一致していない。	その他	各通知書の送付先欄において、申請者名は本人氏名型と記載があるが型が宛名氏名型と記載されている。サンプル帳票を見る限り、宛名氏名型が正しいと想定されるため、記載諸元の修正をして欲しい。
99	その他					帳票に使用する公印については、教育委員会印を使用する。	その他	通知書レイアウトで標準仕様で制定するのであれば、公印に関しても教育委員会印で統一するべきではないか。
100	その他					「・自治体ごとに表示/非表示選択可能」において、非表示とした場合にその箇所は空白となることを明記すべき。	その他	制御は難しいと思われ、仕様を確認した者は同じ疑問をもつと思われるため。
101	その他					諸元表の桁数/行欄の表記が統一されていない。 例：【06_就学援助費認定通知書】の備考欄	その他	例の通りであれば360文字の8行、計2880文字を表示することとなる。想定される45文字の8行に修正して欲しい。また、その他項目についても見直し及び統一をして欲しい。
102	その他					諸元表の内容と型が一致していない。	その他	各通知書の送付先欄において、申請者名は本人氏名型と記載があるが型が宛名氏名型と記載されている。サンプル帳票を見る限り、宛名氏名型が正しいと想定されるため、記載諸元の修正をして欲しい。
103	その他					帳票に使用する公印については、教育委員会印を使用する。	その他	通知書レイアウトで標準仕様で制定するのであれば、公印に関しても教育委員会印で統一するべきではないか。
104	その他					「・自治体ごとに表示/非表示選択可能」において、非表示とした場合にその箇所は空白となることを明記すべき。	その他	制御は難しいと思われ、仕様を確認した者は同じ疑問をもつと思われるため。
105	その他					諸元表の桁数/行欄の表記が統一されていない。 例：【06_就学援助費認定通知書】の備考欄	その他	例の通りであれば360文字の8行、計2880文字を表示することとなる。想定される45文字の8行に修正して欲しい。また、その他項目についても見直し及び統一をして欲しい。
106	その他					諸元表の内容と型が一致していない。	その他	各通知書の送付先欄において、申請者名は本人氏名型と記載があるが型が宛名氏名型と記載されている。サンプル帳票を見る限り、宛名氏名型が正しいと想定されるため、記載諸元の修正をして欲しい。
107	その他					帳票に使用する公印については、教育委員会印を使用する。	その他	通知書レイアウトで標準仕様で制定するのであれば、公印に関しても教育委員会印で統一するべきではないか。
108	その他					「・自治体ごとに表示/非表示選択可能」において、非表示とした場合にその箇所は空白となることを明記すべき。	その他	制御は難しいと思われ、仕様を確認した者は同じ疑問をもつと思われるため。
109	その他					諸元表の桁数/行欄の表記が統一されていない。 例：【06_就学援助費認定通知書】の備考欄	その他	例の通りであれば360文字の8行、計2880文字を表示することとなる。想定される45文字の8行に修正して欲しい。また、その他項目についても見直し及び統一をして欲しい。
110	その他					諸元表の内容と型が一致していない。	その他	各通知書の送付先欄において、申請者名は本人氏名型と記載があるが型が宛名氏名型と記載されている。サンプル帳票を見る限り、宛名氏名型が正しいと想定されるため、記載諸元の修正をして欲しい。
111	その他					帳票に使用する公印については、教育委員会印を使用する。	その他	通知書レイアウトで標準仕様で制定するのであれば、公印に関しても教育委員会印で統一するべきではないか。

112	その他					「・自治体ごとに表示/非表示選択可能」において、非表示とした場合にその箇所は空白となることを明記すべき。	その他	制御は難しいと思われ、仕様を確認した者は同じ疑問をもつと思われるため。
113	その他					諸元表の桁数/行欄の表記が統一されていない。 例：【06_就学援助費認定通知書】の備考欄	その他	例の通りであれば360文字の8行、計2880文字を表示することとなる。想定される45文字の8行に修正して欲しい。また、その他項目についても見直し及び統一をして欲しい。
114	その他					諸元表の内容と型が一致していない。	その他	各通知書の送付先欄において、申請者名は本人氏名型と記載があるが型が宛名氏名型と記載されている。サンプル帳票を見る限り、宛名氏名型が正しいと想定されるため、記載諸元の修正をして欲しい。
115	その他					帳票に使用する公印については、教育委員会印を使用する。	その他	通知書レイアウトで標準仕様で制定するのであれば、公印に関しても教育委員会印で統一するべきではないか。
116	その他					「・自治体ごとに表示/非表示選択可能」において、非表示とした場合にその箇所は空白となることを明記すべき。	その他	制御は難しいと思われ、仕様を確認した者は同じ疑問をもつと思われるため。
117	その他					諸元表の桁数/行欄の表記が統一されていない。 例：【06_就学援助費認定通知書】の備考欄	その他	例の通りであれば360文字の8行、計2880文字を表示することとなる。想定される45文字の8行に修正して欲しい。また、その他項目についても見直し及び統一をして欲しい。
118	その他					諸元表の内容と型が一致していない。	その他	各通知書の送付先欄において、申請者名は本人氏名型と記載があるが型が宛名氏名型と記載されている。サンプル帳票を見る限り、宛名氏名型が正しいと想定されるため、記載諸元の修正をして欲しい。
119	その他					帳票に使用する公印については、教育委員会印を使用する。	その他	通知書レイアウトで標準仕様で制定するのであれば、公印に関しても教育委員会印で統一するべきではないか。
120	その他					「・自治体ごとに表示/非表示選択可能」において、非表示とした場合にその箇所は空白となることを明記すべき。	その他	制御は難しいと思われ、仕様を確認した者は同じ疑問をもつと思われるため。
121	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
122	標準レイアウト様式	7	就学援助費否認定通知書	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
123	標準レイアウト様式	8	就学援助費保留通知書	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
124	標準レイアウト様式	14	就学援助費支給通知書（保護者向け）	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。

125	その他					就学援助費認定通知書、就学援助費否認認定通知書、就学援助費保留通知書、就学援助費支給通知書（保護者向け）に印字する「学校コード」について、諸元表は「就学世帯出力の際は複数印字可能とする」と記載されている一方、標準レイアウトは2件の学校コードを印字する仕様になっている。 児童の明細は5行のため、学校コードも最大5件存在する可能性があるが、5件の学校コードが存在した場合の印字仕様が不明確である。何件まで学校コードを印字するのか、印字位置はどのようにするのか諸元表や帳票レイアウトに明記していただきたい。	その他	仕様が不明確なため。
126	その他					諸元表に「郵便番号（「〒999-9999」形式）」の記載があるが、学齢簿編成等の諸元表には、「郵便番号（「999-9999」形式）」と記載がある。「〒」は印字しない認識で問題ないか。	その他	業務間で仕様不整合があるため。
127	その他					認定通知書のみ、通知書タイトルに「（タイトル、フォントサイズを可変とする）」の記載が追加されたが、他の通知書は記載されていない。 認定通知書のみタイトル、フォントサイズを可変とする意図は何か。認定通知書のみ可変で問題ないか。	その他	帳票間で仕様不一致があるため。
128	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
129	標準レイアウト様式	7	就学援助費否認認定通知書	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
130	標準レイアウト様式	8	就学援助費保留通知書	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
131	標準レイアウト様式	14	就学援助費支給通知書（保護者向け）	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
132	その他					就学援助費認定通知書、就学援助費否認認定通知書、就学援助費保留通知書、就学援助費支給通知書（保護者向け）に印字する「学校コード」について、諸元表は「就学世帯出力の際は複数印字可能とする」と記載されている一方、標準レイアウトは2件の学校コードを印字する仕様になっている。 児童の明細は5行のため、学校コードも最大5件存在する可能性があるが、5件の学校コードが存在した場合の印字仕様が不明確である。何件まで学校コードを印字するのか、印字位置はどのようにするのか諸元表や帳票レイアウトに明記していただきたい。	その他	仕様が不明確なため。
133	その他					諸元表に「郵便番号（「〒999-9999」形式）」の記載があるが、学齢簿編成等の諸元表には、「郵便番号（「999-9999」形式）」と記載がある。「〒」は印字しない認識で問題ないか。	その他	業務間で仕様不整合があるため。

134	その他					認定通知書のみ、通知書タイトルに「(タイトル、フォントサイズを可変とする)」の記載が追加されたが、他の通知書は記載されていない。 認定通知書のみタイトル、フォントサイズを可変とする意図は何か。認定通知書のみ可変で問題ないか。	その他	帳票間で仕様不一致があるため。
135	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
136	標準レイアウト様式	7	就学援助費否認認定通知書	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
137	標準レイアウト様式	8	就学援助費保留通知書	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
138	標準レイアウト様式	14	就学援助費支給通知書（保護者向け）	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
139	その他					就学援助費認定通知書、就学援助費否認認定通知書、就学援助費保留通知書、就学援助費支給通知書（保護者向け）に印字する「学校コード」について、諸元表は「就学世帯出力の際は複数印字可能とする」と記載されている一方、標準レイアウトは2件の学校コードを印字する仕様になっている。 児童の明細は5行のため、学校コードも最大5件存在する可能性があるが、5件の学校コードが存在した場合の印字仕様が不明確である。何件まで学校コードを印字するのか、印字位置はどのようにするのか諸元表や帳票レイアウトに明記していただきたい。	その他	仕様が不明確なため。
140	その他					諸元表に「郵便番号（「〒999-9999」形式）」の記載があるが、学齢簿編成等の諸元表には、「郵便番号（「999-9999」形式）」と記載がある。「〒」は印字しない認識で問題ないか。	その他	業務間で仕様不整合があるため。
141	その他					認定通知書のみ、通知書タイトルに「(タイトル、フォントサイズを可変とする)」の記載が追加されたが、他の通知書は記載されていない。 認定通知書のみタイトル、フォントサイズを可変とする意図は何か。認定通知書のみ可変で問題ないか。	その他	帳票間で仕様不一致があるため。
142	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
143	標準レイアウト様式	7	就学援助費否認認定通知書	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
144	標準レイアウト様式	8	就学援助費保留通知書	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
145	標準レイアウト様式	14	就学援助費支給通知書（保護者向け）	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。

146	その他					就学援助費認定通知書、就学援助費否認認定通知書、就学援助費保留通知書、就学援助費支給通知書（保護者向け）に印字する「学校コード」について、諸元表は「就学世帯出力の際は複数印字可能とする」と記載されている一方、標準レイアウトは2件の学校コードを印字する仕様になっている。 児童の明細は5行のため、学校コードも最大5件存在する可能性があるが、5件の学校コードが存在した場合の印字仕様が不明確である。何件まで学校コードを印字するのか、印字位置はどのようにするのか諸元表や帳票レイアウトに明記していただきたい。	その他	仕様が不明確なため。
147	その他					諸元表に「郵便番号（「〒999-9999」形式）」の記載があるが、学齢簿編成等の諸元表には、「郵便番号（「999-9999」形式）」と記載がある。「〒」は印字しない認識で問題ないか。	その他	業務間で仕様不整合があるため。
148	その他					認定通知書のみ、通知書タイトルに「（タイトル、フォントサイズを可変とする）」の記載が追加されたが、他の通知書は記載されていない。 認定通知書のみタイトル、フォントサイズを可変とする意図は何か。認定通知書のみ可変で問題ないか。	その他	帳票間で仕様不一致があるため。
149	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
150	標準レイアウト様式	7	就学援助費否認認定通知書	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
151	標準レイアウト様式	8	就学援助費保留通知書	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
152	標準レイアウト様式	14	就学援助費支給通知書（保護者向け）	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
153	その他					就学援助費認定通知書、就学援助費否認認定通知書、就学援助費保留通知書、就学援助費支給通知書（保護者向け）に印字する「学校コード」について、諸元表は「就学世帯出力の際は複数印字可能とする」と記載されている一方、標準レイアウトは2件の学校コードを印字する仕様になっている。 児童の明細は5行のため、学校コードも最大5件存在する可能性があるが、5件の学校コードが存在した場合の印字仕様が不明確である。何件まで学校コードを印字するのか、印字位置はどのようにするのか諸元表や帳票レイアウトに明記していただきたい。	その他	仕様が不明確なため。
154	その他					諸元表に「郵便番号（「〒999-9999」形式）」の記載があるが、学齢簿編成等の諸元表には、「郵便番号（「999-9999」形式）」と記載がある。「〒」は印字しない認識で問題ないか。	その他	業務間で仕様不整合があるため。
155	その他					認定通知書のみ、通知書タイトルに「（タイトル、フォントサイズを可変とする）」の記載が追加されたが、他の通知書は記載されていない。 認定通知書のみタイトル、フォントサイズを可変とする意図は何か。認定通知書のみ可変で問題ないか。	その他	帳票間で仕様不一致があるため。

156	標準帳票印字項目	6	就学援助費認定通知書	就学援助の認定者の振込口座が印字される仕様となっている。	振込先の選択として対象児童生徒が在籍する学校（口座）も印字できる。		自治体方針の実現	当自治体においては、小学校入学前の保護者に対して入学準備費は保護者口座に振り込んでいるが、在学中の児童生徒の就学援助費については学校口座に振り込みを行っているため。
157	標準帳票印字項目	7	就学援助費否認認定通知書	対象者欄に「認定区分」が表示されている。	「認定区分」欄の表示を削除する。		その他	否認認定であるので、「認定区分」欄を設ける必要性が無く、否認認定となった児童生徒の保護者の混乱を避けるため。
158	標準帳票要件	1	就学援助費申請者一覧	備考欄 ・学校ごとに出力可能	備考欄 ・学校ごとに出力可能 ・出力条件を指定した一覧の出力が可能		住民サービスの向上	対象者の把握や、支払業務の決裁時等に使用するものであり、出力したい対象者は用途により様々であるため、出力条件を指定した一覧の出力が必要となる。よって、備考欄に条件抽出が可能である旨記載し、明確化したい。
159	標準帳票要件	3	就学援助認定結果一覧	備考欄 ・学校ごとに出力可能 ・対象月、申請日や更新日を指定して出力可能 ・年度累計、基準日時点での集計が出力可能	備考欄 ・学校ごとに出力可能 ・認定、否認認定ごとに出力可能 ・対象月、申請日や更新日を指定して出力可能 ・年度累計、基準日時点での集計が出力可能		住民サービスの向上	学校へ否認認定者の通知を行うため必要となるが、「認定区分別に」という表現があいまいであり、否認認定者の出力が可能か明確な記載がないため、備考欄を修正し、明確化したい。
160	標準帳票印字項目	24	統計帳票（就学援助実施状況・学用品費等）	備考欄 ・機能要件の「4.2. 支給情報作成」において管理している支給情報（実績）を基に、要保護児童生徒（小学生、中学生、小学校就学予定者別）、の人数を計算する。（要保護の小学生、中学生、小学校就学予定者別で、就学援助費の支給実績があれば、「1」とカウントし、合計を計算）	備考欄 ・機能要件の「4.2. 支給情報作成」において管理している支給情報（実績）を基に、要保護児童生徒（小学生、中学生、小学校就学予定者別）、の人数を計算する。（要保護の小学生、中学生、小学校就学予定者別で、就学援助費の支給実績があれば、「1」とカウントし、合計を計算  なお、支給額が0円の場合も「1」とカウントし合計を計算すること。）		その他	生活保護受給者の場合は、就学援助の認定は受けているものの、支給額が0円のパターンもある。要保護児童生徒の人数を正確に集計するため、備考欄を修正し、明確化したい。
161	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
162	標準レイアウト様式	7	就学援助費否認認定通知書	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
163	標準レイアウト様式	8	就学援助費保留通知書	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
164	標準レイアウト様式	14	就学援助費支給通知書（保護者向け）	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
165	その他					就学援助費認定通知書、就学援助費否認認定通知書、就学援助費保留通知書、就学援助費支給通知書（保護者向け）に印字する「学校コード」について、諸元表は「就学世帯出力の際は複数印字可能とする」と記載されている一方、標準レイアウトは2件の学校コードを印字する仕様になっている。 児童の明細は5行のため、学校コードも最大5件存在する可能性があるが、5件の学校コードが存在した場合の印字仕様が不明確である。何件まで学校コードを印字するのか、印字位置はどのようにするのか諸元表や帳票レイアウトに明記していただきたい。	その他	仕様が不明確なため。



166	その他					諸元表に「郵便番号（「〒999-9999」形式）」の記載があるが、学齢簿編成等の諸元表には、「郵便番号（「999-9999」形式）」と記載がある。「〒」は印字しない認識で問題ないか。	その他	業務間で仕様不整合があるため。
167	その他					認定通知書のみ、通知書タイトルに「（タイトル、フォントサイズを可変とする）」の記載が追加されたが、他の通知書は記載されていない。 認定通知書のみタイトル、フォントサイズを可変とする意図は何か。認定通知書のみ可変で問題ないか。	その他	帳票間で仕様不一致があるため。
168	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
169	標準レイアウト様式	7	就学援助費否認認定通知書	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
170	標準レイアウト様式	8	就学援助費保留通知書	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
171	標準レイアウト様式	14	就学援助費支給通知書（保護者向け）	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
172	その他					就学援助費認定通知書、就学援助費否認認定通知書、就学援助費保留通知書、就学援助費支給通知書（保護者向け）に印字する「学校コード」について、諸元表は「就学世帯出力の際は複数印字可能とする」と記載されている一方、標準レイアウトは2件の学校コードを印字する仕様になっている。 児童の明細は5行のため、学校コードも最大5件存在する可能性があるが、5件の学校コードが存在した場合の印字仕様が不明確である。何件まで学校コードを印字するのか、印字位置はどのようにするのか諸元表や帳票レイアウトに明記していただきたい。	その他	仕様が不明確なため。
173	その他					諸元表に「郵便番号（「〒999-9999」形式）」の記載があるが、学齢簿編成等の諸元表には、「郵便番号（「999-9999」形式）」と記載がある。「〒」は印字しない認識で問題ないか。	その他	業務間で仕様不整合があるため。
174	その他					認定通知書のみ、通知書タイトルに「（タイトル、フォントサイズを可変とする）」の記載が追加されたが、他の通知書は記載されていない。 認定通知書のみタイトル、フォントサイズを可変とする意図は何か。認定通知書のみ可変で問題ないか。	その他	帳票間で仕様不一致があるため。
175	標準レイアウト様式	14	就学援助費支給通知書（保護者向け）	A4版のみ定義されている。	A4版に加え、圧着ハガキ版での出力も可能にする。		職員業務量の低減	圧着ハガキ版での出力も可能にすることで、封入封緘作業が不要となり、郵送に係る作業時間の短縮が見込まれるため。
176	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
177	標準レイアウト様式	7	就学援助費否認認定通知書	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。

178	標準レイアウト様式	8	就学援助費保留通知書	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
179	標準レイアウト様式	14	就学援助費支給通知書（保護者向け）	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
180	その他					就学援助費認定通知書、就学援助費否認認定通知書、就学援助費保留通知書、就学援助費支給通知書（保護者向け）に印字する「学校コード」について、諸元表は「就学世帯出力の際は複数印字可能とする」と記載されている一方、標準レイアウトは2件の学校コードを印字する仕様になっている。 児童の明細は5行のため、学校コードも最大5件存在する可能性があるが、5件の学校コードが存在した場合の印字仕様が不明確である。何件まで学校コードを印字するのか、印字位置はどのようにするのか諸元表や帳票レイアウトに明記していただきたい。	その他	仕様が不明確なため。
181	その他					諸元表に「郵便番号（「〒999-9999」形式）」の記載があるが、学齢簿編成等の諸元表には、「郵便番号（「999-9999」形式）」と記載がある。「〒」は印字しない認識で問題ないか。	その他	業務間で仕様不整合があるため。
182	その他					認定通知書のみ、通知書タイトルに「（タイトル、フォントサイズを可変とする）」の記載が追加されたが、他の通知書は記載されていない。 認定通知書のみタイトル、フォントサイズを可変とする意図は何か。認定通知書のみ可変で問題ないか。	その他	帳票間で仕様不一致があるため。
183	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
184	標準レイアウト様式	7	就学援助費否認認定通知書	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
185	標準レイアウト様式	8	就学援助費保留通知書	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
186	標準レイアウト様式	14	就学援助費支給通知書（保護者向け）	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
187	その他					就学援助費認定通知書、就学援助費否認認定通知書、就学援助費保留通知書、就学援助費支給通知書（保護者向け）に印字する「学校コード」について、諸元表は「就学世帯出力の際は複数印字可能とする」と記載されている一方、標準レイアウトは2件の学校コードを印字する仕様になっている。 児童の明細は5行のため、学校コードも最大5件存在する可能性があるが、5件の学校コードが存在した場合の印字仕様が不明確である。何件まで学校コードを印字するのか、印字位置はどのようにするのか諸元表や帳票レイアウトに明記していただきたい。	その他	仕様が不明確なため。

188	その他					諸元表に「郵便番号（「〒999-9999」形式）」の記載があるが、学齢簿編成等の諸元表には、「郵便番号（「999-9999」形式）」と記載がある。「〒」は印字しない認識で問題ないか。	その他	業務間で仕様不整合があるため。
189	その他					認定通知書のみ、通知書タイトルに「（タイトル、フォントサイズを可変とする）」の記載が追加されたが、他の通知書は記載されていない。 認定通知書のみタイトル、フォントサイズを可変とする意図は何か。認定通知書のみ可変で問題ないか。	その他	帳票間で仕様不一致があるため。
190	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
191	標準レイアウト様式	7	就学援助費否認認定通知書	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
192	標準レイアウト様式	8	就学援助費保留通知書	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
193	標準レイアウト様式	14	就学援助費支給通知書（保護者向け）	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
194	その他					就学援助費認定通知書、就学援助費否認認定通知書、就学援助費保留通知書、就学援助費支給通知書（保護者向け）に印字する「学校コード」について、諸元表は「就学世帯出力の際は複数印字可能とする」と記載されている一方、標準レイアウトは2件の学校コードを印字する仕様になっている。 児童の明細は5行のため、学校コードも最大5件存在する可能性があるが、5件の学校コードが存在した場合の印字仕様が不明確である。何件まで学校コードを印字するのか、印字位置はどのようにするのか諸元表や帳票レイアウトに明記していただきたい。	その他	仕様が不明確なため。
195	その他					諸元表に「郵便番号（「〒999-9999」形式）」の記載があるが、学齢簿編成等の諸元表には、「郵便番号（「999-9999」形式）」と記載がある。「〒」は印字しない認識で問題ないか。	その他	業務間で仕様不整合があるため。
196	その他					認定通知書のみ、通知書タイトルに「（タイトル、フォントサイズを可変とする）」の記載が追加されたが、他の通知書は記載されていない。 認定通知書のみタイトル、フォントサイズを可変とする意図は何か。認定通知書のみ可変で問題ないか。	その他	帳票間で仕様不一致があるため。
197	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
198	標準レイアウト様式	7	就学援助費否認認定通知書	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
199	標準レイアウト様式	8	就学援助費保留通知書	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。

200	標準レイアウト様式	14	就学援助費支給通知書（保護者向け）	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
201	その他					就学援助費認定通知書、就学援助費否認認定通知書、就学援助費保留通知書、就学援助費支給通知書（保護者向け）に印字する「学校コード」について、諸元表は「就学世帯出力の際は複数印字可能とする」と記載されている一方、標準レイアウトは2件の学校コードを印字する仕様になっている。 児童の明細は5行のため、学校コードも最大5件存在する可能性があるが、5件の学校コードが存在した場合の印字仕様が不明確である。何件まで学校コードを印字するのか、印字位置はどのようにするのか諸元表や帳票レイアウトに明記していただきたい。	その他	仕様が不明確なため。
202	その他					諸元表に「郵便番号（「〒999-9999」形式）」の記載があるが、学齢簿編成等の諸元表には、「郵便番号（「999-9999」形式）」と記載がある。「〒」は印字しない認識で問題ないか。	その他	業務間で仕様不整合があるため。
203	その他					認定通知書のみ、通知書タイトルに「（タイトル、フォントサイズを可変とする）」の記載が追加されたが、他の通知書は記載されていない。 認定通知書のみタイトル、フォントサイズを可変とする意図は何か。認定通知書のみ可変で問題ないか。	その他	帳票間で仕様不一致があるため。
204	標準帳票印字項目	6	就学援助費認定通知書		大分類「支給対象費目及び支給予定額」の小分類として「支給予定時期」を追加する。		住民サービスの向上	本市では、認定通知時に、各支給対象費目の支給金額と併せて、支給予定時期についても通知しているため。
205	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
206	標準レイアウト様式	7	就学援助費否認認定通知書	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
207	標準レイアウト様式	8	就学援助費保留通知書	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
208	標準レイアウト様式	14	就学援助費支給通知書（保護者向け）	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
209	その他					就学援助費認定通知書、就学援助費否認認定通知書、就学援助費保留通知書、就学援助費支給通知書（保護者向け）に印字する「学校コード」について、諸元表は「就学世帯出力の際は複数印字可能とする」と記載されている一方、標準レイアウトは2件の学校コードを印字する仕様になっている。 児童の明細は5行のため、学校コードも最大5件存在する可能性があるが、5件の学校コードが存在した場合の印字仕様が不明確である。何件まで学校コードを印字するのか、印字位置はどのようにするのか諸元表や帳票レイアウトに明記していただきたい。	その他	仕様が不明確なため。

210	その他					諸元表に「郵便番号（「〒999-9999」形式）」の記載があるが、学齢簿編成等の諸元表には、「郵便番号（「999-9999」形式）」と記載がある。「〒」は印字しない認識で問題ないか。	その他	業務間で仕様不整合があるため。
211	その他					認定通知書のみ、通知書タイトルに「（タイトル、フォントサイズを可変とする）」の記載が追加されたが、他の通知書は記載されていない。 認定通知書のみタイトル、フォントサイズを可変とする意図は何か。認定通知書のみ可変で問題ないか。	その他	帳票間で仕様不一致があるため。
212	標準帳票印字項目	15	就学援助費支給通知書（学校長向け・給食センター向け）	学校単位で出力とのことだが、印字項目に児童に関する「児童・生徒氏名」「生年月日」「性別」「学年」が対象となっている。	印字項目の「児童・生徒氏名」「生年月日」「性別」「学年」を対象外とする。		その他	児童の情報を出力した場合、児童が数多く羅列されていき通知書というよりは一覧表のような帳票になってしまうと考えられます。また、児童ごとで頁を切替え想定とすると、児童単位での出力扱いになるのではと考えられます。
213	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書	A4様式とはがき様式で口座項目の並び順に統一性がない。 また、金融機関名・口座種別・口座名義人の出力位置が揃っていない。	項目の並び・出力位置を統一していただきたい。		職員業務量の低減	複数様式を併用する場合、項目の並び・出力位置が統一されていないことにより確認作業に支障が出るのが想定されます。 ※支給通知書についても同様にご検討ください
214	その他					諸元表の「06_就学援助費認定通知書」「通知書タイトル」について、「フォントサイズを可変とする」とあるが、サンプル様式（新入学ひらがな様式）ではフォントサイズではなく二段表示によって全文を表示している。  このことから「フォントサイズを可変とする」部分を削除し、「その他編集条件」に「最大文字数を入力した場合も文字切れすることなく表示の調整が行われること」などの記載に変更していただきたい。  また、ひらがな様式のタイトル文字数が当諸元表の桁数を超過しているため見直しをお願いします。	その他	「フォントサイズを可変とする」と表記してしまうと、任意でフォントサイズを変更可能であると解釈できてしまいます。 任意でのフォントサイズ指定は実現が難しく、サンプル様式を見る限り記載意図とは異なると認識しています。
215	標準レイアウト様式	6	就学援助費認定通知書	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
216	標準レイアウト様式	7	就学援助費否認認定通知書	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
217	標準レイアウト様式	8	就学援助費保留通知書	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。
218	標準レイアウト様式	14	就学援助費支給通知書（保護者向け）	学校コード XXXXXXXX XXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXX	学校コード XXXXXXXXXXXXX 申請番号 XXXXXXXXX		その他	06-4_別紙5_4_【文科省：就学援助】諸元表_20220712.pdfと桁数、繰り返しの整合がとれていない。

219	その他					<p>就学援助費認定通知書、就学援助費否認定通知書、就学援助費保留通知書、就学援助費支給通知書（保護者向け）に印字する「学校コード」について、諸元表は「就学世帯出力の際は複数印字可能とする」と記載されている一方、標準レイアウトは2件の学校コードを印字する仕様になっている。</p> <p>児童の明細は5行のため、学校コードも最大5件存在する可能性があるが、5件の学校コードが存在した場合の印字仕様が不明確である。何件まで学校コードを印字するのか、印字位置はどのようにするのか諸元表や帳票レイアウトに明記していただきたい。</p>	その他	仕様が不明確なため。
220	その他					<p>諸元表に「郵便番号（「〒999-9999」形式）」の記載があるが、学齢簿編成等の諸元表には、「郵便番号（「999-9999」形式）」と記載がある。「〒」は印字しない認識で問題ないか。</p>	その他	業務間で仕様不整合があるため。
221	その他					<p>認定通知書のみ、通知書タイトルに「（タイトル、フォントサイズを可変とする）」の記載が追加されたが、他の通知書は記載されていない。</p> <p>認定通知書のみタイトル、フォントサイズを可変とする意図は何か。認定通知書のみ可変で問題ないか。</p>	その他	帳票間で仕様不一致があるため。